

は、兩人畏て御祝を上るなり、然る處に永正三年丙寅正月十六日、尹祐公の御舅肥後國阿蘇惟乘逝去の由到來有しか、同九月十一日に、尹祐公の御前もかくれまします、誠に有爲無常の習、生者必滅の掟なれば、葬送を遂玉ふ、法名門佛房賀冠明慶大姉、是を阿蘇の御前と申也、

長倉若州垂水但州切腹事

又其比福永藤左衛門尉と云者有、少身たりと云へ共、不_レ斷上下を着し、佛神を深敬す、其福に依てか息二郎三郎於_二當家_一名を發し、後には伊豆守に被_二召成_一、出頭肩をならふる人もなし、其比平賀氏の侍女有、此人を豆州へ被_レ下、やかて女子を産めり、然るを十の内より御内に被_二召置_一、御側に仕玉ふ、然るを豆州垂水又六に契約して、十四五の比祝儀有、其以後尹祐公何とか思召たりけん、彼息女を御所望也、其時垂水又六申上るは、福永方へ罷居る内にて候は、任_二上意_一可_レ申事なれ共、今又我家に召置上は、御免可_レ有と申上る、去共御承引なかりければ、垂水又六知行所三宅福野に列行けり、尹祐公是を聞召て、追付三宅の方に御あり、近習の面々苦々敷思ひ、落合參河守急き參

り玉へと、使を以て云知せけり、尹祐公をは近習衆分別にて、童子原の寺家に先入奉る、早速參河守參上り、尹祐公御覽有て、奥の亭へ引籠玉ふ、然間參州大音にて被_レ申けるは、祖父祐堯公國を治玉ひて後、祐國公御氣任に依て、飢肥御陣に已に御家の難を留め玉ふ、併飢肥の替の地として、庄内千町を知行有、依_レ夫御家の難少淺くなる、今又公の御氣任の事、乍_二緩急_一不_レ可_レ然、薩摩は大敵、北は豊後梓越一つ儀、先分國を御拘可_レ有御才覺尤と被_二申上_一ける、是を尹祐如何御承引有けるや、竊に寺の裡門を出させ玉ひ、都於郡に御歸城なり、三河守も御跡より罷歸り、直に御城へ參上し、御前に被_二申上_一は、乍_レ恐以前爲_二申上_一儀御承引、誠に此上は三河か外聞辱とて、感涙を流し被_レ申ける、尹祐公暫御返答なかりしか、重て宣ひける、彼又六女房を豆州計ひにて側へ召置けと申故、如_レ此の上意也、依_レ之又六へは名字親類異見を盡し、彼女房を福永方へ送付、又六へは川崎氏の女を取成けり、其時落書、

垂水の流をそ、く河崎の

恥のうけはのせき所なし

百疋、

犬追物手組之日記永正十年癸酉八月廿七日

伊東殿

十三疋

長倉四郎兵衛尉二疋

伊東殿

十三疋

上別府治部少輔三疋

八代越前守一疋

山田二郎三郎一疋

大脇掃部助二疋

伊東彈正左衛門尉二疋

川崎四郎左衛門尉三疋

八代駿河守一疋

佐々宇津右衛門尉一疋

伊東相摸守二疋

喚次野村淡路守

又永正十一年甲戌、妻萬宮の松俄に枯にけり、去間丹誠を抽御祈禱有しかは、又葉出たり、是御祈誓驗なり、同八月十六日、祐國公の御後室逝去し玉ふ、同八月廿七日、於_二都於郡_一御犬あり、

犬追物手組之日記永正十一年八月廿七日

伊東殿

長倉四郎兵衛尉

伊東三河守

上別府治部少輔

八代越前守

山田次郎三郎

伊東彈正左衛門尉

大脇孫四郎

八代駿河守

川崎四郎左衛門尉

伊東相摸守

佐々宇津右衛門尉

其以後尹祐公瀧の天神に御參詣有て御下向の時、福永所へ御成有、豆州の息女を直に御城へ召列玉ふなり、其後永正七年庚午に、豆州の息女懷任、八月上旬、尹祐公長倉若州垂水但州兩人へ、彼福永腹に男子出生せは、御祝を上よとの仰也、兩人被_二申上_一は、當こそ前々申上たる儀有、天に二つの日なく、國に二人の主なしと被_二申上_一しかは、依_レ之御氣色悪くなる、其上長倉若狭守は、綾の地頭職たり、兼て稻津越前守綾の地頭職を望被_レ申といへ共難_レ叶、此時御氣色悪きを幸に、讒を構てさへ、被_レ申故、彼兩人身命難_レ遁ければ、以上父子四人、九月一日に綾城へ楯籠らる、同十三日に、福永腹に祐充公御誕生有、虎乘丸と申、尹祐公宮原迄御進發、其時眞幸北原家尹祐公の御聲たる上は、上畑の山の陣を加勢として被_レ取り、斯て十月十七日に、兩人切腹ありて、國中泰平に成る、綾亂とは是なり、

犬追物數ヶ度興行事

永正九年壬申十二月廿三日、尹祐公御息女鳥津忠治御重縁の祝儀有、同十年癸酉、祐充一腹に男子御誕生、小名虎熊殿と申なり、同年八月、犬追物興行、犬數

檢見荒武伊勢守 喚次野村淡路守
於三都於郡

犬追物手組之日記永正十一年九月廿二日

伊東殿 右松 六郎三郎

伊東相摸守 落合 藤五

伊東彈正左衛門尉 荒武彦十郎

伊東三郎右衛門尉 津留 藤八

伊東三河守 福永 二郎三郎

八代駿河守 上別府治部少輔

手組外八代越前守 佐々津右衛門尉

佐土原民部少輔

檢見荒武伊勢守

又翌年も於三都於郡一興行、

犬追物手組之日記永正十二年五月廿八日

大和守殿 長倉 四郎兵衛尉

八代駿河守 深歲 二郎太郎

伊東又四郎 落合 又八郎

佐々津右衛門尉 山田 二郎三郎

上別府 新八郎 荒武 彌六

佐土原民部少輔 福永 二郎三郎

伊東 太郎二郎 八代 彌二郎
伊東相摸守 伊東三郎右衛門尉

喚次飯田九郎三郎

檢見荒武伊勢守

同翌日も於三都於郡一興行、

上手犬追物手組之日記永正十二年五月廿九日

伊東相摸守 飯田 九郎三郎

伊東三郎右衛門尉 落合 又八郎

佐々津右衛門尉 山田 二郎三郎

八代越前守 荒武彦十郎

伊東又四郎 川崎四郎左衛門尉

八代駿河守 上別府 新三郎

檢見佐土原豊前入道 喚次川崎二郎左衛門尉

去程に桐壺腹の御曹子内々公の御氣色宜からさりし
か、永正十四年丁丑十一月十四日に、弓削攝津介方
へ被仰付、己に殺害し玉ふ也、御年八^カ十二歳也、
彼恨深く有て、御家の障碍と成玉ひしかは、鹿那田の
郷に慶部権現と崇玉ひて、神領五町寄付し玉ふ也、同
翌十五年戊寅、於三都於郡一御犬興行、
犬追物手組之日記永正十五年十一月三日

大和守殿 伊東 六郎五郎

伊東三河守 八代 彌二郎

長倉美作守 山田 二郎三郎

伊東 太郎二郎 荒武彦十郎

八代駿河守 福永 二郎三郎

伊東相摸守 上別府治部少輔

手組外佐土原民部少輔 飯田九郎三郎

長倉四郎兵衛尉 河崎伊賀守

兩檢見内 佐土原豊前入道

外 八代越前守

同翌年の興行於三都於郡一

犬追物手組之日記永正十六年五月廿七日

大和守殿 伊東 六郎五郎

伊東三河守 稻津 修理亮

長倉四郎兵衛尉 福永 二郎三郎

深歲民部丞 山田 二郎三郎

八代彌次郎 落合 藤五

伊東相摸守 上別府民部少輔

檢見八代越前守

伊東殿 次手於三都於郡一犬追物手組之日記永正十六年六月九日

伊東相摸守 落合 河内守

飯田 九郎三郎

伊東 六郎五郎 荒武 藤兵衛尉

伊東又四郎 荒武彦十郎

伊東彈正左衛門尉 山田 二郎三郎

伊東三河守 福永 二郎三郎

檢見八代越前守

上手於三都於郡一犬追物手組之日記永正十六年六月九日

大和守殿 稻津 修理亮

長倉美作守 八代 彌二郎

上別府治部少輔 大脇 孫四郎

長倉四郎兵衛尉 荒武彦十郎

深歲民部丞 荒武藤兵衛

八代駿河守 川崎 藤八

檢見八代越前守

於三都於郡一犬追物手組之日記永正十六年六月十日

大和守殿 長倉 四郎兵衛尉

八代駿河守 深歲 二郎太郎

稻津 修理亮 荒武藤兵衛

落合 藤五 荒武彦十郎

深歲民部丞 山田 二郎三郎

伊東彈正左衛門尉 八代 彌二郎

檢見八代越前守 喚次上別府雅樂助

斯九ヶ年に及、世上無爲に暮、永正十七年庚辰七月朔日、三侯勝岡の城を取始る、是は荒武藤兵衛尉に被_レ仰付、其故は前々文明十九年丁未、三侯雜説に付被_レ越、兩城格護候而、其例に任せて如此なり、

度々其方被_レ越候而、辛勞令_レ悦喜候、城拵之事、番衆中無_レ油斷可_レ有_レ催促事專一候、巨細者福永民部丞所より可_レ被_レ申候、恐々謹言、

十月一日

尹 祐

荒武藤兵衛尉殿

尙々當番衆中禮之分可_レ被_レ心得候、用心城誘候者、不_レ願_レ無_レ心、可_レ有_レ催促候、重疊萬吉云々、

其以後三月八日、志和地合戦、感狀云、

今月八日、於_レ志和地之城、先懸、粉骨之忠勤褒美之、至誠依_レ難_レ盡_レ紙面、閣_レ筆、恐々謹言、

三月十六日

尹 祐

荒武藤兵衛尉殿

前々山田御知行の折節も、藤兵衛親子高名故、感狀を賜、

日向記卷第四

三侯御陣并合戦事

三侯領も近年は北郷の妨に依て、自由になかりしかは、永正十七年庚辰七月朔日、三侯勝岡の城を取始、國中の諸勢次第を逐て、和田梶山を本陣に被_レ居、在所々明所もなく陣取て、其勢雲霞の如く満々たれば、流石至剛の者と云共叶つへしとも不_レ見、同六日に、先懸の勢都の城に押寄、町屋を押破んとせし所に敵勢打て出、爰を先途と防戦、互に敵味方入亂、散々切合突合けるか、終に城々尾を責崩す、福永平右衛門と名乗て、北郷民部少輔を打捕り、同息を伊東三河守手に討取、其外雜兵不_レ知_レ數、彼勝利を以て本陣に引退、夫より北郷方には山田安永野々美谷の人數を以、本の原を手堅取圍、大永二年壬午四月に、伊東勢一萬を以、本の原に押寄る、手々の大將には、先陣伊東相摸守祐梁、同上總守祐兵、黒貫寺一海法印、太平寺、伊東三河守祐運、同名右馬助、同名式部大輔、國老には落合河内守兼代、福水伊豆守祐禎、稻津修理亮重昌、此外記に不_レ遑、ひた_レと押詰る、城中よりも進

出、命を限に防戦、雖_レ然本の原を責す、たかいに無_レ勝負、而、伊東勢其日は梶山に引にけり、其時山田の城主北郷久家都の城に馳參り、北郷左衛門尉忠助に被_レ申けるは、伊東北原兩敵に山田を被_レ攻崩、望て恥をか、せ玉はんよりは、野々美谷は伊東方に渡し、山田は北原の本領なれば、兩城を去渡、彼境泰平に治玉ひては可_レ有_レ如何とぞ被_レ申ける、誠に金言耳にさかふ習なれば、北郷忠助是に立腹し、返答に及はさりしかは、六郎久家是を見て、情物を案するに、人の世の末に成て亡へき驗には、賞すへきを賞せず、罰すへきを罰せず、軍を興す時に當て起さす、徒に酒宴をどしなへにし、終に善に止り悪を去事無ものと承る、予も又如此の不順を見んよりは、いさ梶山に懸入て討死せはやと思ふ、いかにと、憚る所もなく申ければ、各も其言葉にや恥たりけん、同四月廿六日の卯刻に、一千餘の人數を以、梶山に寄せ來る、伊東方の要害にも、なしかは隱有へき、城の内に究竟の兵數千人籠居たる事なれば、是を物の數共せず、たかいに押合、士卒の氣を勵し、命を限に防戦、伊東方の猛勢を以、北郷方の少勢にかけ入ける間、しとるに成て、足を亂

す、土橋の太刀打、高名の輩には長倉孫九郎祐有、海老原志摩介爲安、同名玄蕃允爲武、黒岩筑後守政主、三輪左近丞末秋、安藤伊賀守武矢、志和地兵庫助、押河大膳亮則重、多田甚兵衛尉、久米田藤太郎儀運、河野十郎左衛門尉通重、阿萬大學助忠良、眞方清右衛門尉、野崎源三郎、後藤新兵衛尉童_ガ重_シ、其外分捕不_レ知_レ數、爰に野村主税助昌徳、海老原彌二郎爲長と名乗て防戦、然るに彌二郎敵の大將を見るより、横合に馳入り、たかいに取與けり、敵の大將は鎧武者にては有、手は負つ、彌次郎に被_レ指て空くなる、後にそ山田城主北郷六郎久助とは知たりけれ、伊東方の和田梶山の大剛の人々には八代長門守祐量、同藤七郎、落合刑部少輔兼有、稻津民部少輔重由、野村松法師、同三郎五郎、同新五郎、弓削隼人佐、同源源二郎、長嶺大炊左衛門尉、阿萬主計助、三輪縫殿助、同源四郎、橋口圖書、久米田善左衛門尉、曾我右衛門尉、緒刑_歟形_歟太郎次郎、河崎彌八郎、肥田本源次郎、中村八郎右衛門尉、宮田豊前守、海老原二郎三郎、同二郎太郎、彼人々は叫て鑓を入、突合切合太刀の鏗音、敵味方の時の聲は、唯百千の雷も、鳴落るかぞと覺へたる、さしも廣き小

鷹原、左右にはつと追散し、北郷勢を五十餘人討捕、其外海老原六郎太郎爲用と名乗て、大嶺大膳亮を討捕、惣て於三野々美谷、北郷勢を打捕、其數を記八百餘人也、北郷勢無三甲斐、敗軍にて、山田へこそは被引けり、

尹祐於三野々美谷頓死事

然以後は、山東の諸軍勢、和田梶山を手堅圍て、彌稠く番をなす、尹祐公御子始、同霜月於三都於郡岩崎、犬興行、

犬追物手組之日記大永二年十一月廿二日

大和守殿	伊東 六郎五郎殿
伊東相摸守殿	落合 藤五
長倉美作守殿	福永 次郎三郎
佐々宇津彦六殿	荒武 彦次郎
上別府治部少輔殿	大脇 孫四郎
八代彌次郎殿	山田 二郎三郎
伊東上總守殿	稻津 二郎三郎
伊東虎乘九殿	長倉 四郎兵衛
檢見八代越前守	喚次落合五郎太郎

同三年癸未霜月八日、尹祐公庄内野々美谷陣に御乘

ある折節、俄に壯[○]机の上より御頓死、御年五十六、法名大用慈全大用寺殿と申す、御燒香は明林雲剛大和尚也、同十二月十日には、御舍弟相州祐梁も御死去也、誠日數三十日の内に、御兄弟如^レ此の仕合、申も疎なる御事也、先年三侯御知行以來、彼伊東方との防戰會て以不^レ止や、もすれば北郷方不^レ得勝利事無念にや被^レ思けん、竊に謀を廻し、兵道の秘術を盡し調伏しけるとなり、ケ様の天罰の事にてや有けん、彼兵道者夜の夢に、尹祐公甲冑を帶し馬上にて、彼宿所に懸入玉ひぬと夢見てければ、忽にすくみて死にけると申傳ふ、誠に不^レ遁因酬の程こそをそろしけれ、

祐充公家督婚禮附犬追物事

尹祐公の嫡子虎乘九祐裔御元服、尹祐公御手つから理髪を被^レ成、長倉四郎兵衛御櫛上を勤む、御酌初献落合藤五、二献山田二郎三郎、三献長倉美作守也、御座敷九間の客殿に御簾を掛らる、此時六郎祐備と申、大永三年には十四歳、家督を繼大和守祐充と改め玉ふ、外祖父福永伊豆守、稻津修理亮令三加判、國中靜謐に治る、雖^レ然鬱憤深くして、三侯退治せん事を思慮

を廻し玉ひしかは、大永四年甲申五月五日に、北郷より和睦あり、三侯野々美谷城を伊東に被^レ去渡、間請取、彼境安泰に治、大永四年八月廿九日、北郷左衛門尉女、祐充公へ御輿入、先廿五日都城御立、和田高城稻津民部大輔宅に御一宿、廿六日田野假屋、廿七日荒武安木佐野御着、廿九日吉日たるに依て、城戸の上の館へ輿入也、御迎は長倉伊賀守、落合兵部少輔、河崎伊勢守、御輿寄稻津二郎五郎、川崎藤五郎、一の臺輿寄荒武彦二郎、同木工左衛門、臺の屋輿寄同女房輿寄井尻伊賀守、井戸川彌五郎也、御中間布施名字の者二人、御待請長倉四郎兵衛妻、御輿迎には長倉美作守、稻津彌九郎、湯地氏の侍四人也、同八月於三都於郡御犬興行、

犬追者手組之日記大永四年八月五日

伊東殿	平賀 犬二郎九
長倉美作守	落合 左衛門佐
伊東又四郎	福永 主税助
上別府雅樂助	荒武 彦二郎
長倉四郎兵衛尉	大脇 孫四郎
佐々宇津彦六	山田 二郎右衛門尉

八代隼人佐	稻津彌九郎
佐土原太郎	上別府治部少輔
檢見八代越前入道	喚次飯田備前守
於三都於郡	

犬追物手組日記大永四年八月十日

伊東殿	八代隼人佐
佐土原太郎	落合河内守
佐々宇津彦六	落合又九郎
長倉四郎兵衛尉	荒武彦二郎
上別府治部少輔	荒武右近丞
平賀犬二郎九	山田 二郎三郎
長倉美作守	福永 主税助
伊東三河守	上別府雅樂助
檢見八代越前守	喚次川崎彌五郎

翌大永五年三月、於三都於郡興行、

犬追物手組之日記大永五年三月四日

伊東殿	八代隼人助
佐土原太郎	佐々宇津彦六
平賀甚五郎	落合兵部少輔
飯田肥前守	福永 主税助

伊東三河守 稻津彌九郎
 伊東又四郎 上別府治部少輔
 檢見長倉四郎兵衛尉 喚次野村四郎
 於都於郡

犬追物手組之日記大永五年五月四日

伊東殿 八代 藤七
 伊東又四郎 落合兵部少輔
 八代隼人正 福永主稅助
 上別府治部少輔 荒武彦二郎
 飯田肥前守 大脇孫四郎
 平賀甚五郎 山田次郎右衛門尉
 佐土原太郎 稻津彌九郎
 伊東式部大輔 佐々宇津彦六
 檢見長倉四郎兵衛尉 喚次深藏二郎太郎
 長倉四郎兵衛尉後に兵庫頭に改 初て檢見の役を承ると云共、老
 功の勤る所なりとて、度々斟酌申上、然れ共別義を以
 て被仰付上、鞭鞆を給り是を勤と云々、翌年も於都
 於郡御犬興行有、
 犬追物手組之日記大永六年二月十七日
 伊東武藏守 上別府治部少輔

八代 藤七 福永右衛門太夫
 稻津彌九郎 荒武彦二郎
 落合兵部少輔 大脇孫四郎
 平賀甚五郎 山田二郎三郎
 伊東又四郎 飯田肥前守
 兩檢見内伊東殿御年十七歳にて
檢見なされ候 外長倉四郎兵衛尉
 於都於郡犬追物手組之日記大永六年三月廿三日
 伊東殿 長倉四郎兵衛尉
 佐土原太郎 福永右衛門太夫
 落合兵部少輔 荒武彦二郎
 稻津彌九郎 大脇孫四郎
 平賀甚五郎 山田二郎右衛門尉
 伊東武藏守 飯田肥前守
 檢見落合河内守 喚次野村四郎
 八幡宮社參の事
 大永五年九月十六日御祭禮有、祐充公御家督の後、未
 神拜を遂玉はさるの間、幸祭禮の次を以て御社參有、
 前駈長倉四郎兵衛、落合九郎左衛門、御太刀落合五郎
 太郎也、社頭に至ては、右松宮内少輔御先を勤む、神
 前の御太刀は、稻津左近允是を勤む、齋警事終て御退

出也、

求麻逆亂加勢事

去程に大永六年丙戌七月廿六日、求麻犬童逆亂有し
 かは、伊東家よりは荒武藤兵衛尉、弓削空允爲二兩大
 將御加勢也、肥州上求麻へ越山す、其日野伏懸る間
 一戦に及、弓削空允赤池新左衛門尉を討取、同八月七
 日、宮の原の城攻に、藤兵衛犬童刑部左衛門を討取、
 藤兵衛尉披官三輪孫右衛門尉討死す、其外手負八人
 也、斯て犬童亂も靜謐成て歸國也、去は尹祐公の御子
 男女に八人有、嫡女は新納忠勝の御前也、二女は島津
 忠治の御前、三女相良長祇の御前也、四女北原御前、
 五男福永腹、永正七年庚午御生、六郎祐允家業を受玉
 ふ、六男永正十年癸酉御出生、祐允御一腹、小名虎熊
 殿と申、御元服の後六郎五郎祐清と申也、七男は永正
 十四年丁丑御出生、祐清御一腹也、出家になし黒貫寺
 に住玉ふ、後還俗有て六郎十郎祐吉と申也、八女は伊
 東相摸入道飯雲齋の室と成玉ひぬ、大永七年丁亥十
 二月廿六日、相良長祇都於郡に御越山、是は去年犬童
 亂の加勢の芳志を謝せんか爲也、同翌八年戊子二月、
 都於郡御犬有、

犬追物手組之日記大永八年三月十六日

伊東殿 右松 八郎
 伊東武藏守 落合兵部少輔
 長倉六郎次郎 山田二郎右衛門尉
 平賀甚五郎 荒武彦三郎
 伊東式部大輔 福永右衛門太夫
 伊東六郎五郎 佐々宇津彦六
 手組之外に伊東又次郎
 檢見長倉兵庫頭 喚次落合五郎太郎
 同三月廿日、薩州より福昌寺使僧にて、廻の敷相當
 家に越山候故御參會有、彌諸境和談有、夫より無爲に
 成ぬるなり、其年頓て享祿と改元す、祐充公は北郷殿
 の御智と成玉ひ、女子一人有、祐清公に御契約、祐充
 公の御前御早世の後、又北郷殿の智と成玉ふ、此腹に
 も女子一人をはします、御ちうもんご申、後には庄内
 に住し玉ふ也、
 守護方若輩方爭論の事
 情世上の躰を考るに、祐充公御若年の故にや、臣君を
 蔑し奉り、下を諂私事のみ多かりしかは、國中も物さ
 はかしく成ける起を尋聞に、福永豆州は、祐充祐清祐

吉御三人を孫に持、威勢國中に肩を並ぶる人もなし、去は分國以下の人数をば吾被官になし、所々に發向す、其上嶽の米良を近付、嵐田と申在所遣せり、夫より小原椎葉山黒木、ヶ様の在所の田舎人共、人珍しき奴原か里に出て、豆州の被官と同前に、彼方此方に發向し、夜討山賊人を勾引、歴々の下人無科に過錢を引せなとする事無限、依其一家御年比衆に法度すへき人は無様に下々沙汰をしたりけり、是都於郡の若き衆中開付玉ひて、被官法度可有と何も談合にて、其比は享祿四年辛卯六月下旬の比、御城下東興庵と申所を夜討にす、世上の沙汰には、此以後は御城をも夜討にすへきといひさたせり、其上被官法度有と申故、此旨福永豆州聞玉ひ、落合九郎左衛門兼由は、若き衆方か守護方かと被尋、九郎左衛門尉は若き衆方とぞ申ける、當は先九郎左衛門尉を可討との内談也、其故は九郎左衛門尉若き衆方に成ならば、國中の人数は皆彼者に付へしと、豆州被思ける間、毎日御城に祇候の人なれば、明朝腹を伐すへしと談合す、彼義を九郎左衛門尉傳聞て、吾は君の御奉公にこそ法度はすれ、忠反て不忠と云共不苦と、夫より御城に被參

に、宿より堅くひかへしかども、其儘振切出る所を、究竟の者共十人程にて御城の下にて腹を伐せ申す、比は七月四日也、其日より守護方若き衆方と引分るる間、若き衆方の大將には稻津修理亮重由、又外城の地頭并衆中國の法度をせらるゝならば、吾も同前に申へきとて、同七日修理方か守護方にさしかり、御城の下犬の馬場にて合戦有、日の内に七度の鍵を合せし、三度も守護方勝利なし、たかいに言葉戦に成て守護方より云けるは、各は傍輩の修理を守護に用るや、さにては非し、少身の御一族を大將にするにはあらんと云たりける、此言葉にやつまりけん、楯もなき船を海上に乗出したるこゝちし侍り、若き衆方は理を以主を不持故に、皆々流浪の身と成にけり、夫より稻津修理亮、右松和泉守、河崎伊賀守にも腹を切せたり、犬馬場の戦に、其日伊東加賀守叔父討死也、彼是侍十人計戦死す、去は福永豆州は代々當家の恩を戴き徳を荷て、一家の繁昌恐らくは分國の諸侍肩を可并もなかりけるに、所領は多し、むさふりとりて、猶飛龍天に有がごとし、豆州剩吾子を伊東になし玉ふ、夫をおさゆる人もなし、其時の落書に、

筋ありと云へとも國に主はなし伊豆を伊東のみな
かみにして

とぞ讀たりける、其比伊東武藏守宣ひけるは、若き衆は理を以て主を不持故に流浪の身となる、福永は非儀を構ても御奉公と成しなり、只天命の時節を待より外の事はなしとそつふやかれける、

加護八幡宮建立事

先年奉三殺害伊東二郎祐邑公、對三當家御恨甚以深重にして、其靈たゝりをなす、依之享祿四年辛卯十二月十三日、禁裏より口宣を被下、加護八幡宮と崇めて、叢祠を草創して、都於郡一乘院に始て齋祭の祭をつとむ、此時舜重法印別當たり、然るに重而神託して曰、富庄河南本郷此地に立社、可三以我稱三加護八幡宮と有故、天文五年丙申十一月再興して、移祭三于此所、大宮司職者米良右近將監、是は祐邑の家臣なり、此米良を天氏重爲と神託の間、社領郡司分四十二町寄附せらる、是は祐邑存生の時の所領なり、四月九日霜月九日、一年に二度の祭禮を執行し玉ふ也、神託の歌に曰、

吹返す嵐の風つよければ家にはをしき會我の祐

邑

庄内三俣陣敗北事

去は三俣千町外城を記すに、梶山勝岡野々美谷下の城小山松尾山の口高城とて、彼八つの外城を手堅圍て、以上當番一萬三千人、梶山の地頭稻津民部少輔落合、勝岡に加江田殿、野々美谷に須木の米良尾張守、下の城に福永、小山に宮崎宮永六郎、松尾には村山河崎、山の口には長倉海老原隱岐守、高城に八代長州祐量、彼人々大將にて番手をなす、然るに北郷島津豊州北原の三勢互に引合、三俣陣と觸をなし、豊州手に取ては日置伊勢守柳瀬羽島大將にて、六千餘人高城に押寄る、北郷方には山内小杉和田起雲兒玉土持河野を大將として、四千餘人にて梶山に押寄たり、北原手には白石田平長野澁谷を大將にて、八千餘人野々美谷に押寄る、比は天文元年壬辰霜月廿七日乙巳日也、高城の不動寺馬場に、三勢の人数をろしあひ、追つをわれつ火出る程防戦ふ、伊東方の討死には先一番に海老原廿歳、稻津廿三、加江田廿六歳、落合廿一、福永五十六、同嫡子十七、米良尾張守十九歳也、長倉殿三十三、河崎廿九歳、宮崎殿は嫡を始廿五廿二十九十六

十三以上兄弟五人、宮永六郎廿一、村山源次郎十五歳、八代長州四十二、其外弓削彦十郎、彼衆を始として夫雜彼是七百三十餘人、一足も不_レ去討死也、其日三侯を持こたふる事奇特成との御事也、

祐充御早世并豆州殺害事

天文も二年になる、癸巳八月廿八日に、六郎祐充公廿四歳にて、都於郡田中と申在所にて御早世、法名岳總義高、岳總寺殿と申也、其節未葬禮も不_レ遂に、叔父武藤守祐武分別を以て、同九月二日に、福永豆州に指寄て、父子四人腹を切せ玉ふ也、其上國中武藏守下知に随ふと見えし、其子細は、三年以前若き衆方に流浪有、人數を土佐豊後求麻真幸表よりも喚返し、愁の眉を披き悦をなす事無_レ限、武州の事は、祐國公の三男なりしかは、守護にも可_レ然など、そ申ける、依_レ其彌武州は權威につのり玉ひけり、

武藏守祐武殺害事

祐清祐吉兩主御座所なき様に成しかは、御上落可_レ有とて、同年十一月廿二日夜亥の時、日智屋へ御開き有、其折節御供人數には、

伊東 相摸守殿 八代 但馬 守殿

小松兵部大輔殿 佐々宇津次郎右衛門尉
平賀 正哉 荒武 右近丞
坪屋次郎左衛門尉 崎田 攝津介
杉田四郎兵衛尉 小山田 主馬正
日野 將監 後藤 雅樂助
三日跡より御參の人數には

荒武藤兵衛入道三省 福永 藤左衛門尉
荒武 右近亮

此衆御供也、其外小松太郎二郎財部へ二度の懸仕、無_二一心御奉公申となり、已に祐清御兄弟御船に被_レ召ける處に、其比弓削式部少輔財部に越、城主落合民部少輔とは内縁一つなれば談合し、祐清公を財部に申請度由を日智屋に内談す、雖_レ然祐清公最早沖にをし浮ひ玉ふ、其時中村伊豫水練の達者なりしかは、彼者にて文を上たりければ、祐清公彼文を御覽有、近習衆に内談有、近習の歴々被_二申上_一けるは、夫國の興亡を見には、政の善惡を見に不_レ如、政の善惡を見には、賢臣の用捨を見に不_レ如、されは微子去て殷の代傾き、范增被_レ罪て楚王滅たり、今當家には只三省一人のみにて候つるか、未然に凶を鑑て、隱遁の身と成

事、國家の大凶、御運の末とこそ覺て候へ、思召立せ玉ひ候は、前代の餘類十方より馳參り、國を覆さん事一日を不_レ可_レ出とを勧め申ける、祐清けにもと被_二思食_一、兩人并三城一統任、御奉公申上るにをひては、中途迄御迎を可_二差上_一由彼_二仰下_一、依て則迎奉る、又山陰に使を立る間、米良宮内少輔北浦一統に祐清方にを屬し玉ふ、荒武三省其外内談を以て、同十一月十六日、其儘押寄せ武藏守に腹切せけり、

祐清公被_レ得_二御勝利_一事

武州生害の後も、嫡男左兵衛佐を守護にせんと計けれども、祐清に何れも心を引ければ、翌日十七日に、左兵衛米良山を頼て平野へ落玉ふ、山裏には米良見守隨逐して、方々秘計を廻し、年來凶徒猛惡の族數輩蜂起す、山裏の一揆には渡河雄八重仲俣銀鏡小崎神門石尾小河平野石三納青山衆、其外嶺々谷々の族、左兵衛佐を大將として、三千餘人平野に打揃、都於郡に押寄守護を奪はんとす、雖_レ然祐清の御運無_レ煩して任_二心_一、於_二神道_一速十一月廿二日越_二日智屋_一、臘月中旬の比、數輩引卒し美々河を渡渉有、軍兵の一族には伊東相摸守、荒武三省親子、山陰坪屋田代水志

谷鹽見日智屋一味有、野別府の原に至て雙駒足勇む、軍兵三萬餘也、左兵衛方の軍勢高城に打越、財部衆に談合し、彼原に出張す、財部衆は兼て祐清に忠義の志なれば不_二相働_一、依_レ其高城より競出る軍兵十方を失ふ、然間祐清の軍兵一同に鬨音を上、山野嶺岳を不_レ嫌駒を懸入る、暫時の間に城内に追入、麓の河を隔て矢軍をなす、日も暮ければ、財部より三千人御迎に馳參る、去は穂北三納平野八代綾本庄木脇穆佐内山高城以上十ヶ所、左兵衛方とさわを引しが、あらあら御手に屬す、然は新納の高城衆も俄に祐清公へ降參す、於_二諸縣庄_一忠節有輩は、長倉の一門、稻津の一黨、河崎三州兄弟、飯田肥前守、弓削式部少輔一族、此外數百人、以上六千餘人勵_二忠勤_一、財部參上す、落合民部少輔其餘の軍衆、各日夜三日被_二裁斷_一、勳評儀有、日限を相定都於郡を被_レ責事、十二月十三日、今度の軍勢は十萬も可_レ有哉と風聞す、爰に壹岐加賀守習得たる秘術の法、敵を亡獅子の印、御方勝利の九字の文、四堅五横に切治め、太刀を振起し鬨音を上、鋒楯干戈屏垣を踏破、城内に切入合戰勝利、味方分捕高名其數無_レ窮、

依騷動三侯城被捨事

同年の十二月十五日夜、眞幸表より爲加勢三千程綾に打入、敵にも不_レ成味方とも不_レ知して在々を發向す、然間彼人數急き引玉へと有しかは、北原衆申様、綾の城か不_レ然は三侯を眞幸方に被_二去渡_一か、於_二其義に_一開陣すへしとを申ける、當家よりも三侯を去へき由有しかは、重而眞幸衆申様、三侯不_レ渡は如何と申す、其時の返答に、不_レ渡は切て取玉へとの返事也、其時眞幸の人數、志和地の様に引返り、高城に使を立つ、當城の事は伊東方に申請る間、可_レ被_二相渡_一由有ければ、高城の城主落合刑部少輔被_レ申は、此方より一言を伺て可_二相渡_一由有ければ、眞幸の人數申けるは、相渡さるるに於ては切てそれとの仰なりとて、已に和田口に攻入けり、其時落合刑部少輔、於_二其儀は三日待玉へ、城内掃除等申付可_二相渡_一由有しかは、其時人數引返す、高城の人數何れも談合しけるは、夫指向の國衆に、矢筈を取て居所に、伐て取と宣ふは情なき事共也、北原家に渡して流浪せんよりも、北郷方に可_レ渡と談合にて、同三年甲午正月三侯を下城し、北郷方にを渡しける、其時梶山の長倉計は、山

東當家へ參られけり、

左兵衛没落附荒武三省討死并和歌事

去程に木脇の城主野村は、左兵衛方にて有しかは、人數押寄せ攻落す、其外の城も祐清の御手に屬す、程佐の事は落合將監城主たる間、名字中に被_二仰付_一三ヶ條の申分有て、則御赦免有し也、追付御見參を被_レ成けり、去間左兵衛佐漸鱒の口を遁玉ひて、内山の城に被_二引籠_一然所に城内二心の侍一兩輩在_レ之に依て、祐清方の大軍勢押寄る折節、第一野村の分別にて陥るる間、雲霞の猛勢城内に亂入、了簡不_レ及、海老原六郎太郎甲冑を申請、左兵衛佐と名乗て忠死を遂たりけり、其間に左兵衛佐落延玉ふ、同二月五日、怨敵誅伐有て靜謐になる、亦新納の高城表は萬民に至て、對_レ君聊不_レ存_二野心_一の旨申故、勳功を可_レ盡由被_二仰付_一、被_レ加_二催促_一所に、同二月二日夜鷄鳴の刻、米良一揆の者共城内に亂入、當番衆城を被_レ奪間、祐清方の侍少少雖_二有合_一、難_レ成_二其功_一ければ、君に注進を致し猛勢を招寄、同廿八日午刻に、番衆の米良一揆に伐懸り、敵味方火花を散し相戰、怨敵三百二十餘人討捕る、其時の謠歌に、一時日照の左兵衛殿と童共か申すと也、

門河對治并祐吉早世事

其時福永亂左兵衛亂に依て所領多かりしかは、長倉能登守分別を以、七百人に計らひ、祐清公の御舍弟、本は黒貫寺に出家有てをはしますを還俗させ、六郎十郎祐吉と號し、彼人を守護に取立可_レ申と内略有けるにや、同年正月六日に、財部佐土原に入城有、同十日曾井御入城、同十五日には清武入城有、同二月十九日宮崎に御入有て御住宅、然るに同年十二月、門河の城主一兩人企_二野心_一旨、白杵方縣に注進を致し、究竟の兵を多勢彼城へ牽入間、國中の諸侍於_二兩度_一發向有、去共城麓依_二難所_一、其切なし難し、重て思慮を廻し、評議を調被_二押寄_一、凡敵城は四ヶ所也、本城鳥越狗山佐々宇津此要害を手堅構の所に、同月十五日、鳥越に押寄る軍士數不_レ知、依_レ之一陣破るれば、殘黨不_レ全、四ヶ所の城を片時の間に責落し玉ふ事、前代未聞の事共也、然る所に翌五年丙申六月八日に、祐吉公於_二宮崎_一早世有、誠に廿に滿すして早世し玉ひ、逆に代て繼せ申たる故にや、漸三年の間國主の如ありしか、戰國半の事なりしかは、本望を遂玉ふ程の事不_レ御座、法名利山光吉、法音寺殿と申、家老長倉駿河守、

其日伊東方に荒武三省を始、其外數多討死す、抑此三省入道は武の道に達せるのみならず、風雅第一の華車ものにて、敷島の入江にも船よせけるにや、或時都人の下向とて、赤江八手の濱に棧敷を構へ、各馳走ありけるに、都人、兼て人待ける里かさ、かにの蜘蛛の八手の夕暮の空

花雲軒三省の返歌、

濱松やつてを待けん吹上る都の方の風を戀しき

昔時飛鳥井二樂軒宋世公の御點申されし歌に

春 祝

花雲軒三省

世にをほふ今朝の霞は大君のみけしなればやゆたか成らん

林頭蟬

沙彌 三省

軒近き片山林しけきさへうしと思ふに蟬の鳴こゑ

神 祇

同

神の代の久しかりつる末を受けて今も我君たのしかりけり

又在京の節、二樂軒の御供して、唐崎の松見にまかりけるに、雪の降ければ、一本の雪とや云ん唐崎の松は松とも見えすなり行

上別府備前守此兩人、祐清公御代迄御加判也、

祐清佐土原御入城事

祐清公武功を以て、國中の騷動を押静め玉ふ所に、逆意に祐吉代を知り玉ひしかば、祐清公は御出家有て、富田の御領に引籠り、萬歳軒と結菴、可水と名付をわせしか、無幾程、祐吉早世し玉しかば、御還俗有て、同七月十日、富田城より佐土原へ御入城有て、安堵の本望を遂玉ふ、其上近年依騷動、多人數亡失ければ、國家安康を希ひ、爲善根、同八月晦日より九月八日迄、都於郡六ヶ所の寺家にて、法花妙典一萬部讀誦し玉ふ、其功德に依て、國中無爲泰平に治り、其譽近國に無雙こそ聞えけれ、

祐清御官途事

伊東祐清公近國は不及申、京都迄も名を發し玉ふ、其上廿五歳而天文六年丁酉、從四位下に叙し、口宣頂戴有、又從細河殿三條小鍛冶の御太刀一腰をくらす、又三好甚五郎方よりも腹卷一兩、又小鷹二到來す、此方よりも種々御音信有、荒武右京亮使者にて、野依二郎左衛門尉貞頼を以伊勢守に達し、義晴公御諱の字を申させ玉ふ、取次伊勢守貞孝の狀云、

公方様え爲伊東六郎御禮、御太刀一腰文字御馬

一疋鷲眼參千疋進上候旨、以執御申之筋目達上聞候之處、尤御感悅之由可被仰下旨候、宜有披露候、恐々謹言、

八月廿三日

伊勢 守貞孝

茨木伊賀守殿

御字事、伊東六郎望申之旨、致披露候之處、則被下之候畢、誠面目之至不可過之候哉、此旨宜預申沙汰候、恐々謹言、

八月廿三日

貞 孝

茨木伊賀守殿

公方様御字義御事、以被望申旨令披露候處、被成御意得候、誠目出候、御面目不可如之候、早々御禮可被申候、猶三好神五郎可申候、恐恐謹言、

八月廿三日

晴 元

伊東六郎殿

御字事、御申之通令披露候之處、被成御意得之間、尤以目出候、委細之次第、從右京亮可被仰下候、然者御祝之旨、即御禮御申肝用候、恐々

謹言、

八月廿三日

伊勢 守貞孝

謹上伊東六郎殿

同十二月廿二日未の時、佐土原御城炎上して御取込、旁以遠國故令遲滯、明る七年戊戌四月、御禮被仰上、御内書曰、

爲字望申禮、太刀包青銅拾萬疋到來候畢、依太刀一振景秀遣之、猶右京大夫可申候也、

四月廿七日

御 直 判

伊東六郎とのへ

義晴公の御内書、天文七年六月廿六日下着有て、頂戴有、同時伊勢守添狀云、

御字之御禮御申、則令披露、以別紙申入候、目出候、仍青銅五千疋贈給候、尤祝着至候、將亦鑑一掛目、令進之候、聊表祝儀計候、恐々謹言、

四月廿七日

伊勢 守貞孝

謹上伊東六郎殿

是に依祐清を改て義祐公と申也、此時家中義の字を名乗來るの輩、扁を加へて儀の字に改めける、

志布志新納没落之事

其時の執事は八代但馬守、河崎三河守、野村備前守、長倉播磨守也、義祐公の御前は、祐充公の嫡女可然旨御契約有之所に、義祐公の御母堂嫌玉ふ故、彼御息女深是を恨み、御抱瘡の時干死を被成けることなん、後に此亡魂祟りを成しかば、都於郡坂の上に若宮權現と崇玉ふ也、又天文七年五月朔日に、志布志の新納丹州息宮内大夫を始て夏井を落居し、討死二十人、其外切捨數不之知、新納忠勝志布志を可相渡由肝付へ相談す、依之七月十日に、日置防州番に入、同廿六日に忠勝下城、同廿七日島津豊後守忠朝志布志渡海、然間新納忠勝當家を頼て落玉ふなり、忠勝は尹祐公阿蘇腹御息女に重縁有しかば、義祐公の御爲には姉聲たり、夫より當家に暫居住也、翌八年己亥七月十一日の夜、大風洪水、同八月四日の夜、又大風洪水、九月六日に大雪降、五穀不熟、人民餓死に及ふ、同九年庚子六月十二日、福永腹に男子御誕生、童名歡虎殿と申也、

能登亂蜂起對治事

義祐御代丙申年より辛丑年迄六年之間は、守護方を專に思ふ人も有、又長倉能登守を引人も有ける、其故

は祐吉を守護に取立申事は、能登守分別を以て如レ此
 かと推量有ての事共也、飢肥殿、新納殿、北郷殿、北原
 殿同意にて、色々内輪に経薄をなし、庄内を取玉ふ、剩
 一家年來の人々迄も、輕薄をなし玉ひけり、又長倉能
 登方を引侍は、宮崎には池尻因幡守、阿萬與左衛門尉
 其外餘多有レ之由申散すに依て、彼者共に腹を切せ玉
 ふ、比は天文十年辛丑七月十七日、此火の手を見て、
 穆佐長嶺石塚田野四ヶ所、能登方と色を立、同十九日
 より二つに引分れ、同廿八日曾井より石塚の高蟬と
 云所を破る火の手を見て、穆佐長嶺より懸續き合戦
 有しかは、曾井衆八代彦六左衛門尉を始として、餘多
 討死有に依て、彌能登方競をなす事無レ限、夫より能
 登飢肥庄内に使を越て、加勢をこそ被レ乞けれ、飢肥
 の事は島津久豊の三男島津豊後守季久入道有て號レ
 題橋、彼嫡子修理亮忠廉從レ隅州怙佐、文明十八年丙
 午飢肥福島へ入部、五ヶ年治て後、延徳二年庚戌八月
 廿日、於レ攝州天王寺一死去、其子次郎三郎知行有、後
 は是も豊州忠朝と云、入道有て號レ道海、天文九年庚
 子三月四日於レ志布志一死、其子豊州忠廣、同二月十五
 日に世を繼、時に四十二也、彼人病者の故に、飢肥事

は日置我儘也、然間日置方彼能登内談す、其比飢肥に
 怪事多し、鶴戸山に落石、富高に血涌、ケ様の事をも
 心に不レ掛、日向入と觸をなし、八月廿八日、島津藏人
 頭、日置美作守、羽島上總守彼三人を爲レ大將、飢肥を
 討立、九月一日、穆佐長峯に打入、一軍せんとす、む、
 飢肥衆申は、明後日曾井に働可レ申由有しかは、能登
 返事に、明後日は御延引候得、四五日の内に庄内坂よ
 り下の人數着陣すへきの間、彼人數を待付、同前に御
 働可レ然と被レ申、飢肥衆中は、夫は此方か手柄にも成
 まし、是非案内者を出し玉へとて、夜中に打立けり、
 大塚にて評定には、島津藏人は加江田本郷に向ひ、中
 村の高尾に備へ玉へ、日置美作守は曾井清武に向ひ
 か、つて、日柱旗を立玉へ、柳瀬只羽島上總守向へ
 しと也、同三日未明に、さしむき日置美作守大田村日
 柱に懸て能登に尋ねけるは、曾井清武紫波洲崎の三
 城は、皆敵にて有レ之哉、爰に人數見得けるは、柳の瀬
 口北の金光は義祐の御座所宮崎城歟、味方は何方に
 有哉と被レ尋、能登守被レ申は、味方は別になし、何方
 にも強き方は此方に任せ玉へと云やいなや、清武
 の人數は曾井に馳續き、一同に評議を調へ、時を不

レ移田間中に出合、敵味方三度程の競合にて、其儘日
 柱口に着懸一軍有、太刀下にて日置美作守、長倉能登
 守、同名主計助を討捕、其外名士以上十九人也、加江
 田本郷の人數は、島津藏人頭、同名又太郎にさしか、
 り、一引も曳す其儘討捕、是を柳瀬口の人數は見て河
 をわたし、羽島上總守を討捕けり、ケ様に諸口競をな
 し、大塚千町越石塚長嶺迄切付、飢肥の名士五十六人
 以上雜兵共に三百餘人、能登人數を加て七百三十人
 討取けり、其時の太刀始は日野方也、悉く其日落去し
 て諍者もなく、能登亂は治るなり、

義祐任大膳大夫事

同年八月廿七日、義祐公大膳大夫に任して、口宣を頂
 戴有、其時義晴公之御内書云、

就官途事望申、任大膳大夫一訖、仍太刀一腰國吉、
 青銅五千疋到來、目出候、猶貞孝可レ申也、

九月一日

伊東大膳大夫とのへ

同伊勢守添狀二通

御官途之儀御申之處、被レ任大膳大夫之旨、口宣
 御拜領、殊被レ成御内書候、御面目之至不レ可レ過

レ之候、仍爲御禮、御太刀一腰國吉、青銅五千疋御進
 上之旨致披露候訖、尤以珍重候、恐々謹言、

九月五日

謹上伊東大膳大夫殿

伊勢守貞孝

就御官途之儀、御禮御申之趣令披露、以別紙申
 候、仍太刀一腰、鳥目貳千疋贈給候、尤祝着至極候、
 將亦太刀一振守光進入之候、聊表祝儀計候、猶
 野依二郎左衛門尉可レ申候、恐々謹言、

九月五日

謹上伊東大膳大夫殿

伊勢守貞孝判

口宣寫
 上卿 權中納言
 天文十年八月廿七日宣旨
 藤原 義祐

宜任大膳大夫

藏人左少辨藤原晴秀奉

勸修寺從一位大納言晴秀卿御書
 雖未申通候、以事次令啓候、仍御官途之儀、
 爲武家御執奏之間、令馳走申沙汰候、尤珍重存
 候、於向後者、連々可レ申承事可レ爲本望候、自

然相應之儀可預示候、猶委曲牧雲軒可有演說候、恐々謹言、

九月七日

晴

秀

伊東大膳大夫殿

是より彌權威重く成行に依て、國中の上下喜悅の眉を披きけり、

日向記卷第五

義祐飢肥陣思食立事

去間義祐被思食けるは、祖父祐國飢肥にて被討し事遺恨なるに、剩凶徒能登に被誘引て、無科國に鉾楯を企つこそやすからね、いさ此鬱憤を散せんとして、一族并諸將召集て評議有、時に天文十年十月十日なり、各僉儀相調しかは、吉日を撰、同十七日御馬を被向、翌十八日に、瀬平を先陣に取て、四方を圍て夜を日に續き、普請も出來しかは、番代を定らる、惣人數は替番に被仰付、義祐公先御歸城也、飢肥衆は是を聞て、

鵜戸山鳥帽子形を向陣に取て、是も人數を籠置たり、同冬の比、眞幸の北原方被申合、島津貴久同心、翌十一年壬寅三月、隅州加治木にて合戦也、北原方打負、親類の防州を始として、人數七十四人打死す、又同八月廿日、北原方と引合被成、日州三保高城に働玉ふ、然に北原方と懸合せ、北原方親類を始として、五百八十人の討死也、山東の人數も少々の討死也、ケ様の事に付て、飢肥御出陣はなかりけり、

鵜戸鳥帽子形陣事

同壬寅年、鵜戸山の仁王汗を流し玉ふ、翌天文十二年癸卯三月十八日より同廿日迄、鵜戸山の仁王汗を流す、希代の怪事なり、同廿八日に、義祐公御出張有て、鵜戸鳥帽子形城郭、敵の強弱を見計ひ、近邊の山々へ上り玉ひ、諸勢の手賦し玉ひて、七重八重に取巻くと等しく、螺を立させ、四方追手搦手一度に攻上る、城中にも勇士多く籠たれば、左右なう攻入事能す、去共伊東方の猛勢を以て、同卅日に攻登る、豊州方には下田隱岐守、伊東方には薩摩坊頼連と互に組て、上に成下に成、岸一町計落て、隱岐を組伏せ、打捕と否、即時に彼城攻落す、籠衆三百人の内、被打洩、岩屋に逃籠

侍島津次郎左衛門尉、築瀬加賀守、同名三河守、柏原備中守、祁苔院筑前守父子、又は村田殿、阿田源六を始として、生捕四十餘人也、此内阿田源六を始廿餘人は、飢肥へ返し玉ふ也、

生捕人數殺害事

此度の生捕の人數國中を引越し、穗北花崗に被召置、此内柏原備中守、同六月瘡病をふるい、黒貫寺へ參り、勢譽法印に御符を申受て吞しかは、早速落て、同廿六日其御禮に參しかは、法印もてなし玉ふ、其時柏原思様、彼昌俊房は、日本に二人の名聖と沙汰をする昌俊の記とて撰たる名人と聞、彼御房の御座有故か、薩摩方よりも心の儘に不成、伊東方の弓箭物立と思ひ、其座にて昌俊方を殺害し、同宿共は逃散ぬ、其比清武より猪本入道一慶參り合、彼柏原に言葉懸て指違ふ、然間花崗に人數押寄て、生捕の人數に腹を伐せけり、其内一人は飢肥へ送けり、以上殺害八十人也、

忠廣豊後使僧事

島津豊州忠廣の出城鵜戸鳥帽子形被攻落事を不宣被思ければ、同年の七月、志布志の大湯寺の住持好

意を爲使僧、豊後府内に上せらる、油の津を七月五日に出船して、七日に東海に着、同十四日府内に着て、同十六日に大友修理大夫義鑑に對面し、伊東島津和睦の取組にて、彼地に滞留せられければ、無事不相調して、同年の九月廿九日に、油に歸津せらる、同癸卯年、日向の津々に唐船十七艘入來故、異國の珍物數不知、浦々大にさはひけり、明れば天文十三年甲辰正月十一日、於佐土原一番弓あり、

- 長倉越中守殿 佐土原右近將監殿
- 稻津四郎兵衛殿 河崎彌三郎
- 湯地助五郎 河野右馬允
- 落合又右衛門尉 荒武二郎左衛門尉
- 伊東與三右衛門尉 八代伊賀守殿
- 筆取 長倉兵庫頭殿
- 再拜上 高家位民部左衛門尉
- 矢取前 湯前孫四郎 後重永民部左衛門尉
- 重て忠廣豊後使僧事

同甲辰二月下旬に、島津豊後守忠廣重て爲使僧、志布志の大湯寺好意豊後國府内へ上りて、同八月下旬に歸國す、同十月十八日に、大友義鑑爲使定惠院下向有、

飢肥の永慶寺を宿として、同十二月中旬迄滞留し、義祐忠廣との間和睦のあつかひ有、雖然義祐宣けるは、如先規一所をも可被去渡、於然者和談可申合、この返答也、依其和平の調義不事成、同極月豊後の使も歸府をせられしなり、翌天文十四年乙巳正月、於佐土原一番弓あり、

伊東與三右衛門尉 八代 藤左衛門尉
稻津 四郎兵衛尉 荒武三郎左衛門尉
佐土原右近將監 長倉越中守

筆取 長倉初生子丸
再拜 高家位民部左衛門尉
矢取 持原甚四郎
大野左京亮

天文十四年乙巳正月十一日、於佐土原番弓、

長倉越中守殿 稻津四郎兵衛尉
荒武二郎左衛門尉 大脇彈左衛門尉
筆取 長倉兵庫頭殿
再拜上 高家位民部左衛門尉
矢取 持原甚四郎
大野左京亮

水尾陣取本城圍破事
天文十四年乙巳正月廿六日に、義祐公御出張、飢肥東

の内水尾に御陣取、同二月十二日、島津忠廣の人数東の衆、中の尾に小屋を掛く、同十四日には、賀久を爲大將、鬼ヶ城を向陣に取構ける間、水の尾の番代より物内に注進頻りなれば、山東の人数水の尾に馳集事無限、義祐是を御覽して、此多勢を敵に見せんとの仰にて、鬼ヶ城の内陣を手堅く守らせ置、同月廿四日に、東の大宮邊に大軍を下て、在々を打破る、敵是に驚けるか、中の尾の陣騒ぎ立、山東の軍勢是を見て、中の尾を追崩し、本城圍迄踏破り、名字の侍十四人討取けり、夫雜共には百廿餘人也、去其本城名城なれば門一重にてこたへたり、忠廣人数も惣門の出口にて、上原兵部少輔、吉武與四郎、長井圖書助と云し者共、命を不借防戦、二重城戸の口榛の木下には、春成助七こたえて、能矢數を射る故に、落合新九郎を始、山東の人数も十人程の討死也、去間山東の諸勢は其儘高佐に引籠り、同廿五日に陣を取、然間飢肥の人数も鬼ヶ城を捨て、同廿六日に本城へ引退、同六月廿九日には、島津忠廣以計略、鶴戸山に切入て悉く焼却す、生捕十人、其外二人打捕、同八月十二日に、伊東勢出張して、古市邊の古家を放火し、作蓮有て則引取

けり、

郷原目井兩城捧參事

去程に島津忠廣方より出城として、郷原に陣を取構、地頭職として羽島越後守、宇宿小次郎兩人をすゑをさける所に、河崎三河守中略を以て、彼越後守をからくるに依て、越後守弟僧宗識は、其比鶴戸山の別當にてをわせしを、郷原に喚れ、羽島宇宿當城を捧て、伊東方に屬せん事を内談す、宗識宣ふは、代々島津の家臣として、逆意不然而由達て異見也、彼越後被思けるは、なましいなる事云出し、吾身の行末大事とや思ひけん、其座にて彼別當を殺害す、比は天文十四年乙巳十二月廿三日、羽島宇宿兩人郷原を捧て、水の尾に被參間、則郷原には三河守入城す、同廿八日に、日高も目井城を捧け參る間、兩城を請取則番を入玉ふ、日州の諸勢競をなす事無限、然間羽島越後守へ餘田五町を被下、宇宿日高にも御恩給有、同翌十五年丙午正月廿三日、忠廣息次郎三郎早世に付、北郷左衛門尉を忠廣猶子とす、同二月廿八日、養子の祝有、夫より山東の人数高兵士を陣に取て、彌堅固に番をなす、義祐朝臣御位階の事

天文五年禁裏御修理料獻上の功に依て、伊勢守貞孝に屬して、從四位下競望之儀、將軍方義晴公へ被仰上、即御執奏有て、同六年四月二日、從四位下勅許の口宣日州へ下る、上卿は廣橋中納言、職事右中辨資將也、又四辻大納言季遠卿も御書を被添、伊勢守同じく將軍家の奉書を下す、其後天文十五年十二月二日、從三位に叙せらる、上卿廣橋大納言、職事藏人頭左中辨國光朝臣也、叙爵より正五位下、正五位より從四位下、從四位より正四位下、正四位より從三位の次第の階級をみたさるは、末代武林の珍事也、

義祐公被叙四品事

義祐公四品の望思食立、伊勢守貞孝又正二位季遠卿に御頼、種々競望有、依其禁裏修造有之刻、唐門御上葺御色之書物、天文十二年六月五日、惣官左衛門大夫親忠より下る、以上百八貫玖百四十文也、ケ様の物員數儘御進上の間、天文六年四月二日、從四位下に叙せらる、口宣頂戴、四辻權大納言季遠卿、去年伊勢牧雲齋上洛之刻、御報殊重實濟候、如芳書、慥到來候、懇志之至不所知所謝候、今度爲御

修理料御進上、御忠意公私其沙汰候、就其四品事勅許、近比珍重候、殊更弱年之時被叙候事、猶以御面目候、於御前隨分御取合申入候き、定而御自愛察申候、隨而勅作黒方十員進入候、旁期後信不能詳候、恐々謹言、

三月廿五日

季

遠

伊東大膳大夫殿

同時伊勢守貞孝の添狀

四品之儀御望之趣令申入候之處、被成口宣候、殊御若年刻、隨分之儀候條、御年號如此候、旁以御面目無比類候、尤珍重候、恐々謹言、

三月廿五日

伊勢

守貞孝

謹上伊東大膳大夫殿

是に依て當家面目不過之、此時天盃御頂戴、并女房奉書等有、繁多故不記之、同三月十五日、福永腹に男子御誕生、童名虎房丸、御元服の後左右大夫義益と申して、文武兼備せる大將也、

中尾陣隈谷城乗捕事

同翌十六年丁未七月、山東諸勢中の尾に御陣を取玉ふ、普請堅固にして番衆を入置玉ひ、夫より同十二月

十三日、隈谷城に發向有、彼城主北郷將監、梶山城主北郷源七郎は、籠衆として數百人にて陣をかたうす、彼城に指向、稻麻竹葦の如く打圍、持楯かい楯築寄つきよせ攻戰ふ、去其難成其功かりつる所に、野筋口より火矢を射付燒落し、一人も不洩打捕玉ふ、大將北郷源七郎を河崎備前守討捕、同翌十七戊申年、伊東方より井手尾に陣を取、是又陣代を定め、人數を籠置玉ひけり、

歡虎丸早世附義祐御發心の事

此時執事は長倉兵庫頭祐守、稻津三郎右衛門尉重恒、荒武右京亮宗並、落合淡路守兼仲、佐土原肥後守祐章也、其比義祐朝臣御寵愛の嫡子歡虎丸殿、天文十七年戊申二月始より重病にをかされ、六月十日に隠れ玉ふ、御年纔九歳、誠に様々の治術を盡し玉ふといへども、定業難遁をきてなれば無其驗、無常の煙となし奉る、則一寺を建立有、號幻真寺、彼影像を造て彼寺に安置す、法名性山幻真童子、公も又悲歎之餘、御年三十六にして御出家有て、三位入道殿と申けり、

公方被召加御相伴衆事

其比京都物念につきて、公方御書に云、

猶々、筑後邊知行分候間、自然於罷下者、期再會候、

就京都念構之事申付之條、似合之儀馳走可爲喜悅候、於様躰者、申合櫻本差下之候、猶藤孝可申候也、

十月十三日

御直判

判

伊東大膳大夫とのへ

依之京都の御用應上意玉ひしかは、大膳大夫一代、被召加御相伴衆に、御書に云、

今度要害之儀申遣之處、令馳走由尤神妙候、仍一代之事、召加相伴候、委細申合櫻本坊候、猶藤孝可申候也、

二月九日

御直判

判

伊東三位入道とのへ

同細河兵部大輔藤孝添狀、

先度御要害之儀被仰出處、御馳走段尤喜被思召候、仍御一代被召加御相伴衆之由候、誠御面目之至、珍重存候、彌不相替之様、可被抽御忠功事肝要候、猶櫻本坊可被申入候、可被御意候、恐惶謹言、

二月九日

御直判

判

伊東三位入道とのへ

從公方御鷹拜領御内書云、

鳴取之鶴相尋候由候、如形取覺候間、鳥屋二連、大膳大夫左京大夫遣度候、此旨可申下候也、

三月廿三日

御直判

判

伊勢守とのへ

誠に當家の御名譽不過之、御面目の至、申もをろか

二月九日

細川兵部大輔藤孝

謹上三位入道殿

同公方御内書云、

大鷹一本所望候、於差上者可喜入候、委曲申合櫻本坊候、猶藤孝可申候也、

二月九日

御直判

判

伊東三位入道とのへ

公方え御鷹進上、御感之旨御書云、

去年鷹之儀申下處、弟鷹兄鷹到來、神妙自愛不斜候、仍太刀一腰國後、腹巻一領遣之、寔雖度々儀候、其國事無双之名巢候條、若鷹數所望間、於居上者別而可喜入候、委細者藤孝可申候也、

三月十一日

御直判

判

伊東三位入道とのへ

從公方御鷹拜領御内書云、

鳴取之鶴相尋候由候、如形取覺候間、鳥屋二連、大膳大夫左京大夫遣度候、此旨可申下候也、

三月廿三日

御直判

判

伊勢守とのへ

誠に當家の御名譽不過之、御面目の至、申もをろか

なる御事なり、

井手尾合戦相撲事

翌天文十八年己酉二月廿日に、井手の尾下にて、豊州勢伊東勢互に出張て氣を勵、討つ討れつ火出る程を戦ひける、伊東加賀拔群の手柄有、落合新左衛門尉は敵の前田九郎三郎と取組て指違、稻津四郎海老原彌七郎も、主従打死也、去共互に無勝負して、夫より引退、同三月三には、島津の出城新山より、井手尾陣に申けるは、今日は節句也、此方よりも一人指出し可申條、伊東方よりも一人差出し玉へ、相撲の勝負を致させ、互に見物すへき由を云送る、伊東陣にも心得たりと返答す、重て島津陣より申けるは、中馬武藏を差出し候間、其心得可有と呼はりけり、彼武藏大剛の力強其隠なかりしかは、井手尾にも誰彼と僉儀なり、人多き中にも敢て出すへき人はなし、其時人々申けるは、武勇と云力と云、荒武歡久ならては別になしと各申上ければ、去らは荒武兵庫出玉へとなり、深く辭退有しかども、時刻移るに依て辭する所なく被り出たり、中馬武藏守も荒武兵庫入道歡久も、互に小具足計に鉢巻し、小太刀をはきて被り出たり、兩陣の敵味

方共に、つを呑手に汗をにきりて見物す、兩人新山井手尾兩陣の谷相にをりたり、双方小太刀を抜て音をかけ、暫く瞋て立たりしか、互に太刀を打捨て、所も嶮難の谷合なれば、足力を踏て上に成下に成谷をくたり、眞倒にまろひしか、歡久何の間にかは起上り、中馬武藏を取て押伏せたり、兩陣の敵味方、互に荒武歡久見事成と褒美す、又何者か云たりけん、頸を取と申ける、又歡久も後の勝負を如何とや被り思けん、武藏か頸をかき落し、急き陣に引退、心有人は情なしと云も有、若き人々はいやいやかしこしと、太刀長刀の鞘をたゞきてとよめきけり、新山には武藏を討せたる事を無念にや思ひけん、静り返りて音もせず、かくて其日も暮にけり、

中尾陣敗北山東引事

其比飢肥より薩摩へ云送りけるは、本城より新山は出城たるに、此度伊東方より井手尾陣に取られ、新山はもたるまじき由を注進す、此儀島津貴久聞玉ひ大に驚き、豊州家も危くなるならば、加勢可有との返事なり、伊集院大和守に人數を被り付、同年三月十一日、飢肥に發向し、評議を調、先井手の尾は指向なればと

て、卯月二日、中尾の番代伊東治部少輔、稻津四郎左衛門尉、落合安房守三將の下知を以て、元來す、みて

競上る、薩摩勢を鏑の先に懸ては落し防ぎ戦ふ、雖然荒手の大勢詰上りしかは、其日午刻に、中尾切味か辻を乗落され、討死の人々には、

伊東治部少輔

稻津四郎左衛門尉

落合安房守

此三將を始として、其外會井衆には、

- 湯治七郎五郎 山城兵衛左衛門尉
- 山城甚十郎 八代藤五郎
- 木脇左衛門尉 山城藤八郎
- 清武八郎 永池藤七郎
- 米良右近允 荒武空左衛門尉
- 野村源兵衛尉 稻津四郎兵衛尉
- 稻津彌三郎 湯地空之丞
- 荒武新七郎 荒武主殿正
- 河越彌右衛門 矢野彦九郎
- 阿萬孫七郎 村社與左衛門尉
- 菅孫四郎 田爪源右衛門尉
- 原田助太郎 申間吉次兵衛

清武衆落合宗圓

守永落合上總守

此外は守永衆、以上六十餘人、夫雜共、貳百餘人討死也、同三日迄、井手尾は格護有、四日の夜、高佐に引籠り、同六日に所々の要害を捨て、諸軍山東に引退く、以上陣數七ヶ所なり、同十日に伊集院大和守も歸陣せり、

虎房丸都於郡遷事

天文十九年庚戌五月四日、萬松院義晴公四十歳にして御逝去有由到來有しかは、義祐卿も俄に上洛有、京都の首尾も能相濟しかは、早速御下向也、同八月飛鳥井左衛門督殿御下向、別而御奔走有て、鞠の會有、各免しをたまはれり、同霜月廿六日、福永腹の御曹子虎房丸殿都於郡に御遷、丙午御年にて、生年五歳に成玉ふ、然以來六郎殿と申て、御元服叙爵の後、從四位下左京大夫義益と申也、御幼稚の間、義祐卿御後見也、

義祐卿再飢肥入事

斯て義祐卿宣ひけるは、於中尾一打負、諸陣崩て山東に引事、不可然事共也、一入可働は此節也と被り仰付、天文廿年辛亥七月、鬼ヶ城に打入、木脇越前守祐守廿六歳の時、城主を被り仰付、清武加江田の宗徒の武士を撰ひ被り遷ける、其比島津豊州より、目井城

には新納河内守を地頭として格護也、同年の九月五日、山東の軍勢を以て目井城に被相働、野筋口は伊東相州の請取、大手口は鬼ヶ城衆にて、如三稻麻竹葦の取圍て、弓鐵炮を打懸る程こそあれ、鬨の聲矢喚の音、惣軍勢か旬叫聲に、山河も崩て海に入、天地も打返す様に覺へて、城中の雜人原、機を失て見えける所に、相州野筋口より責登り、新納河内守を討捕玉ふ、大手口の衆は、門に重目の内にて相戦ふ、宮田安藝守、上別府宮内少輔、長池刑部少輔、平島吉次、荒武彦六左衛門尉也、鎌田加賀守は敵と指違ふ、落合昌音以上此衆は、一番戦に勞れて足を亂し引退、二番合戦は、門より下にて相戦ふ、野村備前守、乙森越後守、曾和田下總守、金丸兵部少輔、宮田丹波守、久米田豊後守、吉野大炊助、落合昌音彼八人、太刀下にて敵を打責入、惣軍勢も押入をし入彼城乗取、打取敵は百二十餘人也、此旨急き義祐卿に御注進を申上れば、早速の成功誠悦思食こそ宣ひける、落合昌音兩度の忠節御感有て、落合伊賀と名を被下也、

十輪院聖瑜法印事

先年尹祐公の御時、稻津越前守内々綾の城地頭職を

望雖被申、長倉若狭守に被下置上は、其沙汰にも不及、然所に越前守執心深くして、折々讒訴を構られ、若狭守御勘氣を蒙り、永正七年庚午十月七日に、於三綾城垂水但馬守同前に切腹なり、彼若州弟十輪院聖瑜法印は、竹篠山西方野の住持たり、若州子共甥なり、若年の者共は、我が衣を着せたらんに子細非しと思ひ、兩人の甥の手を曳て、綾の城を下られけるを、引放して殺害也、被殺迄の事は有間敷と思ひけるに、案に相違し、眼前に憂事を見せ玉ひぬること遺恨なれ、是も稻津かなす所也と、旁以立腹し、直に霧島に參詣し、御池に三七日迄、無飯にて立行して、當家を咒咀し玉ふ、本より綾の城は稻津越前守に被下しかば、取分稻津家に遺恨深し、不思議成哉三七日の内に、彼池より一尺二三寸の脇指を鶴合て上る、古彼池に悪七兵衛景清身を没し時、指たりし刀也と云へり、然るを鶴丸と名付、鶴戸山に被籠しとなん、其以後彼刀を伊東常陸守所望也、夫より以來十輪院の障碍に依て、無幾程して、若衆亂に稻津修理亮も切腹也、其後越前守弓削式部少輔か一族を追出し、腹など切せ被申しか、ケ様成因果にや有けん、夫より稻津

家衰ぬる事、天是を誡め玉ふか、不道道こそ悲しけれ、かくて十輪院聖瑜法印は、其後は高野山に居住なり、義祐卿の御代に成て、歸國の侘を被仰、去共敢て同意なかりけり、然らば遺恨を晴し御札を下し玉へと有、聖瑜も領掌にて札を認て加持せられければ、則札に血降、依其是も不調、去共頻に御下候得と催促有しかば、爲御名代一實譽僧正を下し玉ふ、生國は筑前の國、始は竹篠に住宅有、後には鶴戸僧正こそ申ける、

義祐卿大佛造立事

天文廿年辛亥、義祐卿大佛を造立有へしとて、南都の佛師源五郎兄弟召下し、毘盧舍那三尊を造玉ふ、同六月八日に柱立、大佛堂建立也、大工奥田筑前守、何も造立の功調しかは、同年十二月廿八日に安置也、又一寺を建て、照珪山金栢寺と號す、是昭眼の御寺也、翌年十月廿八日に、大鐘を鑄て寄進、其銘曰、日薩隅三州大守前惣持永平直翁昭眼大和尚藤原義祐朝臣云云、去は義祐卿御出家の後も、榮勇は猶不盡、我意に任てふるまはれしかは、國中の嘲も多かりけり、其比海道衆と號して、十人に笈を負せ、晝夜念佛三昧也、

又或時は終日五人宛左右に分て、法談にて日を暮し、公も亦袈裟を着して行道なとし玉ひ、又或時は諸僧を集て法問有、如此御形儀吾儘に御座しかは、諸大將中評議有、斯ては國家の爲ならず、守護を奪奉らんと密談す、落合源左衛門尉被申けるは、一度いさめ奉て御承引なくは左も可然、先々吾に任せ玉へと佗てけり、各も尤と同す、然間此旨を有の儘に申上る、義祐卿も大きに驚かせ玉ひ、是よりは何れもの異見にまかすへき由御領掌有、夫より以來案に違て賢君と成せ玉ひてければ、國中の諸侍も喜をなす事限なし、

東三百町御知行事

天文廿二年癸丑、山東の人衆水尾を御再陣有り、同八月十三日には、虎房丸殿鶴戸御參詣、又同月島津方那答院より使僧並使者被差越、永學寺伊牟田河内守彼兩人也、此兩人拵を以て、東三百町を伊東方に可相渡にきわまりしかは、鬼ヶ城の下に棧敷を構へ、島津方より平山越後守、麥生田兵庫助、上原將監、此方よりは長倉兵庫助、落合越後守、野村助右衛門尉、河崎左馬助參會有て、談合の上を以て、東三百町を被渡

和睦也、東には番代を定て、諸軍山東に引退、
義祐卿都於郡遷事
天文廿三年甲寅正月十八日に、義祐卿佐土原より都
於郡に御遷、國中の諸侍も爲三祝言一致三參上、早晚よ
り殊に替て御祝有、皆々諸外城衆暇を玉はりてけり、
何方にも御出陣の沙汰もなく無爲に成、同三月五日
に御犬興行、

手組之日記

伊東 大 夫殿十七正 長倉 兵庫丞三正
伊東 六郎九郎一正 稻津 民部大夫一正
佐土原 狩野介六正 福永 二郎太郎
上別府 下野守三正 荒武 丹波守一正
八代 上總守六正 河崎 左馬助一正
長倉 藤 七四正 湯地 彈正左衛門尉一正
島津 左馬助三正 落合 又九郎四正
伊東 修理亮四正 佐々 宇津藤八郎二正
檢見 八代隼人佐入道
喚次 飯田 左衛門佐
同翌日も犬追物有、又同年五月も御犬あり、
犬追物手組之日記 天文廿三年五月九日

伊東 修理亮三三 右松 二郎三郎一
伊東 掃部助二 八代 上總守二
伊東 新七郎一 落合 又九郎
長倉 太郎一 荒武 彦十郎
八代 隼人正三三三 荒武 丹波守二
長倉 藤 七三三 湯地 彈正忠三
八代 但馬守三 上別府 下野守三
伊東 六郎九郎一 佐々 宇津藤八郎二

檢見八代右衛門佐三三
伊東 大夫殿 喚次八代越前守

鬼ヶ城焼失中尾合戦事

同年十二月廿六日に、鬼ヶ城に火事出来而、矢種兵糧
堀門迄も悉く焼失す、是を豊州衆見て、本城より馳來
り、城を可三請取と云、其時の番衆中より平郡河内守、
久米田豊後守、吉野式部少輔彼三人使を以て、番代新
納左馬助へ被申は、矢種兵糧又は堀の一重も無之
間、先當城を渡し國中へ可三引退一由被申けり、左馬
助返事に、吾當代に有し事、歸雲入道御頼を以て、名
代に番手を遂る間、一言を伺はては國中につほむ事

成ましきこの返事也、然るに七浦より次第したいに
人数も續き、義祐卿是を聞食て、彼時の使三人知行を
被三食上て、影の奉公をつとめけり、然所に翌乙卯の
年三月、山東の人数中尾に相働、豊州方よりもさし出、
互に數刻相戦、本城衆を追崩し、夫より味方も引退、
其時に吉野式部少輔分捕、其上痛手を負て、ちり取に
乘歸りけるを、義祐卿是を御覽し、何者ぞと御尋なり、
吉野式部少輔と申上る、義祐卿被三聞食、ちり取のき
わ迄御立寄、氣付の御藥を手つから賜り、勘氣を免し
玉ひて、知行をも返し被下ぬ、最前に式部同前に使
を勤し平郡河内守、久米田豊後守も高名を遂しかは、
本知に還補しけるとそさこ文し、

日向記卷第六

古市時任作薙並合戦事

天文廿四年乙卯七月七日に、伊東方より大軍を出し、
古市時任近所の作を薙玉ふ、豊州方よりも此作薙を

見て、新山に馳集る、山東の人数此弊に乗て、本城を
乗取らんとす、作薙の人数も共に押寄せ、本城の二重
城戸迄責入ての合戦なり、庄内山田の地頭北郷圖書
助は、本城の籠衆なり、彼下知を以て被三相防一所を、
伊東右衛門佐は見玉ひて、名乗かけて押詰、圖書助を
打捕玉ふ、其外高名の人数かすくにて有しかども、
此本城名城なれば、輒可三乗落様もなかりけり、先軍
法を堅くし、味方に不覺をたらすなど、靜にこそはく
りのきけれ、又同年の九月、於三都於郡一の手二の手
の御犬あり、

犬追物手組之日記 天文廿四年九月十二日

伊東 相模守三正 長倉 藤 七二正
伊東 右馬守^カ頭二正 稻津 民部大夫一正
伊東 新七郎二正 山田 刑部少輔二正
伊東 修理亮四正 荒武 左京亮一正
伊東 下總守一正 落合 藤九郎四正
伊東 二郎太郎 八代 上總守二正
八代 隼人正入道 佐々 宇津藤八郎四正
長倉 兵庫頭四正 上別府 下總守八正
檢見 大膳大夫入道殿 喚次 深藏 筑前守

九騎犬追物手組日記

伊東 殿	八代隼人正
	稻津彌二郎
	飯田肥前守
	荒武豊後守
伊東 相摸守殿	長倉四郎兵衛
	落合 藤五
伊東 遠江守殿	
於三都於郡一犬追物手組日記 <small>天文廿四年九月十二日</small>	
伊東掃部助 <small>三正</small>	八代 甚助 <small>一正</small>
右松四郎左衛門尉	落合又九郎 <small>一正</small>
長倉 太郎 <small>二正</small>	荒武彦十郎 <small>一正</small>
八代越前守 <small>四正</small>	荒武丹波守 <small>二正</small>
飯田左衛門佐 <small>一正</small>	湯地彈正左衛門尉
佐土原狩野介 <small>五正</small>	長倉淡路守 <small>一正</small>
伊東修理亮	八代上總守 <small>一正</small>
長倉 藤七	上別府下野守 <small>三正</small>
檢見	喚次
八代隼人正入道	落合越後守
南郷表 餽井東光寺陣事	
弘治二年丙辰九月五日、山東の大軍を起し、南郷表	

に相働、在々不殘放火する所に、目井の城兵是を見て、伊東勢を引せん爲に、様々武略を盡す、去共山東人數是を事ともせず、即時に追崩し、何の造作もなく追詰て、目井城を乗捕ける。敵討取事は不レ知レ數、此競を以進めや者共とて、櫛間を破り所々放火して、諸軍勢も引退、同三年丁巳三月十二日、伊東勢出張而、東光寺に新城陣取て番をなす、其比島津方よりは東光寺と鬼ヶ城との間に野伏を出す、島津方に利を得る程の事もなかりしかば、夫より伏起、其儘東光寺に押寄て、火矢を射る、東光寺よりも指出て、爰を専度と戦ひけり、豊州勢も其功難レ成引退ぬ、眞幸の北原蒲生殿、菱荻殿、那答院殿、伊東方引合、島津家と數年合戦に及けるか、同年の四月十五日、菱荻表に陣崩有て、菱荻權守を始として、人數四百餘人の討死也、此内那答院衆、蒲生衆、伊東家より入番も少々の討死也、那答院長野地頭西田宮内左衛門尉も、北村城麓百町田間麥作薙の時打死、横河の城攻にも城主北原新介平河筑後守も打死なり、夫より以來は互に無爲に暮過て、明れば永祿元年と改元なり、

犬追物并新山城攻落事

於三都於郡岩崎一犬追物手組之日記永祿元年九月廿六日

大 夫 殿	十正	伊東修理亮 <small>五正</small>
伊東右馬頭 <small>二正</small>		稻津又九郎 <small>二正</small>
長倉兵庫頭 <small>二正</small>		山田刑部丞 <small>一正</small>
上別府下野守 <small>三正</small>		落合源左衛門尉 <small>二正</small>
八代但馬守 <small>五正</small>		伊東二郎太郎 <small>三正</small>
虎房殿	八正	荒武彦十郎 <small>二正</small>
檢見八代隼人正入道		喚次福永二郎 <small>三郎</small>

然所に同十一月の始、餽肥本城よりの出城新山の城より落人有、彼者如何思ひけるや、伊東陣に申けるは、新山には水切れ難儀に及間、水の手を被レ召可レ然由告たりける、依レ其同月四日、新山の城に使僧を以て下城可レ有旨口上を盡す、去共城主同心なかりしかは、其日未の刻程に、四方に人數を廻て、如稻麻竹葦取圍、元來進得たる勇士共、一向にいきをもつかせず荒手を入替、二時程に彼城を乗捕、城主知良見大和守、伊知地美作守、吉田治部左衛門尉、此三人を始として、打捕敵數百五十餘人也、伊知地美作守は長倉淡路守討捕、北郷左馬頭を川崎河内守討捕、山田次郎三郎後土佐入道 匡徳と號す、兼て庄内衆の内に龜澤豊前とて、

聞ゆる大功の者有けるを、何とぞして可討取との御意を蒙りければ、今朝出立つ時、盛切飯をすえけるに、あやし倒れけり、元より心き、たる勇士なれば、其儘拔出し盛切飯を二つに切て、是見よ龜澤豊前か首取たとて、膳の側に押そへ、椀の方を我飯とて打くらふて出にけり、夫より彼豊前を心に掛、行屋か尾の西なる所を行けるに、龜澤豊前も、二郎三郎は聞ゆる勇士なれば、打取へしとて出立しか、彼所にて行會ぬ、互に夫と見るよりも、名乗かけて相近つく所に、龜澤運や盡たりけん、島の畔につまつきた、よひし所に、二郎三郎すかさす組ふせ、首を取てを指上ける、夫よりしてこそ二郎三郎を鬼神の様には申けれ、河島備前守は庄内財部の城後見山内二郎左衛門尉を討捕、其時深手を蒙る、佐土原式部太夫は津留田安藝守と互に組てせりあひけるか、終に津留田か何に乘懸り、腰の刀を抜て頸を搔んとしければ、彼津留田もさすか大剛の者なれば、頸を縮めて刀のさきを呀たりける、鋒一寸餘り樋をかきたる如くに成にけり、去共是を事共せず、二刀刺て少弱る所を、髪を掴て引擧て頸を搔落す、其外高名の人數かすしれず、伊

東方には清武衆宮田丹波守宇宿小二郎、其外七人は
かり打死なり、手負は淺手深手に^カ二千人に及へり、
伊東相州譽無^ニ比類^ニ事

去程に三位入道へ伊東相州被^ニ申上^レけるは、先月四
日に新山を攻落て以來、今五十日に及迄、敵城に矢の
一つも射さる事は、誠に淺間敷次第候、何方にも可
^レ働旨を窺玉ふ、三位入道聞食、於^ニ新山^ニ此度手負深
手淺手二千人に餘る、其上さしむきの木脇越前守か
手、いまた善惡も不^レ知間、今度働望事無用と被^ニ仰
出^ニ間、依^レ夫延引に成とかや、其比島津豊州家より薩
摩へ使を以て申越は、先月四日に、伊東方より新山を
被^ニ責落^ニ間、本城の格護難儀成間、御加勢頼入由を申
す、島津貴久大きに驚き、備は豊州家危上は、貴久家
迄せまり來る事なれば、加勢を可^レ被^レ越にぞ定りけ
る、其時島津左兵衛佐を爲^ニ大將^ニ、皆添衆には奈良原長
門守、春成兵庫頭、梶原藤七兵衛尉、市久與八郎、此人
數を召寄せ、此度豊州の家は危き様に申越間、各頼由
被^ニ仰付^ニ、彼衆以上三千の人数にて飲肥に著、豊州衆
と評議有、其上奈良原長門守被^レ申けるは、何とて敵
をは頂上にはあけ玉ふや、其時飲肥衆申は、伊東方大

勢と云、かけ合難^レ成との返事なり、春成兵庫頭申は、
縦伊東大勢と云共、少勢を以て勝は軍の法なり、第一
は方便と器量とによるものと云、其比飲肥に於て一
番の剛者と沙汰をなす上原式部少輔被^レ申は、尤軍は
方便器量によるものなり、雖^レ然伊東大勢大まくりの
時、懸合不^レ成と云、梶原か云様は、何とまくる共、ひ
さの上には擧ましと被^レ申ける、其時上原か是を聞
て、備は落著申也、隨分此度の軍の御ときを可^レ申と
也、然所に島津左兵衛佐被^レ申は、兎角薩州大勢越上
は、一軍との僉義也、其比伊東相州は、薩州より大勢
本城に著けるを聞玉はす、西山寺に指寄て、火矢を射
させ玉ふ、是に本城も驚けり、比は十二月廿三日未の
刻より引取る所に、永源寺の前に薩州衆も、今日を限
と打て出る、伊東方にも是を見て返し合せ、敵味方入
違ひてせり合けり、夫より中島田の人数と同前に、板
敷田に引しるる、山東の人数足うく様に見へければ、
豊州衆も今日を専度と押懸る、相州是を見て、中の尾
より打物を取て馳向はる、薩州衆是を見て、其時飲肥
の上原に言葉を懸たり、梶原もこたへたる云け
るに、上原いやいまた早しと云内に、敵味方互に太刀

を打合せ、二度三度のせり合に、薩摩衆奈良原春成梶
原市久、又飲肥衆には上原式部少輔同源四郎永源寺、
以上十三人の名士を討捕て、其儘中島田に追つむる、
二時程のせり合なれ共、難所なれば互に鍵の合事も
なし、是より引しるる時、中島田より島津の大將被^レ
^レ申は、伊東方の人数の足つかひは、聞しより賢しと
褒美す、是を飲肥衆聞て、味方打せて敵を譽るは無用
と誓る、夫より敵城内に引退、伊東勢も引しさり云様
は、敵は多勢味方は纔に三千人程の人数にて、相州
其譽を取玉ふ事、無双なりとを申ける、其時の落書
に、

梓弓春成兵庫うたるれば
矢筈の紋も絶る梶原

彼大將梶原藤七兵衛尉を河崎河内守打捕也、

肝付省釣軍并放火事

永祿元年戊午の冬、島津方より肝付に被^ニ相働^ニ、其起
は近年肝付家の事は、伊東方に味方を成す、此意趣に
て清ヶ崎にて合戦有、肝付衆劔崎常陸守大野出羽守
を始、三百餘討亡しかは、島津勢此競を以て、大人數
肝付省釣に打懸る、雖^レ然省釣少もさはかず、打物を

取玉ふ、郎等指寄て、甲の忍の紐を結んで切んと申け
る、省釣仰けるは、甲の紐を切ならば、敵多勢追懸る
に仰天して切たと、敵味方の聞へ、末代の不覺成と靜
かに解せ玉ふ、味方纔に三四十人程の衆にて、太刀下
に宗徒の侍十七人討捕玉ふ、飲肥庄内の人数も志布
志に打入、肝付を攻んと巧しも、省釣吾と打物を取、
打平け玉ふ事、其譽家の面目とを聞へける、此軍肝付
のをくれと聞へしかは、三位入道殿の御掟を以て、新
山には番衆を被^レ置、南郷の内目井の城に便りて、櫛
間の大むれに人数に^カを揚、櫛間の浦々を破り、放火
して引退、肝付よりは高山茶磨か城に上り、彼火の手
を見て勢をなし、悦事不^レ斜、

北原三河守殺害事

惣て三位入道御家督を受玉ふ以來、男女に御子も九
人迄をはします、嫡女は荒武腹肝付吉兼の御前、後に
高城と申、二女同腹北原兼尊の御前、後に麻生と申
也、三男福永腹にて歡虎丸と申、御早世有、幻眞童子
と申、四男は天文十五年丙午三月十五日誕生、幼名虎
房丸、改^ニ六郎^ニ、當家の業を請、從四位下に叙し、左京大
夫に任して義益朝臣と申、同腹、五女も福永腹、尼公方

丈東興庵と申、六女伊東修理亮御前、後に町上と申、同福永腹、七女伊東新二郎御前、同福永腹也、八女御早世、照覺院と申す、何も福永腹也、九男は永祿二年己未に誕生有、童虎熊丸、元服後六郎五郎祐清と申せしか、後改三祐兵、河崎腹、以上九人也、又眞幸の領主北原兼尊の事は、當家の御智たる上、數年彼境無爲に治り行ける所に、彼北原方一族、其内輪に違背の儀共有て、一門も心々に成行に依て、永祿二年己未三月、北原三河守を都於郡に召寄せられ、種々御異見在、同十七日に歸宅の時、六野原に人數を伏て、彼三河守に腹を切す、以上十一人に皆々腹を切せけり、翌永祿三年庚申、北原方病にかされ無程逝去有しかは、彌一門心々に成行に依て、三位入道眞幸を心に掛て、數ヶ度御發向と聞えけり、

伊勢備後守下向事

永祿三年庚申九月四日、伊勢備後守下向有、日薩隅の三州兵亂不治の間、宜靜謐にすへき由被仰下、其時當家に有所の番弓笠掛の日記御所望也、小申壹岐入道傳る所の古日記寫して、一族月檐上人を以て備後守へ相渡さる、別而御入魂の御方なれば、御馳走無申

計、日數御逗留、彌御熟談不淺而、其時の申狀に云、一尊氏様之御時、宮方將軍方御争之時分、隅州於都之城、先祖信濃守致御奉公候、其忠爲御褒美、日州與三ヶ國御判形可被成下由、依蒙仰候、東山慈照院殿様御代に祐堯爲名代、同名下野守、長祿三年己卯在京候處、京の宿主片山と申者、寛正二年辛巳三月廿四日之夜、慮外之儀仕候間、同廿五日、下野守子新五郎爲見參上洛候、東寺の茶屋にて彼義承付、直に御白砂に參致庭中候間、時之奉行所松枝三木兩人被相計候、片山手負候而、四條之道場重一と申尼、片山子にて候、寮に隱居候、折節遊行十七代在洛候、則被成上意間、不及辭退被出候、新五郎直成敗候、長祿三年と寛正二年の間中一年にて候、

一御判形新五郎頂戴候而下向候、辱以上意、新五郎兵部少輔に被召成候、京都の御番弓日記には、小申下野守と候覽、定而勢州御引付に可有候、長祿三年より永祿三年迄壹百年歟、伊勢備州迄進之被置候日安之爲なり、

去間永祿四年辛酉五月十四日に、肝付より廻りの城を忍取、是は肝付よりは五里の所也、其より島津方人數、廻の城を取卷、陣は三ヶ所なり、惣陣は大崎に取、廻りよりは半道なり、馬立の陣所は開懸、高原山の陣

は廻りの野筋也、飢肥衆迄も彼陣に籠ると聞えしかは、省釣齋より伊東陣に被申越は、飢肥の人數引退様に武略頼入由の使なり、是を三位入道被聞召、省釣の加勢としては、本城酒谷の間鎌ヶ倉と云所を陣に取玉ふ、依之飢肥衆も引歸る、其時豊州方より島津陣に申越は、飢肥本城酒谷兩城の中間に、伊東方より陣とられ、往來不自由令迷惑との使なり、島津方より返事には、廻りの事は追付知行可有間、此人數を飢肥に可遣との返事なり、其比肝付より鎌ヶ倉に使を以て被申けるは、島津方の陣高原山馬立二ヶ所を伐落し、其上島津右馬頭政久を討取、大寺大炊助を始として、彼是七十人打捕との注文なり、是を鎌ヶ倉の陣衆聞て、勢悦事無限、然る間本城の事は彌難儀に及に依て、此旨を島津の陣に注進す、其返事に、島津家之事は、此度二ヶ所被伐落、其上右馬頭を討せたる仕合なり、此方の事頼に存間敷候、飢肥の事は伊

東方と宜様に内談せよとの返事なり、

犬追物井長善寺破事

於都於郡、犬追物手組之日記、永祿四年十月十八日

- | | |
|-------|---------|
| 左京大夫殿 | 長倉兵庫頭 |
| 伊東又次郎 | 稻津又九郎 |
| 伊東新介 | 山田刑部丞 |
| 八代上總守 | 荒武右近丞 |
| 伊東加賀守 | 落合源左衛門丞 |
| 伊東相摸守 | 八代藤八郎 |

喚次

- | | |
|-------|-------|
| 三位入道殿 | 河崎彌五郎 |
|-------|-------|

去程に眞幸口には、野尻三ツ山須木奈佐木彼四ヶ所を圍て手堅番をなす上は、眞幸口飢肥口双方に働玉ふ、比は永祿四年辛酉十月、大軍を引卒し、同廿四日飯野の内長善寺御發向有、敵味方指合、數刻相戰、在所を破却して、敵餘多打捕引退、伊東方にも富高舎人助、須田周防守兩人忠死せられけり、

飢肥本城御知行事

同年の霜月、伊東方より使僧を以て、豊州忠親方へ被申けるは、當城を可被相渡旨、類に御催促有しか

は、豊州方より被_レ申は、先々鎌ヶ倉の陣を引玉へ、其後和談可_レ仕との返事なり、依_レ其矢の口を留め、鎌ヶ倉の人数を新山に引、其時豊州方より、同十二月廿一日に、使僧并日置周防介山東に越山す、佐土原よりも清武園目に出合、和睦の談合調て、飢肥の本城宮敷可_レ被_二相渡_一に極りしかは、同廿八九日比より人数を越、同晦日に宮敷を請取、則番衆を入る也、其時の用心は、晝は袴を着夜は具足を着し、何も不_レ解和融なり、其時肝付より申けるは、飢肥は伊東方の知行と成は、肝付方には志布志を可_レ被_二相渡_一由を申ける、豊州方よりは、志布志は肝付の矢さきなれ共、伊東方に渡し可_レ申由返答なり、翌五年壬戌二月、三位入道より木脇八郎左衛門尉を志布志に差越し、同廿二日に、志布志を請取、肝付に渡し歸宅なり、其時三位入道思食様は、ケ様に豊州家より懇に有上は、豊州の家をは櫛間に残すへしと被_二仰出_一、日置周防介柏原宮内少輔は、豊州家の談合衆なれば、彼兩人には南郷三百町を被_二相渡_一、然間同五月十八日に、飢肥悉伊東方へ相渡し、豊州忠親櫛間へ遷る也、

在此入道道記事

三位入道飢肥御陣の刻、落合右衛門尉を被_二召列_一、今城御知行時、於_二彼地_一作_二せ玉_一ふ道行也、佐土原は那賀郷の内なり、依_レ其吾身を則那賀在此入道と書せ玉ふとなり、那賀の在此入道優色さかん成る時は、其名をうる事、扇子にて入日を返し、直鈎にて釣を垂し人にひとしく、功成名遂て身退き、天に躡り地に跼して、ひなひたる田舎に遊び、或は山童か竹をうつ聲に深意をすまし、或は破顔微笑の一枝の花に九品の色香をまし、枕頭に寂寞として月日を送り侍りしか、今は代替り時移り、日州都於郡の邊に住宅せり、有時飢肥の院に陣所の番とて、八聲の鳥の啼ぬ間に、急き立ける宿の名残も露けし、馬上に殘夢を續きあゆませ行は、朝日さしのほるに、露いたう降て、そことも不_レ知急きけるに、はやあはさか原の波間より顯れ出し住吉の神、住吉の里もちかう見へわたり、八重の鹽地の松の秋風、冷々として袖吹送る、玉鐙の道の行衛に見渡せば、人王の始宮崎の京神武天皇の御前近き所にて、辱さに泪落けりと云し事迄思ひ合せられて通りけるに、其里人にこそ、へは、平家の一門景清の御墓も有と聞儘に、六字一遍手向して、行は程なく大戸

の渡りに至りぬ、神道の秘數々に思ひ出るとて、

神代より其名は今も橋や

大戸の渡の舟の行末

と讀侍りぬ、赤井の里に船漕寄て、稻荷の山を過行は、

今日を見る稻荷の山の紅葉はの

青かりし色は松の村立

とて猶行道はるけきに、木花の寺も見得けるに、木花開耶姫の御神靈も、まのあたりに覺へつゝ、急きけるに、漸々入日に成て折生追と云所にきにけり、つく波河の入鹽も、物すさましく吹風に、馬よりこるひ落ちて讀めり、

岩の上に馬より落て腰ひさを

つく波河にぬる、袖哉

とて其夜はにふの小屋にとまり、夜もはやしらみ渡り、浪に離るゝ横雲の空に、舟人に催されて漕出しけるに、沖にちいさき島の有は、青島と云ければ、

薄霧のたえまを見れば秋風に

残る梢や青島の松

とて夫より磯つたひ行に、日の御崎を漕渡り、救世觀

音の弘誓深如海、誠に不思議成事共、數限なく侍りぬ、打續き鶉啼野鳥か崎の夕風に、上野の尾花ほのほのと、誰をまねくとなけれ共、たひにし有は物悲し、磯邊いそへのちいさき家、焼や藻鹽の薄煙り、朝夕霧に靡きあひてえもいはれず、追風に舟もとふやうにて、女神男神の岩戸に立寄、彼の古も思へはいと、心すむに、其あたりに祖母か懐と云所の有と云へは、

哀とは思ふや祖母の懐を

葺不合の神風の聲

と打すくし、宮浦に草枕をかりにけり、此里の有主翁さひたる者の物語を聞て、

里人に問すはいさや白波の

玉依姫の宮の浦とは

云もあへす夜も明方に成しかは、又水の尾の時に趣き侍りぬ、白雲山の腰をめくり、たどるたどる流水有所に暫しとて立とまり、あせ押のこひて、

是や此行も歸るもつかれてや

汲て呑らん水の尾の坂

とて立出、けはしき道を凌きつゝ、福谷山に分入侍りて讀ける、

兼て開財の山に入りけり

先目の前に福谷を見て

と程なく鬼か城へ着侍りぬ、頓て心にうかふまゝ、
番衆達多の敵を殺せはや

鬼か城とは名をも云らん

彼城の副將祐武公、掌には石公か一卷を以て、敵を退
け世を治め、國柄を弄する忠臣也、五常を先として孝
を思事は、金釜を堀、氷上の魚も躍へし、然るに有夜
月は清う澄渡り、草村の虫の聲々催しかはなるに、立
離れかたき草の本なりとて、若き人々をいさなひ戯
れ侍るに、一折漢和の有しに、其中に最美き僧の章句
に、孤杖青苔月と侍りしを、物越に聞侍て、古來稀な
る年を忘れ、志賀寺の古へつくもかみの夢物語、かゝ
る例も有そとて、よろほひ出はやと思ひつる色や見
えけん、有主情知人なれや、墨の衣の袖を引、酒の蕤
を敷、しのひ夜一夜を千夜になさはやと、名残は惜く
思へども、はやしの、めのほからく、と明行くに、わ
かれく、の泪留兼て、

手枕は夢かうつ、かと計に

思へは天津星あひの空

と讀侍れば、彼有主の返し、

夢の夜を頼もはかな星相の

一夜の程の契なりせば

と有を限にて、先途程遠き別かと泣なく出けるに、送
行の若僧達を伴ひ行に、東にいと大きな河あり、此
河のほとりにむれいつ、限りなく遠も來にける道
の未哉とて、互に袖しほりけるに、知ぬ鳥の一つれ啼
行は、飛鳥にいさこと、はん行水のたゑぬあふ瀬は
有やなしやと讀侍り、手に手を取くみ、よしや餘所目
も耻ヶ敷からぬはかりなるに、爰に楠原加賀守馬渡
長門守なんとて、色黒う長たかくいとむくつけき
男子共四五人列て通りしか、當も爰なる老僧は、心中
如何に有やらん、泪にむせひ物云はす、笑氣色も見へ
ぬなり、ケ様に境目にて、左様にまします旁は、いと
と不審に存すなり、ここの子細の候は、委御語あ
れ、彼足輕鬼も角も計ふへしと申つ、いと大きな
兩眼にかとを立てそにらみける、入道是を見て、開よ
りもいや不審も候はす、彼御僧に身上の後生の事を
懇に頼そ、さらはとて引くかるれば、西方隅關を出
て、しるへなき道行人の云けるは、又鹿兒島を立出

て、島津又四郎被_レ越けると風説あるを打開て、

太刀下に伐とる飢肥の本城を

一度逃て又四郎とや

と獨こちつ、野原に高き所有に登り、つらく、眼を
ふさき頭を廻らして、世間の甲子くわんすれば須臾
の事なれや、古戰場今亡魂無阿彌陀佛、近里遠村れ
い落し、鶏犬もなき古跡に鳥打泣夕暮は、白骨月に冷
しく、よもきう薄打にたれ、二萬里人ふり絶て煙かす
み跡なき草の原、泪色なる松虫や鈴虫の音もふり出
る、露か時雨に袖泚て、野邊の秋風蕭索たり、角て白
馬に鞭を打、はや今城に着ければ、心々に若者共、征
矢狩侯のねをみかき、甲鎧のちり拂、鏑長刀の鏽落
し、今様はやる腰圍、手火屋の薬手火屋楯、身より柄
の長かたな、ぬつはきつはに指添て、寄くる敵もあれ
かして、心いられの人もあり、又深窓に閉籠り、杜子
美山谷四書五經、集る宿の螢雪の、光の影にたのしみ
て、詩歌連歌や舞咏、尺八吹は笛太鼓、日夜鞆に打なる
る、碁のかけものは花の枝、將碁双六力業、相撲大酒
高笑、晝寢の透の慰に、打や手拍子ひさ拍子、空うそ
吹て礫打、結び添鬢にわらもとゆひ、狩すなどりの族

も有、陣屋々々の其數に、我家々の幕の紋、いまた見
馴ぬ人多し、兼て馴にし人はかつ、獨ふたりに逢ぬれ
と、なつかしけにて袖を引もすそにすかり、あなた此
方と云暮る日も忘れて過る禪門は、當當初に傳聞せ
世の孫に逢にしも、斯やうれしからなむと、道すから
のなきもの草、供に有ける童の筆、心見に書付侍り、
三位入道をろかなる身をし哀む心こそ、世に大君の
いつくしみなれ、

豊州衆依_二手替_一山東引事

飢肥御知行以來、本城の爲地頭、福永宮内少輔上別府
常陸守兩人を被_二召置_一、其外壹岐加賀守、同息長門守、
吉野大炊助、宮田安藝守、和田兵部少輔、海老原清左
衛門尉、落合石見入道少悦、野邊彈正忠、壹岐小三郎、
此衆を爲_レ初數多被_二召置_一、其比飢肥衆申様は、日置柏
原兩人に南郷を被_レ下事不_レ可_レ然由を沙汰す、又日置
柏原も此儀を心遣に思ける所に、或時山東より大人
數飢肥へ越と聞、又或時は夜討被_レ討と聞、或時は走
籠にせらる、と云、ケ様の事を聞、日置柏原は、六月
末、櫛間の豊州を頼て落うせぬ、此は同七月始、日置
柏原思ふ様、一度本城の蹴離を枕とせんと思ふ所に、

同心の衆三十六人有、則十三社に祭り神拜し、時分を相待ける、其時分三位入道被_レ仰出_ニは、九月中に飢肥に人數移可_レ有由有しかは、福永宮内少輔も物内に被_レ越、其外番衆も可_レ移とて、飢肥より物内に歸りて、本城の事は無勢なり、日置柏原此由を傳聞て、是を能幸と思ひ、深水主水佐、高橋四郎左衛門尉、種田大膳亮等に心を合せ、同九月十七日の夜中に、飢肥本城水の手に指寄、豊州を一手を以て、吾もく_レと亂入、日置は四千程にて、楠原より町口に押寄る、吉野大炊助此由を開付て出合、一戦して西の城に引籠る、其時宮田安藝守、和田兵部少輔、海老原清左衛門尉、落合石見入道少悦、野邊彈正、壹岐小三郎、彼是十人計りにて、松尾の門口にて相戦討死也、其内宮田安藝守、同披官河妻彌八郎主從進て戦しか、安藝守も粟下加賀守を討捕、其外敵餘多討捕て、主從共に討死す、當城の番代上別府常陸守、壹岐加賀守、同息長門守も敵餘多亡し、比類なき討死なり、依_レ其本城の事は日置柏原押領す、酒谷の城は、翌十八日の巳刻迄は格護せり、番代平賀方より落合加賀守に使を立て被_レ申けるは、迎も酒谷はもたるましき間、つほみ可_レ申との使

也、加賀守返事に、此城に遷り本城口の城戸を請取、何士に渡し可_レ申かと返事なり、其時平賀は迎ももちかねたる城を不_レ入事とて、秋山寺に人數五十人はかりにて被_レ落けり、敵も無_レ程押寄る間、落合加賀守主從、荒武彦六左衛門尉、田野衆には海老原清左衛門尉主從、中村孫七郎も打死なり、此事物内に相聞え、木脇越前守人數召列、其夜酒谷の城近く長野に着寄て聞玉へ共音もせず、無_レ力して引退、ケ様の仕合故、諸軍皆山東につほみけり、則豊州飢肥に入部、薩摩よりも爲_レ祝使僧、同廿二日飢肥へ越山す、

義益公御祝儀事

去程に三位入道の嫡子左京大夫諱義益朝臣、當家の家督を請玉ふ以來、御覺目出度して、公方御書數通頂戴の其内、大鷹進上有し時の御書曰、

去年大鷹之儀申下之處、則一居片鳥屋 到來、自愛無是非候、仍刀一腰國行遣_レ之候、尙藤孝可_レ申候也、

正月廿日

伊東左京大夫とのへ

御直判

又重て太刀一腰馬一疋大鷹進上時御書に云、

爲_ニ祝儀_一太刀一腰馬一疋大鷹二連到來喜入候、殊更若鷹無類之次第候、何茂逸物之由、別而可_レ秘藏候、仍腹卷一領遣_レ之候、猶貞孝可_レ申候也、

三月廿三日

御直判

伊東左京大夫とのへ

誠其譽も不_レ輕成行に依て、落合源左衛門尉數ヶ年土佐國に渡り、一條中納言房基卿の御姫を御前に迎へ取んと拵へけり、永祿五年壬戌八月十日に、又落合源左衛門尉に被_レ仰付、御名代には長倉留守徳、同心の人數には落合越後守、同名四郎左衛門尉、同名右衛門尉、同名兵部少輔、弓削攝津介、小山田周防守、綾新右衛門尉、成合長菊丸、此人數土佐國に被_レ渡、明る癸亥年卯月、姫君御供して歸國し、御輿入御祝言相調は五月三日なり、

島津代々家傳事

島津の元祖を尋聞に、豊後守大夫判官忠久は、頼朝の三男、母は比企藤四郎判官能員か妹の丹後の局の腹なり、畠山重忠の聲と成、重忠の忠と云字をかたどりて忠久と申也、近衛殿の養子と成、依_レ其藤原氏共いひ、暫は繼父の氏をかして、惟宗氏とも稱しけり、

島津と號する事は、大隅薩摩に庄園を數ヶ所賜しか、薩摩は島と津などの多き國と聞召、折々頼朝島津殿と仰ける、然故に島津と號す、幕紋は頼朝未將軍に成玉はさる時は二つ引兩我幕紋也、此二つ引兩打違へ、十文字を幕紋とせよとて、御箸を打違て見せ玉ふ、夫より十文字と定るなり、建久七年四月廿三日、薩州に下向し、先和泉の山戸へ着、其後庄内へ遷、然以後鹿兒島知行と成にけり、其子大隅守忠義、夫よりして修理亮久經、下野守忠宗、上總介貞久、陸奥守氏久、陸奥守元久、陸奥守久豊、陸奥守忠國、是伊東祐安の御聲也、陸奥守立久、是も伊東祐堯御聲なり、陸奥守忠昌、陸奥守忠治、伊東祐國の御聲也、修理大夫忠澄、修理大夫勝久、陸奥守貴久入道有て伯圍と號す、其子修理大夫義久入道して龍白、舍弟兵庫頭忠平、後に義弘と改名す、是も入道有て惟新と號す、以上十七代連續し來る、中にも三ヶ國掌の内に治めしは、貴久義久二代也、去程に眞幸七百五十町の所をは六ヶ所の統領、先規より肝付一家伴氏朝臣北原の知行也、北原玄賢其子頼兼、夫より周防介範兼、周防介久兼、長門守兼興貴兼など、て、代々連續し來る以來、北原兼守は三位

入道の御智なり、然るに北原殿は病にかされ、無
レ程かくれさせ玉へは、一門の歴々も心々に成行け
り、依レ其伊東入道殿も跡を知行せんとて望をかけ玉
ふ、求麻の相良もさすか隣所の事なれば、主なき真幸
と見るよりも、餘に望間敷見得玉ふ、去共島津兵庫頭
忠平、永祿五年壬戌に押入て、飯野に遷られけり、去
共横河は伊東方を致しける、同六月三日に、義久押入
横川を切落し知行有しかは、此鬱憤を散せん爲に、數
ヶ年真幸表へ御發向有けり、

真幸大明神破事

同六年癸亥四月、求麻相良と和興有て、睨こ被レ仰合、
同月十四日、真幸表に御出張有、大明神と云所を破却
有、敵數多討捕玉ふ内、河崎河内守粉骨を盡し、坂本
何某殿を討玉ふ、其外軍兵數刻相戰、所々放火にて、
諸軍勢も引退、求麻よりも相働、去共無レ戰功して引
退玉ふなり、

三度目飲肥入井合戰事

同年の八月十九日、山東の人数瀬平に打寄、今一度飲
肥を退治せんと、先東光寺を定と、して外の浦を破
る、比は同月廿日なり、しかも其比外浦には琉球船唐

船着に依て、山東の人数金襴緞子綾錦、種々の珍物を
かひ取、弓鏑に付て荷事無レ限、夫より敵浦々又木城
の人数も馳續く、伊東勢は鹽時惡布して引路なけれ
は相支る間、則八社大明神の前に引堀切の田間に足
を休む、去共味方見次事なれば、鹽津留に越んと
す、敵是を見て尾峯々に取上る、其時伊東勘解由左衛
門尉、落合源左衛門尉下知を以て引返し、目井の古城
に取籠る、敵慕ひ來て野筋より四千はかりにて突懸
る、櫛間よりはこはの相驗を持せ、二千餘人にて見次
けり、以上六千餘の人数城に責懸る、折節伊東勘解由
左衛門尉、落合源左衛門尉、福永宮内少輔被レ申は、此
城野筋を不レ持はもてまじきとて、誰々と手宛をせら
れけれども、請取人なし、其時に源左衛門尉打物を取
て野筋口に出にけり、跡より續く人数には福永宮内
少輔、落合右衛門太夫、同名吉五、同名狩野介、同名
織部助、荒武十郎二郎、同弟帶刀、河崎又九郎、宮田藤
五郎、海老原隱岐守等は同前に指出たり、海老原隱岐
太刀始せんと先懸す、落合源左衛門尉被レ申は、今日
の太刀始望人々は臆病者成へし、皆一同にすへき戰
を唯一人望は不レ心得と下知をなす、是に依て海老

原もしはらくこそは支へけれ、落合ひとり高名にせ

しと、諸士を一知に合せける、武略の程誠に忠義の士
也、敵六千餘を以て、城の四方を取まきけり、元來競
出ける上は、今日を専度と攻登る所を、右十一人の人
人一同に鏑を合せ、數度せりあひ、敵をつき崩す、敵
此戰を見て、難レ叶とや思けん、四方に引退、去共山東
の人数も見次す、兵糧もなく難儀に及ひければ、河野
長門守水練の達者なりければ、大海三里を隔たる大
島にをよき渡り、夫より七つばるに至り、陸にあかつ
て鬼ヶ城に注進をしたりければ、加勢を遣し守りけ
り、晝夜五日無飯にて運を被レ披ける、剛成武士の仕
業なれ、

新山坊迫せり合事

翌永祿七年甲子三月十六日に、山東の人数出張而、新
山坊の迫にて豊州衆とのせり合有、其日荒武十郎二
郎を始として、同弟の彌九郎、大岩根新九郎、海老原
又三郎、杉田二郎太郎、稻津又九郎、宮田藤五郎、其外
餘多深入して討死也、彼衆は十八人の組の衆とて、若
輩云合、互に見すてし、武勇のをくれをとらしひかし
と、常々連判し、數ヶ度諸口にて倫を離れて高名を遂

られしか、此度又古今遠近の譽を擧て討死也、

前山陣井鬼ヶ城陣事

永祿八年乙丑、義益朝臣御息女誕生、不レ斜御氣色な
り、國中の諸侍も、一條腹に御誕生目出度旨御悅を申
上る、其後評議有て、北川内の前山と云所を御陣に取
玉ふ、則番衆を入、其以後は鬼ヶ城御陣番代を^カには
小松兵部太夫を被レ居置、此御陣は永在城に及、其上
近年は真幸飲肥兩口に指合、物内の人数も五番替り
三番替りに、聊も無レ緩怠、稠敷番をしけり、依レ其國
中の上下難儀に及しかは、是を今に廿日番と申は、此
時の御陣なり、各も訴訟繁多に有しかは、小松殿常
に是を聞入んか爲に、顔をはらし氣色を違へてをば
しければ、其時何者かしたりけん、狂歌を讀て捨け
り、

葛の根は小松計に残れるや

いつもはれたり番代かつら

民飢たる年、葛の根をほつて食へは、つら腫るによつ
て、如レ此讀しにや、

野伏井美々田合戰事

永祿九年丙寅、前山鬼ヶ城兩御陣にて、其年も暮けれ

は、同翌十年丁卯正月下旬の比、新山を御陣に被レ召、同五月朔日に、豊州方より釋迦生ケ野弘木田をこそこに大勢を被レ伏けり、是をも不レ知、山東の人数釣籠られ、無レ爲方として美々田に引て屯口する時、敵も伏起、其儘美々田に押寄る、伊東加賀守下知を以て防ぎ戦ふ、雖レ然豊州勢多人數なれば、手痛責戦、其日山東の山田備前守、落合吉五、杉尾左近允、村角右衛門尉、川越玄蕃允以上七八人討死なり、此競を以て豊州衆彌精力を勵し攻戦ふ、美々田に火矢を射付焼落す、然共上城はなければ持たえぬ、大手口は伊東相州請取てかため玉ふ、敵大勢攻上る所を城戸口にて合戦也、伊東大炊助、落合源左衛門尉、其外數多鎧を合せ、二三度せり合、大勢をつき崩す、敵今一攻せんとや思ひけん、城の躰を見る所を、外山相左衛門尉城内より進て、鐵炮一放を以て、大將柏原宮内少輔を打殺す故、敵も不レ殘引退、誠に名譽の運を披き玉ふ、三位入道開召て、則相左衛門尉を本郷に召寄せ、爲三褒美、青銅萬疋賜りけり、又其時長倉新七郎は、青陰勘解由左衛門尉と名付玉ひ、其後は長倉を改て伊東をも名乗玉ひしか、嫡子近江守に伊東を譲り、其身は又本の長

倉を名乗玉ふなり、

日向記卷第七

從三薩州二使僧事

永祿十年丁卯春、島津相摸入道日新齋より、坊の津一乘院を使僧として御崎寺に着船す、其趣は、眞幸口の弓箭いつはつへしとも不三相知、三位入道も御隠居有、吾も隱道の上は、互の和談申合度候とて、御進物は紫硯なり、是を進する事は、向後此硯のくほむまで可三申合との使僧也、三位入道宣ひけるは、薩摩籌略今に始ぬ事なれば、心中には實に思ひ玉はね共、使僧に御見參の上、馳走ありて返し玉ふ、伊東家よりは安宮寺を使僧に被レ遣、進物は新古今集なり、伊集院大和守出合馳走有被レ申は、伊東家は人数の損するをも不レ嫌、或城攻或懸合の軍を望玉ふ、島津家は一人死は萬人の愁と思故、合戦を嫌ひ、上下を着して國を治る由の雜談なり、夫より坊の津に案内者有之、一乘

三月十二日

御直判

伊東慶龍とのへ

菱蒔使附三山合戦事

其比三ツ山には須木の領主米良筑後守在陣す、須木は甥の右馬助に譲られけり、其時の落書、須木かけて似合ぬものは右馬助

まさきにをきて萬歎田にせよ

後には右馬助長門守と申けり、同丁卯十月、菱蒔より使を以て三ツ山に云越は、島津家中に夜泊の陣支度にて相待由風聞有、菱蒔^{脱カ}の身の上共、又御方三の山境とも不三相知、御用心尤と注進をしたりけり、依レ其三ツ山つにも用心稠しく云付る、其使未返らざる内に、島津之大勢三ツ山に押寄す、比は十月廿五日也、城内よりも宗徒の勇士進出て相戦、互に手負死人不レ知レ數、去共寄手猛勢なれば、大手口には島津金吾、水の手は島津兵庫頭、同中務大輔下知して、荒手を入替々々被レ責けり、城中にも牛馬二百疋迄焼殺する程の事なれば、詰の丸引退、米良筑後守、同舍弟を美濃守、其外宗徒の者、寄來る敵を鎧の先に掛ては落し、懸ては落し、堀一重二重埋る計に有しかは、島津勢

院に三日滞留して、種々の寶物等を見せ馳走なり、其時一乘院竊に被レ申は、薩州は武略を以世を治らる間、油斷不可有との咄也、夫より安宮寺歸りて、飯野三ツ山は作和談に成にけり、

犬興行并慶龍丸御誕生事

同十年丁卯八月廿七日、犬興行可有旨被レ仰しかは、各致其用意、其時手與、

三位入道殿

長倉 四郎兵衛尉

伊東 參 河 守

上別 府治部少輔

八代 越 前 守

山田 次郎 三郎

長倉彈正左衛門尉

大 脇 掃 部 助

八代 駿 河 守

河崎四郎左衛門尉

伊東 相 摸 守

佐々宇津右衛門尉

檢見荒武伊勢守

喚次野村淡路守

再拜上綾彦七郎

犬放御馬屋與三

同年の九月十四日には、一條腹に男子出來玉ふ、義益朝臣不レ斜御寵愛にて、公方義昭公へ童名を願玉ひしかは、慶龍丸と名付玉ふ、其時の御内書云、首服已前之事候間、童名付レ之候、仍太刀一腰來國後遣レ之、委細藤孝可レ申候也、

も其功難成、責屈して引退、是菱蒔よりの注進故に、三ツ山を攻落さる旨風聞有しかは、島津勢直に菱蒔發向と聞えけり、

飲肥入評議并篠ヶ陣事

同丁卯年十二月下旬の比、肝付より款^カ 娃九郎左衛門尉を以被^レ云越^レけるは、此度菱蒔表に弓箭出來仕る上は、薩州より肝付を可^レ被^レ責との風聞なり、伊東家の事は、飲肥眞幸兩口共に手堅く御格護の由に候、肝付家の事は、要害三十ヶ所に及也、何も加番の入間敷、城は一ヶ所も無^レ之間、肝付家之加勢としては飲肥口か、然らすんは眞幸口か、一方に御働可^レ給由の使也、其比三位入道殿野尻表に御發足有て滞留なり、然間肝付の使者を中途に留をき、案内者計野尻に參上し、此旨を窺けり、入道殿急き佐土原に御歸館有、去程に使者を六野原に被^レ留置、同廿八日に、諸大將を被^レ召て、肝付の使者意趣等伸終りての後、軍評定に成、兩口の御働何方にて陣所は治るへしや、各無^レ遠慮^レ宣へと有けれ共、諸大將口を閉ちて一言をも申上る人もなし、餘り事延て御氣色を違へ玉ひしかは、其時落合若狹守進出て被^レ申しは、洞家の法問

は先沙彌より云事なれば、若狹は其沙彌ならん、尤宜をとり悪きを去り玉はん爲なれば、愚案に存るは、當分は眞幸口に御下知を被^レ仰付、飲肥眞幸口の事、飲肥は祐國公の御戦死の地なれば、順路の弓箭ならんか、然者飲肥口一方に被^レ召宜しからんやと被^レ申ける、其時伊東相州も、此義尤分明なり、我も若狹同前と被^レ申、依^レ是入道殿御氣色少し直つて、重て大炊助は眞幸口と存かと被^レ仰、大炊助被^レ申上^レは、兎角入道殿御精か入らては成まじき由申さる、其時入道、我七句に及ふ老身を、先に立てとは其意を得かたし、扱こそ家老并大將中談合候得とは申也、其上大炊殿は三番の陣替に御立候得と申せとも、所勞と稱して勤仕なし、聞及候は、彼方此方の鶉狩有とかや、夫をさへ申さて、扣へし入道を先に立とは曲もなしと、あらかに宣へは、大炊助も一言に不^レ及、彈正忠何程の事かと有ければ、何れも同前に存るとの返答なり、入道被^レ聞召て、汝は吾前にては何となくして、後難をさ、やく由を聞食す、是非をわかつて宣へ共、兎角を不^レ申上、修理進、吾は若輩の上、何れも次第と申上らる、若狹守申は、御陣飲肥に於^レ相濟^レは、陣所は何

方と有ければ、入道殿楠原との御定也、伊東相州は篠ヶ嶺を御陣にめさるへしと有けれとも、返すくも楠原と御定の故、其時相州の返答には、鎌ヶ倉を前に取て、敵相遠くして成かたし、此度は篠ヶ嶺と仰有故に、入道相州と以の外のせりあひなり、其節若狹守申は、唯相州次第に篠ヶ嶺を御陣にめさるへし、其故は酒谷の人数阿田の越にさし懸て、本城に兵糧を入るならば、本城よりは定て大迫口に指出へし、兩所の取合に、楠原より懸りて戦は成難し、殊に河越と申利の手有間敷候、只相州の被^レ申様に、敵合近く篠ヶ嶺に御陣を被^レ召可^レ然との義なり、其上は何も次第と被^レ仰出、飲肥口一方に御出陣可^レ有由、肝付の使者へも被^レ仰渡^レ歸宅なり、御首途は翌正月九日にそ定りける、角て永祿十一年戊辰正月の御祝言、如^レ例の儀式にて、同九日に御馬を被^レ向、其勢以上雜兵共に二萬餘人なり、同十一日の酉の刻に鬼ヶ城に揃て、同十三日に篠ヶ嶺に至て堀を堀、つまりく^レに城樓を組せて、大將を伊東新六祐基に被^レ仰付、彼陣手堅格護也、飲肥の本城をは稻麻竹葦の如くに打圍て、持楯搔楯築寄せつきよせ、晝夜の境もなく螺鐘を鳴し、鐵砲

の音矢呼の聲、百千萬の雷も唯一度に鳴落る様に喚呼て攻戦ふ、飲肥の本城名城なれば、城中にも元來剛の兵籠居て、機を勵し堅固にこそ拘けれ、同廿一日には、伊東新六三百餘の人数を以て、本城長吉口に押寄、備をかたうして攻戦、鬨を作懸鑓を打入々々進けり、本城の諸卒も門を開て一度に嘯と切て出る、内外よりも揉合せ、討つ討れつ火出る程に戦けるか、河崎河内守は池田兵部左衛門尉を討捕、河崎紀伊守若松新二郎を討捕なり、此外高名數不^レ知、伊東方に討死は落合右衛門太夫、上別府新三郎、阿方彌太郎、同名彌九郎、荒武帶刀、小山田將監、馬渡長門守を始として各討死也、互に勝負もなかりけり、先篠ヶ嶺に引退、其比本城より篠ヶ嶺に云遣しけるは、落合右衛門太夫打死の時まで、暫し喉輪を解て首取せんといはれけり、討て後感涙を流せしと告たりける、是を陣中の人数も聞て、上下共にをしみけり、年は廿七とそきこゑし、

小越合戦并勝利事

去程に日置周防守城中糧を點檢して見るに、當月軍士を養ふへき兵糧不足なりしかは、急き此旨を北郷

殿に注進し、後攻を請ひ奉らんと計ける、幾重共なく圍ければ、鳥ならて通ふべき様もなし、如斯而已有て、終に涸魚の如く成へきは案の内なりしかは、日置周防守伊東方の陣所を忍通て、酒谷北郷圖書助に内談し、都の城に越て北郷殿に被_レ申は、此度弓鐵炮に事闕儀も候はず、唯糧盡て當月を過しかたく候也、此表御出勢御延引あらは、日置一人切腹し、諸士の命に替り、本城を渡し諸卒の急難を救見んと被_レ申ける、北郷殿も是に驚き、さあらは諸勢を催促し、荷籠可有に極て、日置を被_レ相歸_レける、此度飢肥の本城荷籠の事大事なれば、島津宮内左衛門尉を偏に大將に頼て、三河守と名を給る、都の城は申に不_レ及、末吉山田安永高城財部梶山勝岡野々美谷志和外地の諸卒、彼是以上六千餘人にて酒谷に打入けり、酒谷の入番北郷圖書助數多の談合を以、同二月廿一日早天に、豊州勢を合せて、以上一萬三千餘人の大勢を以て、阿田の越にさし懸りて荷籠をす、本城よりは大迫口に進出て迎とらんとしたりけり、已に竹野にさし懸る所に、伊東方の諸大將評議を調、本城の人数をさへ置、先木脇越前守落合源左衛門兩將、早く小越に差向

ふ、打續く大將には伊東加賀守、同相州、同修理亮、同大炊助、同彈正忠、同新六、其外旗一面に指連て、吾も吾もと追連なる、木脇越前守旗竿、阿田の越にすわりければ、伊東勢兼て定置し諸手のぬけ鐵炮を打せ、雲霞の如く截てか、れば、豊州北郷の兩勢も、命を不_レ惜眞丸に成て突てか、る、數度のせり合勝負も更になかりけり、互に爰を先途と込返々々、輿を雙て馬上に鎧を持、太刀を眞甲にかさし、一面に進て懸る、北郷方より島津三河守と名乗所を、伊東方より落合源左衛門尉と名乗て、互に鎧を合せられければ、鎧の上にて身にも透らす、わたかみを取てとり結び、三河守を組伏て頸をとる、落合源左衛門尉此度の太刀始と名乗ける、伊東加賀守、木脇越前守軍兵に下知して、一足も引せず、進めす、めと打てか、る、川崎主税助は高城の城主財部權守と鎧を合せて、其儘打捕、此度の大将也、山田次郎三郎勝岡の城主和田民部少輔を討捕て名乗けるは、已に父山田備前守討れしか、無_レ幾程して父の敵和田民部少輔を討捕けるそ、人は是見玉へとそ呼はりける、長倉伴八郎を始として、其餘大将横入にて、北郷勢を懸破り追崩す、長倉二部

右衛門尉と名乗て、和田民部か嫡男助六を打取、曾和田新左衛門尉末吉の城主土持攝津守を討取、其外宗徒の大將に志和地の城主上田八郎、山田城主北郷圖書助、酒谷の城主柏原常陸守、此等を始として、宮原福泉坊、伊地知新左衛門尉、本田藏人佐、落合將監、財部勘解由左衛門尉、新納式部少輔、瀬戸山兵部少輔、池上新左衛門尉兄弟五人、以上侍六十五人、竹野原にて討取、夫雜共に八百餘人也、阿田の越より酒谷の櫻の馬場に追詰たり、然るに諸將下知せられけるは、永追に諸卒の氣を屈し、却て味方利を失はんは治定なり、足を不_レ亂軍法を護にせず、靜に引拂へ者共と下知をなす、去とも酒谷の城中より箭の一つも射さりしかは、伊東勢無_レ子細して篠ヶ嶺に引退、伊東方には落合又三郎、弓削吉次、同名新七郎、松岡彦太郎、石那田與太郎、御中間彌右衛門尉、此等各討死なり、
飢肥本城御安堵事

一年戊辰五月迄、前後廿八年の取合に、數度の六合戰は入道殿の御勝利なり、纔に味方利を失て山東に引事二ヶ度也、此度は彌豐州家利を失て難儀に及、其比庄内より北郷紀伊守酒谷に馳續、伊東方御陣所篠ヶ嶺には米良筑後守被_レ馳參、雙方彼兩人使有、和睦の取くみ也、去共差向の陣なればとて、互に歸宅す、比は五月の下旬也、重て兩人霧島の麓にさし出和談有、飢肥南郷は伊東方に渡し、櫛間をは肝付に可_レ渡と極りしかは、たかいに矢の口を留めて、庄内よりの人質には、山の口の城主北郷源三郎を被_レ相渡、當家よりは落合四郎左衛門尉、湯地出雲守を渡つ、六月八日、城兵を酒谷へ引とる、豊州家には東田大隅、瀬戸口源三郎秀安留て本城を相渡す、伊東家よりは伊東相摸守、伊東右衛門佐、壹岐四郎左衛門城中に入て請取けり、去程に飢肥千町は押領の知、則六郎五郎祐兵主に讓玉ふ間、然以來祐兵主を飢肥殿と申也、御介副には伊東相摸守殿三十町を領し、今城に住宅なり、執事には木脇越前守二十町を知行して、松尾に住城、同佐土原讚岐守十町、其外稻津因幡守九町、長倉監物六町也、野村劔介六町、上別府狩野介六町、湯地刑部少

輔六町、落合藤七七町、荒武又兵衛尉六町、河崎紀伊守六町、壹岐右近丞六町、福永與八郎六町給はれり、福永丹波守此外數遷りけり、酒谷の地頭として長倉淡路守、後見には落合但馬守六町、長倉備前守六町なり、南郷目井城主には河崎駿河守を遷したまふなり、

分國中城主揃事

佐土原 三位入道殿御居城、御隠居之後在城は佐土原攝津守
都於郡 左京大夫殿御居城
三納城主 飯田肥前守
穗北城主 長倉藤七改三民部少輔、息藤七云
富田城主 湯地五郎九郎改三志摩介
高城城主 野村藏人佐
財部城主 落合民部少輔若名藤九郎、子も藤九郎云
那賀城主 郡司彌六左衛門尉今湯地出雲守津宮左馬助
宮崎城主 肥田木勘解由左衛門尉今長嶺紀伊守肥田木越前守
曾井城主 八代民部左衛門尉改三下野守
清武城主 長倉伴九郎
上別府宮内少輔

紫波洲崎 川崎上總介今息和泉守
田野城主 長倉河内守今息宮内大夫
倉岡城主 野村隱岐守今山城守
石塚城主 平賀刑部少輔
穆佐城主 落合兵部少輔
木脇城主 福永民部四郎
本庄城主 河崎兵部丞
八代城主 伊東新三郎改三新助、隱岐守息
守永城主 内田四郎左衛門尉
綾城主 佐土原遠江守
飯田城主 河崎治部大輔
内山城主 野村刑部少輔
漆野切寄 漆野志摩介
紙屋城主 米良主稅助
野尻城主 福永丹波守
高原城主 福永源左衛門尉淡路息
戸崎城主 肥田木四郎左衛門尉
三ッ山城主 平良彦十郎改三遠江守、息亥十郎
那佐木城主 肥田木三郎兵衛尉
野久尾城主 米良筑後守筑後守討死後新納伊豆守

須木城主 米良長門守若名右馬介
新納石城主 長友源次郎
鹽見城主 右松四郎左衛門尉
門河城主 米良四郎右衛門尉
日智屋城主 福永新十郎後氏本駿河守
山陰城主 米良喜内若名彌二郎
坪屋城主 米良休助
松尾下總守
田代三方領主 篁尾彦三郎
侯江主稅助
水志谷領主 奈須九右衛門尉
入下領主 入下彌四郎
田瓜
神門三方領主 小崎右近將監
借屋
高智尾領主 三躰惟政代々地なり
雄八重領主 米良分左衛門尉
平野領主 米良民部少輔
飲肥本城 祐兵公御居城中御知行の時、地頭職者
上別府常陸守

酒谷城主 福永宮内少輔 彼兩人也
目井城主 長倉淡路守
瀬平城主 河崎駿河守
惣して分國中四十八ヶ所の城主なり、
伊東方與力衆事
一 肝付殿高城の夫 一 根占殿
一 伊知地殿高城御聲 一 新納殿 麻生の夫、後馬關田子縫殿助
一本田殿 一 北原殿 右衛門尉、
右を以上六ヶ所と云て、數ヶ年伊東方に禮義伸て與力を致さるゝ也、
一 瀧殿 一 東郷殿
右を四ヶ所と云て、此衆も數ヶ年與力にて、御禮を被レ申なり、
一 菱蒔殿 一 求麻相良殿
一 嶽の米良殿
以上三ヶ所も同前なり、此衆ヶ様に有上は、彌入道殿權威重くして、三州の太守と思食入たるも理なり、
諸侍衆惣領一人撰事
伊東相摸守 佐土原 遠江守

長倉播磨守
小松兵部大輔
木脇越前守
右松四郎左衛門尉
清武權太左衛門尉
上別府下野守
池尻筑後守
落合源左衛門尉
稻津民部大輔
山田備前守
津留安房守
宮田讚岐守
長井和泉守
平郡河內守
弓削大隅守
野村山城守
中原志摩守
平島孫左衛門尉
堀口彌左衛門尉
井上出雲守

八代但馬守
佐々宇津伊豆守
平賀刑部少輔
深藏筑前守
稻持右衛門尉
飯田肥前守
曾井隼人佐
湯地長門守
河崎甲斐守
荒武因幡守
大脇民部左衛門尉
福永丹波守
垂水丹波守
小山田備後守
中村新左衛門尉
長嶺伊賀守
持原甚左衛門尉
杉田又左衛門尉
大野大藏助
綾新右衛門尉

黒木若狹守
鈴木二郎左衛門尉
兒玉豐後守
米良民部少輔
田爪九郎左衛門尉
宇田津彌九郎
戸數又七郎
倉永左衛門五郎
吉野孫九郎
須田二郎三郎
井尻大監物
堤内彌七郎
時任美作守
堤大炊助
長友九郎右衛門尉
北村尾張守
村岡空助
大岩根式部少輔
赤目出羽守
水野右衛門尉

安藤豐前守
井本武藏守
久米田四郎左衛門尉
川越近江守
河野治部少輔
壹岐周防守
海老原加賀守
阿方孫兵衛尉
野田又五郎
福島美濃守
井戸川彌左衛門尉
諸井孫七郎
成田淡路守
鹿那田彌七
野邊宮内左衛門尉
杉尾二郎五郎
肥田木越後守
長谷川中務丞
赤地平五郎
松葉新九郎

松田攝津介
高野新五郎
鬼島兵部丞
雷野藤兵衛尉
漆野左衛門尉
守永平五
衛藤孫四郎
高家位藤五
津江藤次
御矢浦與次郎
宮原駿河守
關屋大和守
椎谷安左衛門尉
富高采女正
菅二郎兵衛尉
村並右衛門尉
村社余七
藤河織部助
松下與三郎
石山石見守

萬年右近將監
槐島壹岐守
山島津兵部左衛門尉
棧敷野甚五郎
村雲萬六左衛門尉
崎田掃部左衛門尉
橋口土佐介
日高内藏助
粗木善次郎
宮越三郎兵衛尉
内田典藥頭
木左妻安藝守
末富佐渡介
村角信濃守
青木二郎兵衛尉
草藥五郎右衛門尉
野崎惣次郎
石崎七左衛門尉
西ヶ野善六
多田雅樂助

中山善左衛門尉
曾我伊豫守
圖師五郎左衛門尉
金丸右馬助
室戸彈正忠
横山宮内左衛門尉
平良彦十郎
野守薩摩守
新名又左衛門尉
阿多飛驒守
迫田平左衛門尉
松尾下總守
入下彌四郎
出葉主水正
小杜隱岐守
馬關田右衛門佐
銀鏡神五
平八重主殿助
尾八重造酒佐
長池大學助

樋口新三郎
宇都宮左馬助
郡司式部大輔
脇野田刑部丞
外山左衛門尉
野本藏人頭
紙屋圖書助
丸目兵庫頭
野下彌七郎
牛迫藤十郎
石那田主計助
篁屋彦三郎
俣江主稅助
小崎修理亮
北原勘解由
中俣平右衛門尉
土河右京亮
木八重内膳正
寺原大膳亮
平原大舍人助

長田縫殿助	永田紀伊守
益田外記助	蓑田與四郎
蓑毛内記	雨田源左衛門尉
後藤能登守	葉草與市
木下上野守	都甲次部左衛門尉
山路又九郎	法元二郎太郎
清水助次郎	神田助七
原田助右衛門尉	齋藤新六
重永攝津守	友重與兵衛尉
野上與右衛門尉	松岡新右衛門尉
須志田三郎左衛門尉	今村三郎太郎
成田藤十郎	藤野源五
河添源十郎	畑重藤二郎
谷口與十郎	築瀬千左衛門尉
岩田五郎四郎	清清次郎
窪田清右衛門尉	富田助五郎
小田權左衛門尉	和田左衛門五郎
島原助八	岩下新十郎
柏原新六	佐伯三郎五郎
羽島六郎次郎	柏田與六

鹿濃屋平六	鬼塚平左衛門尉
平河式部左衛門尉	河口助太郎
公文五郎兵衛尉	瀬口萬左衛門尉
山内藤右衛門尉	日野九郎右衛門尉
猪八重常陸守	猪久保與八
樺山太郎次郎	向高新十郎
石塚空頭	山城玄蕃允

大身次第名字之内一人宛書之、小身名字此外數々不
レ違記、

御感狀連判人數事

伊東相摸守入道飯雲 伊東修理亮祐青
 伊東大炊助祐審 伊東彈正忠入道久微
 伊東三河守祐命 伊東下總權守祐基
 佐土原攝津守入道佐攝 荒武兵庫頭入道歡人
 湯地三河守定時 野村吉次文綱
 落合越後守兼教 長倉勘解由左衛門尉祐政
 右の衆外にも出入あり、惣て國中の御仕置等、又御弓
 箭内諸大將を被_レ仰付_二也、外にも大將數々、
 御出頭人數事
 法元次郎 平島新左衛門尉

圖師主殿助	猪野伊賀守
後藤四郎左衛門尉	猪俣又左衛門尉
關屋四郎左衛門尉	弓削新左衛門尉
崎田掃部左衛門尉	綾新右衛門尉
作田二郎右衛門尉	

此外多々雖_レ有_レ之、取分御側に被_レ召置_二出頭なり、又
諸役等をも被_レ仰付_二也、

御陣人數積衆事

宮田讚岐守儀重 壹岐土佐介秀兵
 荒武豊後守宗會 佐土原筑後守祐章
 川崎式部丞良次 荒武備中守宗用
 山田備前守宗繼 荒武右近丞宗代
 野村助右衛門尉重綱 荒武左衛門尉宗種
 清武兵部少輔祐友 荒武伊賀守宗供
 宮田二郎左衛門尉儀民 荒武源兵衛尉宗音
 右の衆替合、天文十年辛丑以來、飢肥眞幸兩口數々年
 御弓箭の間、人數積替番等被_レ相定_二也、此外にも多々
 有_レし、

御代々覺書事

一尊氏將軍之御代、京都に御弓箭出來せしは、建武元

年也、就_レ其伊東祐持下國の時、諸勢催促にて、建武四
 年に日向之下り給なり、一人は斟酌の由堅御中に依
 て、畠山七郎殿兩人御下候也、畠山殿は頼て御登り、
 祐持へは其時の爲_二御褒美、日向都於郡三百町を給は
 る、其後檢非違使の爲に御上洛候に、中途より御煩付
 候而御死去、其間者都於郡守永野州押領候歟、
 一祐重虎夜叉殿にて御下向候之間、野州の聲に御成
 候而、野州は曾井へ御遷候、夫より曾井殿と申なり、
 彼御腹には御子御座さるにより、御臺の御兄弟を御
 子として、信濃守殿と申也、官方將軍方の御弓箭之
 時、大隅は官方にて候つるに、庄内都の城にて御高名
 有、京都に注進御申候、其時山東は八千町賜る由申候
 なり、
 一祐重様御下之事、御年來衆馳走被_レ申候、中にも宮
 田法眼坊、垂水辨阿舍梨、別而御奉公被_レ申候と申傳
 候、其時のらほも宮田にて候つるなり、
 一祐安様其後他腹にて御座候に、木脇長永の聲に御
 成候、夫より凡御祝儀之御儀式候歟、賀入の時、御座
 敷には長倉二郎左衛門殿、後は常光と申御參候、式の
 引物御太刀鎧落合出雲守請取、鞍置馬は河崎丹後守、

はた馬は湯地治部少輔と、久敷日記に有、

一祐立様土持殿聲に御成候、同祐堯様も聲に御成候、土持殿をも越前守殿姉聲にしてめされ候、打迎打送御輿寄稻津河崎兩人、御打迎人數長倉殿落合、其間湯地河崎野村長井此衆被_レ申候、御日記御座候覽、

一尹祐様阿蘇の御祝之時、前々の如く打迎と被_レ仰候所に、各六ヶ敷御申候而、町頭迄長倉伊賀守殿、落合山城守かちにて被_レ參候、河崎方湯地方は、上意惡敷候つ、

一求麻之御祝儀之時、打送之様如_二前々_一と被_二仰出_一候時、河崎方湯地方御申候は、名字二人宛にて御奉公可_レ有と被_レ申候而、初は長倉殿、末は稻津殿、其間兩人宛にて御申候、其後鹿兒島志布志之御祝儀之時は、兩名字馬打之次第打ませ可_レ申など、候而、又六ヶ敷候て、役人衆被_レ仰候は、先年兩名字以_二談合_一御申候上は、兎角兩名字の前にこそ可_レ有候由御沙汰にて候つ、

一御元服の時の御酌、初献落合、二献垂水、三献長倉殿、
一御前迎之御祝儀式、三献初献は前に同、二献目は湯

地方被_レ申候、

一正月御年男代々稻津落合被_レ申候、御隠居被_レ成候得は、野村方なども被_レ申候つる、其外荒武方なども被_レ申候歟、

一祐堯様の御時、野村方御年男被_レ申候得共、表方之御酌は不_レ被_レ申候、老名敷方にて候つる、御隠居にて内御年男にて候つる、御惣領方の御年男は、前代より稻津落合被_レ申候、

一正月三ヶ日御黄幡には、代々初献は御年男御酌被_レ申候、三献目は長倉殿、二献四献は山田荒武津留大脇方、五献目は稻津方御年男候得は落合、落合に御年男候得は稻津方にて候、

一正月御酌始長倉殿荒武、末は落合長嶺彼名字被_レ仕候事は、爰かしこにて矢合共被_レ申候而、吉例にさせられ候、
一番弓此前は三番にて候つ、御日記候はん歟、
一番 池尻左馬助殿 荒武方
野村方 山北若狭守
落合伊豫守 大脇方

近年佐々宇津二郎左衛門殿 荒武彦四郎

野村又五郎

河野兵衛左衛門尉

落合河内守

大脇孫次郎

一式の引物、於_二鶴戸_一鳥津殿へ御參會時、落合河内守被_レ仕候、

一祐國様櫛間へ御越之時、式之引物野村玄蕃允被_レ申候、

一相良殿御祝儀之定之時、式之引物長倉兵庫頭殿、求麻よりは相良左京亮引被_レ申候、

一祐國様佐土原へ御聳入時、式之引物落合河内守請取被_レ申候、

一近年鳥津殿御祝儀之時、式之引物垂水隠岐守、あなたよりは本田又次郎、

一新納殿御越之時者、落合河内守被_二請取_一候、

一犬追物手組之事、稻津落合は打替々々同前之様に申候歟、其外之名字として不_二六ヶ敷_一候、何も御日記に見得申候分にて候、

一喚次は長倉殿飯田殿深歳殿稻津落合湯地川崎野村此衆被_レ申候、一人役にて候間不_二六ヶ敷_一候、

一宮田名字は前代より諸役御免にて候由申傳候、左も候哉、犬追物の御日記などに見得_二候_一、雖_レ然稻

津一姓たるの間、御太刀御荷内の役などは被_レ申候、自然稻津名字差合などの時は、御酌にも宮田方被_レ參候つる由、年行衆物語被_レ申候、

一御社參被_レ成候時は、御進宮之御太刀は、長倉殿稻津落合代々取次被_レ申候、別人は不_レ被_レ申候、

一打立首途の時の御酌は、初献長倉殿、二献落合、加て三献にて候、

一祐持様御下向の時、御供にて被_レ下候人數の事、稻津落合湯地河崎宮田此衆にて候、是御年來に候、其外に井尻井戸河小山田石那田凡此衆御供と申傳候、此人數關東より御在京の御供衆と聞え候、其外の衆は當國に御下候て、御かたらひと聞へ申候、

一就_二御當家_一、十三人之組之衆と申傳候人數、長倉殿深歳殿稻津落合湯地河崎野村宮田垂水山田荒武津留大脇、此衆諸遍一味にて、御奉公候と申候、

一長倉殿は五番目、播磨國長倉の庄御給候、如何候哉、祐重虎夜叉殿にて御少年の時分、京都の御名代被_レ食候、瀬田の後攻の時御辛勞候、其時小山田御供申辛勞申候、長倉殿へは倍木三十町、小山田には兒湯丸五町八反直に被_レ給也、忠節無_レ限事なり、其時分者老名敷

御一家なども無御座候て、爰かしこにて長倉殿御辛勞被成候、御酌かよひなども被食候間、御吉例に今にも被食候なり、

- 一 右松殿は祐重の御兄弟二男なり、
- 一 八代殿は祐立之御兄弟二男なり、其外御一家は遠き別にて候、
- 一 田島殿御絶候之間、祐堯御兄弟之讃州之佐土原と御名乘にて候、
- 一 木脇殿長永の跡絶候間、是も祐堯之御兄弟刑部左衛門殿御繼候、今の木脇殿是也、
- 一 長時任是は飢肥之住人也、祐重之御代より御かたらひと聞え申候、
- 一 河野中村安藤野波是も御かたらひにて、祐重之御時より御奉公と申候、其外の衆は過半御一家の内衆にて候つる哉、
- 一 山田荒武津留大脇は當國の住人也、古は京都之取次を被申候、御下向に依て御年來に被成、御酌かよひ御佳例に被申候、長井は山田にて候、
- 一 垂水は富吉の住人、祐重御下向之時、別而忠節被申候、土持一姓なり、

一 深歳殿は祐宗の御子、落合小坂入道息女の腹なり、御親父祐光之御爲深歳三十町、祐光寺と號して下し御申候、俗別當に御成候而、御格護候歟、今に祐光寺とて深歳に有、左様なる御筋目依て、今に七月御寺參の御名代被食候哉、七月御寺參の時の御太刀は、野村方持被申候、自然に禁忌之時も同前なり、

- 一 八幡之御神事九月十六日也、御社參騎馬にて、御先打長倉殿落合方兩人馬上也、於三八幡御宿より御社參被成候時者かちにて、右松殿稻津方御供にて候、御太刀御進宮は落合方にて候、
- 一 祐安の御もり
- 一 祐立の御もり
- 一 祐堯の御もり
- 一 祐國の御櫛は
- 一 祐充の御櫛は
- 一 上別府殿は小櫛にて候つ、別府六十町被持候、在京の由被仰候所に、小申事小番共申候、伊東殿名代

落合出雲守
垂水兵庫守
落合出雲守はやし被申候、御もりは雲州の子治部少輔被申候、祐堯御はやし給候、御

として罷登り候は、兎角被申事有間敷由御申候間、さらば伊東下野守として上洛候へ被仰候、夫より入一家としてこそ上別府と申候へ、於京都一の御用に被罷立候忠節の方なり、

- 一 上畑の肥田木綾の山の陣の時、忠節被申候之間、六郎を給、代々六郎二郎と申候、
- 一 御前迎之時、御輿寄稻津方河崎方、御中間布施關屋、
- 一 一の臺輿寄荒武方兩人、御中間倉爪兩人、
- 一 御は、の輿寄井戸河尻兩人、
- 一 御前様御社參などの御行の時は、御輿寄落合名字兩人、御中間布施關屋、
- 一 興禪寺祐重の御大方理本と申候御寺也、御下り始に御建立の御寺なり、
- 一 光臺寺祐重之御建立の御寺也、
- 一 八代常喜寺祐安之御寺なり、
- 一 長持寺祐立祐堯之御代よりの御寺也、
- 一 光照寺祐國の御建立の御寺なり、
- 一 惣昌院祐堯之御寺なり、
- 一 其外の諸寺御代々に御建立也、

一 鳥津忠國祐安之御智也、鳥津立久祐堯の御智なり、鳥津忠治尹祐之御智也、三代如此候、相良殿新納殿尹祐之御智なり、

- 一 伊東の東の字、前代は藤と云字にて候つるを、頼朝一段祐經へ御念比たるにより、東の方に近く屋形造有て、東殿と申たるにより、東の字を今に書侍るなり、
- 一 就御當家之儀式、前より大とちと申日記御座候つるを、都於郡内城炎上之時分失申候、夫より依事前の作法相違儀も候様に承候、向後も書付物可爲爲肝要と由、年行達被申候、右此條々落合河内入道荒武古丹後入道、其外年行衆連々物語被申候、其上久敷日記などに見得候事、少々書付候、此比者ケ様之儀式相違之事も候之間、爲後日書置候者也、

落合若狭入道兼朝

日向記卷第八

田原山陣并義益朝臣早世事

左京大夫義益朝臣飲肥御陣、事故なく治め玉ひて、御舍弟祐兵主に讓與の上は、眞幸口一方に籌策可有とて、眞幸の内田原山を御陣に取玉ふ、兼て國中の諸士眞幸表の御發向數度なりしかは、案内は能知つ、求麻相良に被_レ仰合、さしむきの飯野を攻んどの巧也、飯野は島津兵庫頭在陣也、山東の人数田原山を陣に取圍て番をなす、然所永祿十二年己巳七月、義益朝臣御誓願の旨有て、岩崎の稻荷へ一七日御參籠し玉ふに、其願成就もなくして、同十一日に、俄に宮にて隠れさせ玉ひけり、是又不思議の御事なり、御年は二十四、いまた三十にも満させ玉はねは、猶惜かるべき御命也、有爲無常の習、生者必滅のをきて、始て可_レ驚にあらね共、國中の上下悲を含めり、况年來近く召仕れし人々も、いかばかりの事をか思けん、葬送をいとなみ、圓光院に成し奉りて、御法名桂圓法光と申なり、其時國中の諸侍皆剃髪をしたりしかは、是を屋形剃と名付たり、聞者驚奉り、貴賤男女に不_レ依はせ參す、

御子方達も參り玉ひて、唯夢の様に有しとなん、此義益朝臣は武威強く、殊に文の道をも知しめし、仁心深くをばしければ、諸人もなつき奉りける程に、誰下知を成には有ねども、男は腰に指たる刀を神前に捧げ、女は鏡を捧て、女は出る時鏡を懐す、此時の國風なり、御蘇生を祈り奉るに、神前の大庭に刀鏡山の如く積上たり、然とも定業限有けるにや、御蘇生もなく、納奉ると云けるに、晝夜集り居ける輩、一度にとつと泣悲聲、暫しは止さりけり、左あらは御供仕らんとて、神前の板敷に小指をさし當て、刀を以て切_レ之、御棺の内に投入けるか、其血の流て社たんも朱の瑞籬に變しけり、されは和歌の道にもすかせ玉ひけるにや、讀すてさせ玉ひし御歌の中に、

閑なる時世に華もをくれしとまつ咲初る山櫻哉
義益朝臣

其外多かりしかき、もらしつ、同八月二日に、都於郡御城下大池に、俄に鳥出來して遊行す、ヶ様成惟有しかは、御慎思食てか、同月廿日に、眞幸の内田原山の御陣を引玉ふなり、

眞幸木葉御陣事

田原山の御陣を引玉ふ以後は、互に無爲に暮て、元龜も二年になる、辛未の九月三日に、眞幸表に御馬を向られ、木葉の御陣を取玉ふ、其功夜を日につきて調しかは、先番代を伊東加賀守に定て、數勢を籠置御在陣なり、其時何者かしたりけん、狂歌讀て加賀守の小屋に張付る、

此陣は大材木にこのこきり引わつらうて泣つ笑つ是を朝とく加賀守見付玉ふて、如何様是は道雲のわさならんと思しけるにや、上下を著し、其躰いかにも慇懃にかいつくろひ、道雲の小屋に至り玉ひて、彼歌をさし出させ玉ひて仰けるは、如何様此歌は遠江殿ならては讀玉ふへからず、悪くも見玉ひつる哉、加賀守に於ては、此城を預るよりしては、一引も引しとこそ格護す、能も見玉ふへしと感涙を流して宣ひしかは、さすかたけき道雲も言葉なくして御座す、依_レ是か暫か程は狂歌のさたもなかりけり、

覺頭合戦敗北事

眞幸表の働は、辛未の九月より翌元龜三年壬申五月迄、九ヶ月の間、飯野にかゝつて防ぎ戰事數度なり、然るに壬申五月四日に、山東の大軍を起し、伊東加賀

守伊東新次郎伊東又次郎伊東修理進、彼四人を爲_レ大將_レ發向也、先飯野を押へて覺頭表を破らんとの僉議にて、伊東加賀守飯野の押へに定て、妙現の尾に備へらる、三大將は惣軍を引卒し、覺頭表の麓を打破り、敵數多討捕、此競を以て放火し引退く所に、飯野の圍少踏破りて、薩州の士卒飯野城内に追籠、岡尾平迄引退く、勝にのつて敵をあなとり、軍法みたりに有しかは、各僉義して、備を堅して引取玉へと制しけれども、過半若き大將にて下知不調、薩州の士卒如何計の事をか仕出すへし、竹竿一本にては打破らんものごと聲々に喚りて、折節五月の事なれば、暑さはあつし、皆水をあひて時刻を送りける程に、なしかはよかるへき、兵庫頭斥候を出し、油斷の躰を見すまし、栗野横河五里の間より馳續き、合より急に蒐て突崩す、山東の諸大將是を見て、足を亂さず尋常に鎧を合せん者哉と、我も吾もと互に突出、火出る程を戦ける、俄に備を立兼、薩州勢に懸立られ、はやり切たる若侍、數を不_レ知討れにけり、伊東加賀守伊東修理進人数をまごひ引退、然れども誰々戰死と追々に告たりしかは、各馳返し、忠死を遂、中にも伊東源四郎討

死と告たりければ、加賀守開玉ひ取て返し、島津兵庫頭を目に懸て、敵の真中に割て入、戦死して失られけり、此加賀守は勇氣知謀兼備して、伊東の人傑たりしかは、皆人惜みけるこそ、ケ様に有上は、我も人も互に執て返し、討死しける人数には、

- 大將 相州息伊東新三郎 披官十五人
- 大將 伊東加賀守 披官六人
- 大將 掃部息伊東又二郎廿五
- 加賀弟伊東源四郎
- 加賀弟伊東右衛門佐
- 伊東空右衛門尉
- 長倉六三郎十九、披官六人
- 清武地頭 長倉伴九郎廿五、披官二人
- 右弟長倉伴十郎
- 都於郡衆 長倉主殿助
- 長倉四郎兵衛
- 長倉六郎二郎
- 佐土原衆 佐々津津助八郎
- 都於郡衆 荒武小二郎
- 荒武惣右衛門尉

- 荒武彦七
- 山東惣奉行 落合源左衛門尉廿七、披官八人
- 都於郡衆 右弟落合彌九郎
- 同所衆 落合又九郎
- 清武衆 落合織部佐
- 落合源八
- 落合藤五
- 都於郡衆 落合新五郎 披官三人
- 清武地頭 上別府宮内少輔四十二、披官一人
- 三山野久尾地頭米良筑後守 披官二人
- 坪屋地頭 米良休助
- 米良尾張守 披官一人
- 米良民部少輔
- 野村新左衛門尉
- 野村七郎
- 野村四郎兵衛
- 野村藤二郎
- 野村源七郎
- 野村右近丞
- 野村三郎兵衛尉

- 都於郡衆 長倉織部佐
- 長倉源八
- 三山衆 稻津九郎二郎
- 北原又八郎
- 橋口刑部丞
- 紙屋圖書助
- 三山衆 肥田木孫右衛門尉
- 土崎地頭 肥田木四郎左衛門尉
- 土崎衆 湯地式部丞
- 都於郡衆 湯地又三郎
- 都於郡衆 湯地宮内少輔
- 同所衆 壹岐珠帝 役者也
- 同所衆 釋迦郡市之助
- 財部衆 江三戸左近
- 都於郡衆 河崎主税助
- 都於郡衆 河崎河内守
- 佐土原衆 弓削伴九郎
- 内山衆 柚木崎丹後守
- 三山衆 吉野監物
- 三山衆 野守玄秀

- 佐土原衆 福永四郎兵衛尉
- 日知屋衆 福永清左衛門尉
- 福永又八郎
- 福永周防守
- 福永新三郎
- 福永丹後入道周岱
- 福永又四郎
- 多田紀伊介
- 多田宮内丞
- 持原甚左衛門尉
- 右弟持原越中守
- 日知屋衆 福永孫右衛門尉
- 三山衆 丸目兵庫丞
- 三山衆 宮崎安房守
- 土崎 丸目次郎兵衛尉
- 丸目典内
- 佐土原衆 佐土原八郎兵衛尉
- 河野善七 披官一人
- 都於郡衆 築瀬織部助
- 山陰衆 都甲兵部丞

日知屋衆

中村壹岐守
 大塚八郎
 島山主水
 永岑彌四郎
 坂本右馬助
 坂本七郎二郎
 須田右衛門尉
 肝付與八郎
 井上藤七左衛門尉
 尾脇宮内丞
 後藤九郎左衛門尉
 後藤助七郎
 綾ノ中之坊
 肥田木 薩摩坊
 猿瀬丹後守
 福崎三郎五郎
 落合彌八郎
 三輪四郎三郎

宮崎衆

萩原先達

曾井衆

以上二百五十人、内面々衆九十六人、御一家大將分五人、

大崩時各遺言事

一大將伊東加賀守へ、息源四郎討死の由告來しかは、加賀守は坂中にて、惣軍勢を集められしか取て返し、兵庫頭と鎧を合せんと進れければ、持原甚左衛門尉馬の口にすかり、是非のかせ玉へといさめけれ共聞入玉はず、大勢に押入討死也、持原もさすか此日比、加賀守の別て御目を懸られしも此時也、引へきに所なしと、是も馳返し、兄弟一つ枕に討死す、一清武地頭兩人の内長倉伴九郎討死の由有しかは、同地頭上別府宮内少輔是を聞玉ひて、若年の伴九郎を討せ、吾四十に餘て引退は餘に面目なしと云捨て、是又取て返し合せ戦死なり、一都於郡佐土原の若き衆、大方不殘御戦死候と告來りしかは、佐土原八郎兵衛尉是を聞て被申けるは、吾か宿所計さひしからんぞ、一度にとつと泣せんぞ、是又返し合せて討死、道雲の弟なり、一荒武兄弟の内兄云けるは、國元へ形見を送忠死せんと云ければ、弟か云、夫侍か討死をするに、三つを忘れてこそ討死をは遂るとかや、此の如くさしむきの戦場に、形見送は無用と云ければ、兄云、夫はさに

はあらず、三つをわすれて忠死をすればこそ、形見は送てよかるべき、尤互に同じ、兄弟かふかに齒形を付て宿へかへし、兄弟ともに返して戦死なり、一ヶ様に各馳返し、戦死の上は、此度の若き侍大形残るまじき様に成行に依て、各堅く是を制せらる、三つ山野久尾の地頭筑後守殿に忠死故、各運を披き玉ふなり、

一福永丹後入道周岱は、祐兵主より爲御使、飢肥より眞幸に越、各同前に討死なり、

一柚木崎丹後守は、兵庫頭に寄せ合せ、鎧を合討死を遂るなり、

一其日役者は壹岐珠帝にて有しか、味方軍勢敗軍と見て、則原中にして地を割、四方に矢を立、一足も不引討死なり、

一五月四日己丑日巳午刻、覺頭の麓破る、其目^カ日は滅亡日、方悪しき由制しければ、若き衆申さる、は、這てはなしかよかるべき、走て行ん者をと被^レ申けり、

一佐土原安宮に前々の起請文、又此度の各起請文を被^レ籠置候を取寄せ、引合せ見玉ひければ、前書大に

相違せり、物の大事に成行事は、諸遍思慮有べき事共也、以前の起請文前書には、先懸申間敷事、付諸大將の下知相背間敷事とあり、此度の前書には、未練申間敷事、付一つ枕に討死可^レ申由被^レ書出けるとなり、眞幸城ケ尾御陣事

眞幸大崩以後は、互に番手計を堅固にして、其年も暮

て、翌天正と改元有、癸酉年三月十二日より、伊東方には山東の人数を起して、眞幸口城ケ尾と云ける所を御陣に取圍て、各番手を稠そ遂たりける、

飛松青井嶽合戦事

同年比、北郷方庄内の者共大勢、飛松表に出張して、道を作る由きこえしかは、長倉彈正左衛門尉惣大將として、田野清武の人数を召つれ馳續き玉ふ、庄内衆を追散し、己に引返す所に、又敵大勢競來るに依て、彈正左衛門尉しつはらひ有、互に追つ返しつ相戦くりのき玉ふ、其日庄内の釣野伏の大將土井丸權之助を、寺原大隅守討捕なり、

を責んとす、然所に根占重長内々肝付同心を以て、伊
 東方に與力有んか、又島津方にも内通の子細有ける
 にや、天正元年癸酉三月十一日に、島津勢數多根占に
 渡海有、義久も指宿迄の發足にて、同十四日、肝付領高
 洲浦寄々の大船小船不_レ殘奪取、同十八日に、大始良
 表へ相働、然間肝付院内の者共馳集り、爰を專度と相
 戰、其日島津の大將右馬頭左馬頭を始として、多勢の
 故、肝付衆打負て、人數少々被_レ討けり、於_二其場_一根占
 重長閫を作り、喜悅之眉を開き、重長達_二本懷_一、先指宿
 へ參上す、其上鹿兒島祇候を遂たり、島津勢も五月長
 雨の時勢に成ぬれば、兩陣の普請延引して秋に押移
 る、七月廿四日の夜、早崎の後山の方へ肝付衆突出、
 廿五日の早朝、面の口へ多人數を進め、弓鐵砲互に取
 合、後より忍上り、島津の陣屋を放火し、己に危所に、
 城内より島津中務大輔不_レ及_二是非_一、太刀を拔持、肝付
 勢數百人の中に切入被_二相防_一、吾身も切疵突疵不_レ知_二
 其數_一、殊に深手八ヶ所をはる、又喜入小四郎馳續きて
 兩人相戰の故、肝付勢敵數多打捕といへ共、難_レ成_二其
 功_一して引退、去間島津方には猶以牛禰へ押寄すへし
 とて、同年霜月十四日、平常と云在所に、右馬頭を爲_二

大將、數千人にて陣をはる、同翌二年甲戌正月三日、
 肝付數勢を催し、茶園尾と云所に屯せり、左馬頭不
_レ移_二時茶園尾_一に向てせり合有、肝付勢打負て、其日よ
 り此陣構、晝夜の境もなく矢呼如_二雷電_一、同十八日、平
 常の人數、牛禰の濱の方に逆木を結び、茶園尾の方よ
 り内城の切岸を掘破、道を作事夜日三日なり、肝付勢
 石を投げ、或茅に火を付堀底に投げ、様々雖_レ防、其功
 なかりしかは、同十九日夜降參す、同日到根占伊東伊
 知地肝付數勢を催し、城麓を散々に放火し合戰に及
 ふ、城内に喜入攝津守防戰、伊東伊知地肝付の三勢
 も、人數少々討死す、去其手痛く攻ければ、城内も已
 に危く見ゆる所に、攝津守舍弟圖書助、同弟小四郎打
 て出つ、寄手も荒手を入替々々攻戰ふ、圖書助廿八、
 小四郎廿四、兩人を始喜入か披官拾餘人、其外根占か
 人數を討捕て競をなす故、島津方には加世田衆猿渡
 掃部兵衛尉井尻四郎左衛門尉心を合せて防きけれ
 は、各鱈の口をを遁れける、然間伊地知肝付勢、從_レ夫
 驪入の寨に責入、雜人原を伐捕、其所に夜を明し、次
 日愛河へ押寄せ雖_二相戰_一、無_二其功_一して引退く、然に
 牛禰の安樂備前守内々肝付へ隨ける間、番を入置の

所に、備前弟彦八郎爲_二人質_一、島津方に參上する故、新
 納武藏守一男刑部大輔牛禰へ籠城す、日暮に及て肝
 付の番衆は下大隅へ退きけり、同廿二日、新納武藏守
 も籠城の由聞ゆ、ケ様に成行事は、武藏守か智略を以
 て、逆瀬河豊前兵衛尉木村筑前守久富伴五左衛門尉
 調達とぞ聞えける、伊東伊地知肝付三家の人數を相
 催し船働有て、大隅鹿兒島に矢を射入たるも此時な
 り、其時帖佐より小船壹艘に、勝目加賀守敷根越中守
 指宿左近兵衛尉南雲其外三人、相續て三家の兵船、牛
 禰たきか水にて寄合相戰内、肝付衆田上二介と矢し
 るし書て、三筋迄指宿方に射立たり、其手大事なれ
 は、是をたすけて引退、雖_レ然其功なかりしかは、三位
 入道殿被_二仰出_一は、無_レ詮永陣して士卒を可_レ屈に非
 す、其時を得て西の終迄も可_二退治_一、先軍法を堅く制
 し置き、此度は對陣を引拂ひ可_レ然旨被_二仰付_一間、諸
 軍も引退、伊東方には落合藤八郎を始として、少々の
 討死なり、

寶蓮華院僧正事

爰寶蓮華院僧正珪融と云出家有、父は舜勢とて、加江
 田の住人也、姓は大曲氏、京都東寺の長者僧正の弟子

と成り、行法強き人にて、東寺より愛宕迄、一夏の間
 日參せし出家なれば、彼東寺の長者の執奏を以て參
 内、權僧正に任ず、當國へ下向の時、長倉十輪院聖瑜
 とて、高野山にをはせし、名代に實譽僧正を同道也、
 彼珪融は都於郡に一寺を建て、勅賜寶蓮華院と號し
 て在住也、其後三位入道殿御誕にて、黒貫寺に住し玉
 ふ、祐兵主の母堂福園殿以外違例有しに、何者か申た
 りけん、珪融戀慕の情有て、其生靈深由沙汰す、入道
 甚立腹にて、彼僧正を死罪に行玉はんと、黒貫寺へ押
 寄せ玉ふ、僧正にも兼て弟子の親族より内通をしけ
 れは、珪融無實の流言を憤り、黒貫寺の山王の宮に閉
 籠り、十の指を咬切て血祭をなし、社頭を穢し玉ひけ
 り、夫より僧正黒貫寺を出奔して、曾井今福寺に居住
 し玉ふ、雖_レ然猶も僧正のいきとほり深して、今福寺
 末寺大戸山新地藏寺に七日詣てを成し満する日、彼
 地藏に釘を被_レ打けり、比は天正二年八月十八日、其
 願成就して下向有、即座に僧正六十八歳にして失玉
 ふ、其以後より珪融の怨靈深しと云、長倉勘解由左衛
 門尉圖師主殿助兩人を以て彼釘をは拔れけり、

若輩徒黨事

角て天正三年乙亥正月元旦の規式佳例に任せ行はる、御出陣の沙汰もなく、國中無爲に治りしかは、上下喜をなす所に、伊東加賀守弟右衛門佐、彼嫡子三河守同弟金法師とて有、三河守師匠は那賀の平等寺也、彼金法師をば加賀守息源四郎養子に約諾して、加賀守の跡目となす、源四郎師匠は都於郡の一乘院なれば、是に金法師殿を登山させんとり、三河守弟なれば、平等寺に置んなどの相論にて、已に若輩三十六人、互に引切て連判し對決に及び、一命を抛んとする故に、上意悪しくして、財部の落合を頼て落にけり、其統領には、

老名若州 落合丹後守 老名長州 湯地又四郎
息 民部大夫 津又次郎 野邊孫二郎
子掃部父 杉尾甚兵衛 小山田掃部助
荒武名不見 中村藤十郎
中村孫三郎 杉尾帶刀
八代新十郎後越後守 福永新七郎
右輩を始として、以上三十六人流浪せり、財部にしてケ様に成行事も、落合丹後故と、野邊孫二郎小山田掃部助に夜もすからかたる、是をつくつくと丹後開て

披し申けるは、當こそ互に恨まし一味同心と連判し、今更せまりきたりて、丹後一人を恨玉ふこそ、遺恨の次第なれど立腹し、其儘兩人を刺殺す、杉尾甚兵衛尉丹後に寄せ合て手負ふ、丹後思ひけるは、我々流浪の身と成事も、歸雲老の分別にて角成行は、迎も命助る身にも非ず、佐土原に懸入て、一刀恨んと取て返す、佐土原にも其聞え有しかは、丹後來ると騒動、一つ瀨にて互に馳合相戦、丹後も大勢に手を負せ、我身も數ヶ所疵を蒙りしかは、鳥原の右近と組合て、終に右近組伏られ、身命危かりし所に、杉田宗伴馳合て、彼丹後を指殺す、依は是徒黨亂は治りけり、殘る人數も皆皆流浪と成にけり、其時の落書に、

金法を一乘院と法印とくらひあましてたつほへをする

當家與肝付義絶事

肝付の家傳を聞に、天智天皇の御子大伴王子に、始て賜三伴氏、然以來十代の後胤太郎兼俊、始號三肝付、其子兼經、兼益、兼貞、兼名、兼藤、兼重、兼秋、兼氏、兼元、兼忠、兼連など、て、代々連綿して繼承る、中にも肝付八郎兼重は宮方にて、建武の末に、征西將軍懷良

親王大隅國へ下向の時、兼重か城に楯籠玉ひ、錦の御旗を被下、其後の肝付良兼は、三位入道殿の御賀也、然を以數ヶ年伊東方に與力也、肝付伊知地同意を以、薩州と數ヶ年相戦しか、根占重長も薩摩に屬して、肝付と相戦事度々なり、依其肝付家彌難儀に及ぶの間、伊東方に假初の敵をいたし、互に南郷表にて根なし矢、玉なき鐵炮にてせり合申度候、聊心底には疎意有ましき旨を飲肥へ申越れけり、木脇越前守談合を以、三位入道殿祐兵主へ内意を窺しに、可然旨有しかは、其旨を肝付へも返答有、天正四年丙子正月よりの義絶の躰にて、肝付よりも大勢南郷表に出陣し、在在を放火す、兼て相圖を定られし事なれば、飲肥よりも大軍を催し、南郷に馳向ひ、互に防ぎ戦けり、肝付方には兼て心得し事なれば、玉なし鐵炮、根なし矢を射しかとも、飲肥衆は事急にして、諸卒に命令を下ささりしかは、追詰々々打程に、藥丸故雲を始として大勢を打捕けり、肝付衆案に相違して引退、夫より肝付當家と手切になる、肝付家も又内輪に亂る、こと有て、薩摩の知行と成にけり、

犬追物并祐兵主御祝儀事

天正四年丙子四月、祐兵主飲肥より佐土原に御越山、於三都於郡、犬追物手組之日記天正四年四月廿五日、

飲肥殿 八疋 長倉勘解由左衛門二疋

伊東修理亮 稻津孫八郎二疋

伊東新七郎 福永二郎四郎

伊東常陸守三疋 荒武又太郎

伊東參河守 落合藤十郎

伊東下總權守六疋 八代駿河守三疋

檢見 内 八代上總守入道

外 上別府下野守入道

手與堀者 八代彌二郎 上別府甚助

喚次 湯地五郎九郎

再拜上 綾

同年の霜月、義益朝臣の嫡女十二歳、祐兵主へ御縁邊有て、佐土原へ御嫁入、善盡美盡せり、御與寄等の義者如定、國中四十八ヶ所の衆皆々御喜を申上る、義益朝臣にも御子三人有、嫡女は永祿八年乙丑御生、祐兵主の室家也、次男は慶龍丸義賢、元龜三年壬申、六歳にて御手習始、御指南弓削安房守、三男は元龜元年庚午の御生、小右衛門尉祐勝也、義益朝臣御早世以後

御誕生、以上三人御一腹、御母は土佐一條房基卿の姫君なり、大友宗麟の甥孫也、

真幸口四ヶ所城捨事

真幸の内高原の城には、福永平右衛門尉を被三指置所に、天正四年丙子八月、薩州より大勢押寄、互に氣を勵し、日夜三日防戦、雖レ然高原城中に水盡て難儀に及しかば、圍を解て下城す、其故は、須木の領主米良美濃守給領の内加江田郷地福六町被三召上、飯雲老へ遣し玉ふ、先忠爲褒美兄筑後守に玉はりし所領なり、然るに筑後守覺頭破に戦死す、彼懸命の地と號して、不三相替給はりしか、何の不足有てか被三食上ける、是を遺恨に思はるゝに依て、新光寺を使僧にて、山東へ美濃守を召玉ふ、新光寺同道にて被レ參けるか、途中にて美濃守如何思はれけるか、彼新光寺を打果し、直に三つの山須木の領を捧て、島津兵庫頭被レ居し真幸飯野へ參陣す、依レ其野久尾城の格護も成す捨玉ふ、ケ様に成行しかば、四ヶ所は其儘島津の知行となりけり、夫より野尻の地頭福永丹波守に勢を加て、野尻戸崎の兩城を境にして、手堅く番をせり、

土持勢門河發向事

門河表には、米良四郎右衛門尉在城する所に、高妻治部丞子孫三郎と云し者を爲三小姓、數年四郎右衛門尉側へ召置しか、天正五年丁丑正月の末、彼孫三郎を折檻す、是を無念に思ひけるか、治部丞親子縣の土持家を頼て落行、鬱憤を散せんとして土持勢を催、同二月九日に、門河城を不意に責取んと企ける、是をば夢にも知さりしに、土持勢門河の近所福壽寺に馳集て兵糧を調べ、夜に入なは打立んとぞ進みける、然るに彼福壽寺の小僧、内々四郎右衛門尉入魂なりければ、此旨を告來る、四郎右衛門尉是を聞と早く、門河四十二町に觸を廻し、人質取堅、寄來る敵を待懸たり、如レ案夜に入しかば、土持勢三百餘人ひたひたと押寄たり、門河の惣人數もつまりつまりに手賦して、爰を専度と防き戦ふ、四郎右衛門尉も下知をなし、夜廻をしたりけるに、彼孫三郎案内は能知たり、忍入て四郎右衛門尉を切たりける、去共物具を著したりければ、淺手にて子細なければ、彼孫三郎を討留む、誠に危き次第なり、門河の城は東西の城戸五重に構たる事なれば、左右なく敵も責入事能す、城内よりも手痛く防ぎけり、

櫛間湊村破事

三位入道殿祐兵主櫛間を責破るへしとの内談にて大勢を催し、天正五年丁丑六月十八日に、飢肥を打立、南郷表に屯して、十九日未明に、櫛間にさし懸り、湊村を打破り、大勢を討取て放火す、申間の兵夜中より貝を吹續しかば、申良より島津圖書頭、十三里の道を懸付け、大勢の荒手を以て防戦間、伊東勢も引退所に、島津勢付したふ、河崎紀伊守兎角を調へて殿せしか、指宿左近兵衛尉と鍵を合せ相戦ひ、紀伊守尋常に討死也、伊地知治部左衛門尉、荒武又兵衛尉と鍵を合せて戦死す、夫より海老原源二郎、後藤安藝守、井上和泉守、長友外記などを始として、大勢討死せり、木脇越前守も山陰を差て退れしか、村はつれより越前守例の扇の印を指出す、敵も是に少し立留る所に、猶猶敵競來故、長倉伴八郎、上別府狩野介彼兩人殿して諸軍勢引退、其時の落書に、

人の名も所に依て替りけりにくる紀伊守かゝる紀伊守、

薩摩方には、其日新納縫殿軍敗者にて、紀伊守か頸を裝束し、飢肥へ渡し被レ申けり、

れは、土持の大勢も進みかねける所に、城内よりも切て出、蓑毛伊賀守と名乗て、大貫修理亮を討取たり、夫より味方競つ、同嫡子十九歳を始として、外城殿十七歳、此人々を討取しかば、土持勢敗軍して引退、依レ是三位入道殿三城の人數油斷不可有旨、しきりに御催促有所に、又十三日ありて、同廿二日の暮に、土持勢四百餘にて、門河城に押寄たり、兼て心懸たる事なれば、西の城戸口四郎右衛門尉、東の城戸口は同舍弟伊豫守請取て、下知をなして相戦ふ、彼働隠れなかりしかば、鹽見の右松四郎左衛門尉、山陰の城主米良記内、日智屋城主福永主税助爲三加勢馳續き、門河の祇園の馬場にて、土持勢と渡し合、互に氣を勵し鍵を合せ、爰を専度と戦たり、其日米良記内三人迄を討取ける、後には三城一つに成て戦ひしかば、なしかば土持勢もたまるへき、大勢討せ引返す、此働の告しきりなれば、三位入道殿祐兵主兩屋形、日智屋迄越玉ふ、去共軍靜まれは、祐兵主御使にて、別て三城衆軍勞の段一同に被レ仰、四郎右衛門尉兩度の調儀無三比類一由にて、いたのもの三端并銀子拜領、其外此度最前高名の者共、夫々に應して御褒美あり、

義賢主家督事

義益朝臣御早世以來は、永祿十二己巳年より天正五
丁丑年迄、前後九ヶ年間、慶龍丸義賢王御若年の故、
祖父三位入道殿御後見有、天正五年丁丑八月、六郎義
賢左京亮に任して、十一歳の時家督祝儀有、公方義昭
公へ御太刀進上、依之御書頂戴、同九月十六日、八幡
御神事の時、前代よりの吉例に任せ、騎馬にて御社
參、御陣代は祖父入道の知しめず、同九月廿八日の夜
より、怪星坤の方に出て、霜月に入迄不_レ止、光の甚事
は、闇の夜も月夜の如く、四十日の間なり、

依_三福永逆心_二没落事

去程に島津方より、高原城には上原長門守を地頭と
して居置、彼上原思慮深き者なれば、或時は山東に人
を越て、國中の様鉢を聞、又或時は福永丹波守か形儀
を聞て、悪き事而已書記て、山東へ越させて落させな
とし、自然と丹波か御前悪くなる事を計ける、ケ様
成儀を三位入道殿聞食て、誠とや思しけん、御折檻の
爲に、丹波守に數ヶ度御見參も不_レ被_レ成、其上出仕二
三度迄押留め玉ふ、嫡子藤十郎元服の爲に詰たりし
かとも、無_三御見參_二返させ玉ふ、是に依て丹波守腹立

涙を流し、二度出仕は致すまじきと誓言を立て歸り
けり、夫より恨深く思ひ籠、上原長門を頼て、薩摩方
へ申合せけり、殊に日向の内輪には、野村黨多かりけ
るに、彼福永何れも親類の故、自然の事有は、一身同
心と引合けり、去は都於郡家老野村肥前守病死して
後、嫡子刑部少輔内山の地頭と成、二女は紙屋の米良
主税助か妻なり、三女は福永丹波守か妻と成、其弟の
新左衛門尉は、覺頭破に打死、其弟監物は飢肥に遷
る、刑部少輔嫡女は義益朝臣の密女、其弟吉次當時の
執事、其弟宮内少輔、其弟與八郎など、てあり、彼輩
野心の根本として、天正五年丁丑十二月七日夜半計
に、薩摩勢を野尻城へ引入んと定めて、高原の上原長
州に申命_カ合_セせる間、先三百餘野尻へ打入、是に依
て薩摩勢忍入と喚りければ、山東の添番衆肝を消し、
取る物も取散す、山東に引退く由聞えしかば、翌八日
三位入道殿軍勢を率し、紙屋迄出陣の所に、同日島津
義久も大軍を引つれ、野尻の城に打入玉ひければ、土
崎の城もかへ難く、陣屋に火をかけ、山東に引退く
由急を告る、野村か一黨、福永か爲には、或甥或従弟
にて有ければ、兼て同意やしたりけん、爰かしこに相

圖の火をそ舉たりける、三位入道殿是を見玉ひ、跡を
遮られては悪かりなんとて、急き人数を引入玉ひぬ、
夫より彌逆心の餘黨、或吾家に火を懸、或は吾居城を
取圍、心々に振舞間、何所を味方と御頼可有様もな
く、三位入道殿一門の侍、譜代の歴々食集め、御評定
有けれ共、誰とても俄に珍敷方便を出す人もなし、然
間居城を去す一戦を極め、各戦死可有と宣ふ、大將
中一同に被_レ申は先御命を全して、敵を亡し玉ふをこ
そ良將とは申て候へ、疾々屋形を落させ玉ひ、山中の
様をも御覽あり、米良山を御頼、夫より肥後豊後へも
御通り可有事にて候と申上ければ、是も理と思食、
同九日のあけほのに、佐土原を捨玉ふ、如何に勳功を
望めはとて、相傳の主を現在に見捨ける野村福永か
行末如何有ん、情なかりし所存也、去程に三位入道殿
祐兵主、一門の侍供奉仕て、財部に退出有、其時東光
坊と云る山伏に、栗木太郎五郎を添て通路を乞玉ふ、
城主落合藤九郎元來小男なりければ、ひきう人と常
に仰ければ、此時恨申けるは、身不肖たりと云へとも
一城の主たる者を、ひきう人と名付て、常に取次をさ
せ玉ふこそ遺恨なれ、其上傍輩間の若輩論に、落合丹

同時御供人数事

三位入道殿六十五、祐兵主十九歳にて、佐土原を御開
きの時供の面々、

伊東相摸入道歸雲

伊東 下總權守
 佐土原 攝津守
 攝州息 同名七郎左衛門尉
 七郎左衛門尉弟 佐土原 兵庫頭
 七郎左衛門尉息 同名 安太郎
 安太郎弟 同名 安金
 佐土原四郎兵衛尉
 安宮 司代
 福永 宮内少輔一門逆心の所抽
 平郡丹後守
 平島 新左衛門尉
 同名 吉次
 井上 紹智後永源寺住持 紹智和尚
 猪俣 又兵衛尉
 又兵衛尉 同名 長助
 圖師主殿助
 井野伊賀守
 弓削掃部兵衛尉
 掃部兵衛尉 同名 新兵衛尉
 新兵衛尉 同名 吉五

御小姓
 大野 大藏丞
 馬關 田右衛門尉
 右衛門尉息 同名 彌五右衛門尉
 彌五右衛門尉弟 同名 仲右衛門尉
 富田 雅樂助
 紙屋 彌八郎
 目 阿彌
 金 阿彌
 勝 阿彌選俗後谷口源左衛門尉云
 齋藤 五右衛門尉海道衆安堂
 黒木 宗右衛門尉海道衆名後
 荒武 善太郎
 堀口 源左衛門尉
 堀口 刑部丞海道衆
 倉爪 十郎左衛門尉
 横山 善右衛門尉
 衛藤 空之助
 上別府 狩野介
 狩野介弟 同名 孫左衛門尉
 源 清寺

紹 宗 方 巴
 法音寺陀阿彌
 長 阿彌後賢齋云
 大脇 一印房
 一印息 同名 小五郎
 此外濟々御供にて、山中迄は退玉ふなり、
 義賢主十一、次郎祐勝主八歳の時、都於郡御開きの
 刻、御供の人数、
 御小姓 織部子野村 甚六
 御小姓 式部少輔子弓削 菊千世
 御土屋預 落合四郎左衛門尉
 御旗御系圖は、彼四郎左衛門尉山中迄持参申なり、
 定仕番衆
 右 松 又左衛門神門より 鹽見居留
 荒武又左衛門弟 落合 藤二郎
 宮田 小五郎
 上別府 新十郎
 清武衆
 御手鐘二本 河崎 五郎兵衛尉後入道紹 微云
 の内一本持 山田 紀伊介後入道支 清云

右の衆御もり、又御乗物等も、替るゝにかき被レ申
 候也、
 外様衆
 御もり衆 堤内 新兵衛尉
 右同 新兵衛子堤内 彌六
 右同 重永 七郎太郎
 右同 井尻 伊賀守
 右同御手鐘持 圖師助 八郎
 御中間衆
 壹岐 大藏
 布施 八郎
 湯前 主水正
 主水弟 同名 藤五郎
 高野 右近丞
 右近弟 高野 神祇
 御名字衆
 伊東 修理亮
 新納 伊豆守

稱名院
 伊東三四郎
 伊東新六
 伊東左衛門尉
 伊東新助
 伊東三河守
 同名金法師
 伊東彈正入道久徽
 伊東常陸守
 長倉勘解由左衛門尉
 勘解由左衛門息
 伊東近江守
 近江守弟長倉六郎太郎
 同名藤千代
 落合越後守
 湯地三河守本善在坊
 宮田讚岐守
 同名彦右衛門尉
 落合民部左衛門尉
 荒武民部丞
 中村玄番允

福永紀伊入道
 福永淡路守
 福永治右衛門尉
 石那田主計助
 右の衆何も御供也、都於郡衆此外御供、
 綾衆
 佐土原遠江入道道雲
 宮田太郎二郎
 太郎二郎弟同名次郎兵衛尉
 二郎兵衛弟同名又六
 其外
 岳總寺東堂
 深水金作
 右の衆御供、國中惣て四十八の外城の内、飯田地頭河崎治部大輔さしこたゑ、敵を引請あつかひになり、城を渡さる、
 飲肥目井城主河崎駿河守
 駿河嫡子同名新五郎
 駿河二男同名權介
 右は日向没落ときこえしかは、外の浦禰太夫を頼て、雜物等取集て、船にて上の口に著、直に豊後へ參上被

レ申、

山田次郎三郎
 飯田新右衛門尉
 荒武孫八郎
 右の衆、明る戊寅春、豊後に幕被レ參候也、

日向記卷第九

神門一宿河内越年事

福永野村逆心によりて、往昔祐經主より今左京亮義賢主迄、正統十六代、箕裘を繼て家業を受け、治國殆と三百八十餘年也、義賢主若年の間は、御陣代祖父三位入道殿御後見に、相傳の所領をうはわれ、多くの所従を彼か所行に依て飢寒の苦痛に及ぶ事、情なかりし事共也、角て三位入道殿并義賢主兄弟祐兵主、其外一家の人々は、天正五年十二月十一日の未明に、穗北長倉洞雲か館を出玉ひ、米良山に分入、嶮を経艱をなめて、椎八重の内松八重と云所に一夜を明し玉ひ、翌

十二日には、雄八重に至り、米良兵庫頭か館に御止宿、十三日は祖母か谷、十四日の暮程には、豊後肥後の境、日州神門村の内俣江の原にそ著玉ひける、此神門と申は、數代奈須か領知なり、往昔奈須の末葉備州江原の庄を賜りしか、心ならず此神門村に下著し、住居年久し、今奈須右近將監祐貞に至りては、當家の恩を戴き名を榮ふる故に、此度忠節を抽御宿申、御供以下迄に雜掌をなし、暫時御足をも休め玉ふへき旨しきりに申ければ、一日御逗留なされけり、其時御旗系圖の御箱、落合四郎左衛門尉持參す、十二月十五日夜子刻に、則彼將監に直に預け玉ふ、惣て山中無事に御通り有し事、彼將監か働なりとぞ聞之し、十六日神門を御立有て、中八重に御一宿、十七日高知尾の内塚原、十八日は塚原彈正か宅、十九日黒葛原右京か居地、廿日は立宿帶刀御座を儲く、一日御逗留有て御休足なされ、廿二日狩底、廿三日内江、廿四日桑内、廿五日河内にこそは著せ玉ひぬ、又則三躰惟政か茅屋に入せられけるに、數代幕下に屬しぬるゆへ、無二一心いたはり奉るに依て、年も暮行折節なれば、爰にて越年なされ、豊後大友へ案内をそなされける、

大友家御頼事

翌天正六年戊寅正月にも成しかは、大友殿より御迎参りて、三位入道殿并祐兵義賢祐勝、各豊後に出去せ玉ひて、大友義鎮義統を一方に頼玉ふ、殊に義賢祐勝兩主は、大友左衛門督入道宗麟縁座なりければ、今度日向亂逆に依て、國を被り捨是迄漂泊し玉ふ事、如何にも見離し難し、先分國へ留め申し、一度本國に入申ならば、自他の外聞たるへしと宣へは、一藩の人々には田原近江守入道紹忍、佐伯紀伊守入道宗天、吉岡掃部頭鑑興、志賀伊勢守入道道輝一同に心を合せ、御馳走被り申けり、然る間義賢主御兄弟并母堂をば、義鎮朝臣居城の内に一所を構へ、三位入道殿と祐兵の兩主は、野津の光明寺をしつらひ旅館とせらる、去は大友家傳を尋聞に、大友四郎藤原の經家と云し人の息女有、頼朝公折々心を盡させ玉ひしか、無幾程して御懷妊と聞えければ、深く隠して齋院の次官中原の親能に預玉ひ、其後御平産有て、若君出生し玉ひ、其名を大友一法師能直とぞ申ける、頼朝公一入寵愛不斜、後には大友豊前前司左近將監左衛門權少尉檢非違使從五位上に任して、建久七年丙辰、廿五歳にして

始て豊前國に下向有、其子大炊助親秀を號し出雲路殿、其子出羽守頼泰、左近將監親時、出羽守貞親、近江守貞宗入道具簡、式部丞氏泰、刑部大輔氏時、孫太郎氏續、修理大夫親世、式部大夫親著、中務大輔持直、左京大夫親綱、出羽守親隆、豊後守親繁、豊前守政親、修理大夫義右、備前守親治、修理大夫義長、修理大夫義鑑、左衛門督義鎮入道有て宗麟と號、其子左兵衛督義統、今廿一代連續し玉ふ也、去は小貳家絶て、肥前をも近年知行し玉ふ、本は筑後筑前半ヶ國小貳領たりしか、皆大友の知行となる、去程に肥後の菊池斷絶の折節、大友の義長の第二の子義武、菊池の家を繼玉ふ、其儘肥後の大守重治と號す、中國の大内殿小倉迄打出て、陶入道球珠日向表に著陣す、其比迄は豊前一國筑前半國、大内殿御格護の折節にてをばしければ、ケ様は大陣を付玉ふ事、豊後に遺却に及し所に、彼菊池は大友宗麟とは甥伯父にてましませは、いかなる加勢をもしたまはんに、結句大内殿一身にて、肥後の軍兵を催して、南郡へ打入ぬ、去は球珠表の陣も、無程大友殿切崩し玉ふ程に、陶氏も敗北して、漸中國に引退く、依り其南郡表の陣も、肥後に引退く、此事を遺恨に

思ひ、頓て肥後表に大友殿打入玉ふ、菊池打負られ、

相良を頼て大友家と責戦ふといへども、利なふして菊池敗北す、其故肥後も近年大友知行と成にけり、其比大内義隆陶入道か打奉りけるに、宗麟の弟八郎義長を陶申請て、大内殿と仰きけるに、彼陶と義長と相談して、毛利元就と攻合ひしに、毛利打勝て、陶入道全姜をば、嚴島にて討れにけり、其時毛利方より豊後へ兼て被り申けるは、吾に弓箭を仕懸し陶は、無程打隨へ候へし、大内殿は御兄弟の御事成共、大内殿跡を繼、殊に大身にてましませは、以來は豊後の御爲に成せ玉ふまし、哀空見を被り成候得かし、大内殿を恨申さん、然者豊前一國筑前半國も、是よりは、大友殿御知行となし奉らん、増て中國をも後には知せ申さんなど、たはかりければ、大友如何思はれけん、大内殿をも救ひ玉はず、御兄弟の大友殿さへ見次玉はず、故に加勢申人もなし、去程に毛利大内殿に御腹をめさせ、其より毛利殿中國は知行と成にけり、又彼大友殿も其儘豊前筑前知行し玉ふ、彼是今は六ヶ國の大身と成玉ひしかは、其力を借て日州歸國の謀を廻しけり、

日州歸國評議事

日向表は悉く島津の領知と成しかは、伊東譜代の侍共、勢ひ盡力弱つて、或は野村の一族、或は福永の一族に便て、島津の幕下にを屬しける、其類縁を求め得ざる輩は、其數を盡して誅せられけり、中にも伊東大炊助は、何としてか三位入道殿供奉に後れられけん、又島津手にも屬せんと見合られけるか、島津義久諸懸本庄に打入玉ひしかは、大炊助に見參可有との内通有、大炊助其惡意を知らずして打出けるに、十二月十三日、八幡津留に人數を伏て取巻、押へて腹を切せけり、彼大炊助は武藤守祐武の三男也、先年武州切腹時、伊豫國へ浪人してをばしける、其折節和布めせとて喚り賣り侍りぬ、當座に取も敢ず、

とかめん

と口すさまれければ、人皆是を感じけり、元來武道の譽有し故に、三位入道殿の御代に成て歸國有き、誠に歌道と云、武道と云、其譽不少し、あたら人をと皆惜みあへり、又日向一番の鍵つきと沙汰せし、三納の地頭飯田肥前守をも生捕て腹を切す、其時薩摩衆申ける

は、彼飯田は元來伊東全盛には、三ヶ國に無雙の鍵つきとて、鬼神の如く皆人恐れき、主を失ひ其期に至りぬれば、いひかいなきと嘲哂しけり、島津義久宣ひけるは、夫は左には非ず、侍たる者は命を惜み、野に伏山に隠れても、一度主の爲に本意を遂んと思慮有へき事なり、異國本朝にも其例多し、今飯田か命を惜むも理なりとて、感涙を流し玉ひしかは、満座の輩も皆尤と感しけり、又祐兵主の執事木肥越前守は、肥に住城して、豊後に慕行へき通路を失ひ、櫛間の道場を頼て隠れ居たりけるを、彼越州若年よりして、三ヶ國無雙の譽度々有て剛敵なりしかは、天正八年戊寅三月廿二日に、搜し出して腹を切す、同弟八郎左衛門尉も、於志市^カ志切腹也、如此名を得し侍、其數不知誅伐に逢、哀なりし事共なり、去程に豊後には伊東一門、其外供奉の諸侍、會稽の恥を雪んと、弓箭評議をなし、三位入道殿義賢主、并大友殿の下知を受け、長倉勘解由左衛門、山田二郎三郎等を始として、日向表に忍ひ行、敵の様子を伺ひ、味方に成へき者は堅く契約をなし、暫時敵地にせく、まり、形をかへ身をやつし、住居する者も有、又近國に行廻て、加勢

の約をむすひ、さまざま心を盡しける、大友義統より山田次郎三郎に給はりし狀に曰、就日向表行馳走之曰感入候、彌於勵忠儀者、必追而可賀之候、恐々謹言、卯月廿七日 義就 山田次郎三郎殿 又義賢より壹岐安藝守へ賜はりし狀に云、於其境堪忍被致事大慶に候、殊度々分捕被申案中に候、何様歸國候者、一途可有褒美候、彌無別儀可被遂奉公事肝要に候、恐々謹言、正月十五日 義賢 壹岐安藝守殿 追而三位入道も同前に被申候、彌今少儀堪忍可有候、又都甲常陸守は、日州没落以後、肥後國に有けるが、伊東家歸國の事計て、或時は豊後へ行、或時は日州へ行、敵の様子をうかひけるに、薩州の軍士是を知て、伊東歸國の謀有、急に日州へ可相越旨、謀書を調遣しけるを、常陸守夢にも不知、手の者數多召列、日向へ行所に、鹽見の邊に伏兵を置、前後より取巻殺

害しけり、其時義賢公より常陸守へ賜はりし狀に云、

◎原本 狀欠

如レ此心つかひして、日州發向を催しける、大友の義鎮義統底意には、大友家九州探題職を受て以來、六ヶ國の諸大名幕下となる、然に今度伊東殿に頼れぬ、日州を隨へ伊東を居置、次に大隅薩摩をも對治し、我九州を一面に領せんと思ふ心を付玉ひける、然折節日州門河の城主米良四郎右衛門尉、鹽見地頭右松四郎左衛門尉、山陰領主米良喜内、伊東家譜代の恩を不^レ忘密談し、一度は日向をくつかさへんと謀て評議を調へ、門河より飛札を以て佐伯紀伊守入道宗天迄申遣しけるは、伊東家薩州の武器を以て、國中の侍共未練を構へ、剩主人に矢を放故居城を捨、大友家御頼の由風聞仕る、三位殿は先年國中に逆心の族數輩蜂起の間、三城表に御發足、其刻此表の城主、其外譜代の諸士一戦を厲し、主君を歸國させ申さんと、各忠志を一つにせり、此度も財部表を通し申さは、三城に申請、心の及程は可^レ盡^ニ粉骨と存る所に、其甲斐なし、願は宗麟公御弓箭を金玉は、六ヶ國の諸勢を三城に引受て、日向大隅薩摩の案内者を可^レ任、此旨取成

頼入由注進す、宗天齋此趣則披露有しかは、三城に警固可^レ被^レ遣との評議に定りにけり、

豊後勢進發事

門河表よりも重疊豊後に注進す、依^レ其大友義統其時の狀に云、

就^ニ其境行、最前以來無^ニ一之覺悟、寔感悅候、今度之調儀於^レ任^ニ存分^ニ者、城督並本領之儀者不^レ及^レ申、依^ニ忠貞之淺深、知行等望次第可^ニ申談^ニ之條、當城彌以堅固之才覺、可^レ被^レ遂^ニ本意^ニ事肝要候、恐々謹言、

二月十二日

義統

米良四郎右衛門尉殿

鹽見城主右松四郎左衛門、山陰城主米良喜内へも、義統朝臣の羽書有、戊寅の二月始に評議相調しかは、先日州門河への先手船手等の警固を被^ニ相定^ニ、先手大將には臼杵相右衛門尉、吉水新助、柴田治右衛門尉、又船手大將深栖若林、其外日州より供奉の侍には伊東新助、伊東彈正入道休徹、伊東下總權守、舍弟常陸守、同名三河守、長倉勘解由左衛門尉、伊東近江守、舍弟長倉六郎太郎、佐土原攝津守、福永宮内少輔、宮田讚岐

守、稻津孫八郎、此外一門の旁々皆一同に、日州門河の籠城、同月廿一日也。門河の城主米良四郎右衛門尉、嫡子彌八郎、鹽見城主右松四郎左衛門尉、嫡子次郎三郎を薩州表へ人質に出し置と云とも、願すして豊後に一味同心す、山陰の城主米良喜内を始此浦一同に、同廿四日に豊後に隨ふ故、彌競ぬる事不斜、門河鹽見山陰坪屋皆薩摩に野心をさしはさみ、豊後の諸軍を引受、其外伊東本來の者其蜂起するの由、注進櫛齒を挽こく鹿兒島へきこえしかは、右松次郎三郎は米良彌八郎爲には伯母賀なり、其上彼兩人を向島に渡して、六人の番を付て置ける、彼兩人此由を傳聞て申けるは、福永野村の逆倭に依て、日州悉く没落して、薩州に傾き國も亂れ、譜代の者とても頼母敷てたてもなし、我が父も先世の有様に隨て人質に被_レ指出、然るに此度伊東殿を本國に入申度心中を以て、豊後勢をまねき受らる由、尤角こそ有へけれ、始終君の爲に捨る命は不_レ惜、逆も遁るましき命なれば、便宜を窺ひいさ夜に紛れ落よとて、彼兩人六人の番人を討捨けり、元來三城生長なりければ、船乗ても達者也、夜中に船を盜取て漕渡り、夜毎に紛れて忍程

に、七日に當る夜、漸鰐の口を遁れて佐土原に著にけり、爰に親しき人有ければ立寄り、此程のつかれをも休んとして一宿す、然るに頼甲斐なくして、薩摩へ忠節もかなと待まふけたる折節なれば、是を幸に彼兩人を誠て指出す、情なかりし事共也、彼兩人鹿兒島迄被_レ引、終に福昌寺にて被_レ誅、兩城主是にも不_レ屈、豊後方に彌忠貞をそ勵しける、

縣土持家退治事

去程に縣の領主土持右馬頭田部親成は、先年より豊後の下知に隨の所に、薩摩の内畧に依て、此度は薩摩に出仕をしたり、依_レ是豊後と三城との間、路の往來中絶に及、其上三城近方迄折々働來の故、門河表よりも、同年二月廿三日、土持表發向し、敵五人討捕て、豊後に注進す、其時の返狀に云、

前廿三至土持表被_レ相働、敵五人討捕之趣預_レ注進候、先以勝利之次第、感悅無_レ極候、諸軍無_レ越山之間之事者、働等不_レ可_レ然之由雖_レ申候、三城近方迄敵依_レ狼藉、被_レ相働候哉、尤無_レ餘儀、爰許諸勢急度可_レ爲_レ乘陣候之條、雖_レ無_レ申迄候、彌堅固之才覺頼入候、毎々如_レ申候、此節從_レ最前馳走之儀、

兎角不_レ及_レ申候、猶重々可_レ申候、恐々謹言、

三月廿六日

義統

米良四郎右衛門尉

度々如_レ申候、諸勢越山遲滯之儀、爰許油斷之條雖_レ可_レ被_レ存候、大軍依_レ相働少押移候、然者今月廿八日、宇目村迄寄_レ陣、來月二日吉日可_レ爲_レ乘陣之段、啗合議定候之條、日限其外行等之事、旁爲_レ可_レ申、大津留民部少輔差遣候、兼日數度如_レ盡_レ口能_レ候、各一致被_レ申談、別而馳走此節候、於_レ様躰_レ者、委細口上申候之條、閣_レ筆候、恐々謹言、

三月廿八日

義統

米良四郎右衛門尉殿

大友義統朝臣土持を退治し、日州の通路を開かんとて、同年四月十五日、豊後の大軍梓山を打越、夏田の村社か原に陣を取、門河よりも新名表へ打て出、兩口より攻入、土持親成を生捕て豊前へそ流しける、舍弟の相摸守は、むかはき嶽に逃籠られるか、此上は何所にか逃るへき、豊後の武士に懸合せ、打死せんとすすまれけり、三須伊賀守堅く制しけるは、軍を望て打死可_レ有事尤にては候得共、罪作りに人を殺して何か

せん、其上最後の體を人に見せ、善し惡しの沙汰にのらせ玉ふも如何なり、況や人手にかゝらんをや、只御腹をめしたまへ、介借して死手の供可_レ仕とそ申ける、相州けにもとや思はれけん、腹十文字に被_レ切けり、伊賀守介借して同腹をそ切たりける、然間臼杵の院は無_レ殘所退治して、むしかと云所に假屋をこそ被_レ立けれ、其時大友殿よりの狀に云、

諸軍令_レ越山、土持表發向以來、自_レ其口も日々打出、爲_レ好、新名村所々破却之故、彼表無_レ程落去、先以祝着候、軍勞之儀不_レ及_レ申候、彌可_レ預_レ馳走_レ事肝要候、必追可_レ賀申_レ候、恐々謹言、

卯月十二日

義統

米良伊豫守殿

急度申候、今度於_レ土持表別而軍勞、感悅無_レ極候、如_レ此被_レ厲_レ馳走_レ候故、無_レ程屬_レ案中_レ候、彌被_レ抽_レ忠儀_レ肝要候、於_レ様躰_レ者、近々以_レ一人_レ可_レ申候、猶六人迄申候之條、不_レ能_レ重筆_レ候、恐々謹言、

卯月十七日

義統

米良四郎右衛門尉殿

就_レ國中行之儀、田原近江入道、朽網三河入道召寄、

以三相談申旨候、被レ得ニ其意、今程當城堅固之格護可レ爲ニ祝著候、既到ニ佐伯、紀伊入道差ニ添人數、睨在陣之上者、彌諸方相調、初秋之時分令レ出レ勢、可レ厲ニ案中ニ事指掌候、仍腹卷一領掛糸毛進候、顯ニ寸志ニ計候、於ニ様躰ニ者、委細年寄共可レ申候、恐々謹言、

四月廿四日

義統

米良四郎右衛門殿

新納石城合戦の事

去程に門河表にて評議を調、山裏方々手賦し玉ふ、山陰田代三方坪屋日智屋水志谷入下神門三方、其外山裏豊後一味に同意の故、新納石城に伊東一族、并長倉勘解由左衛門尉、山田次郎三郎を先として、其外譜代の侍數多楯籠、薩摩よりは山中の者共に計略をなすに依て、石城に籠りし地下の者も次第に落失ぬ、是を幸に島津方より、七月六日、大勢彼城に押寄たり、元來斯有へしと知たる事なれば、各氣を勵し、我をこらしと進出て防戦ふ、寄手大勢とはいへども、難所の城郭なりければ其功なしかたし、城中には究竟の勇士籠り居たれば、寄來る荒手の軍兵を、物の數ともせ

す戦けり、其時午刻に宮田又六、平原左衛門尉、岩切甚六、海老原兄弟を始として數多討死す、島津方にも手負五百人に餘り、討死數多有しかは、力不レ及引退、右の城内には少人數を以て得ニ大利、豊後に注進せしかは、大友殿より御書有、其狀に云、

今度至ニ石城敵絡候處、得ニ大利候事祝著不レ斜候、結句敵引退候哉案中候、涯分有ニ馳走、出勢被ニ待付肝要候、於ニ様躰ニ者、柴田治右衛門尉、吉水新助所迄申遣候間、無事無ニ隔心可レ被ニ申談ニ候、就レ中山陰田代坪屋水清谷小崎以下忠貞之次第感心候、物内於レ任ニ所存ニ者、知行等之事、各任レ望可ニ申合ニ候、仍急度三四人差立候、於ニ著陣ニ者、山裏野心之輩被ニ討果ニ專一候、猶重々可レ申候、恐々謹言、

七月十六日

義統

米良四郎右衛門殿

前六至石城敵取懸候刻、防戦得ニ勝利候、珍重候、仍其方太刀初之條、被ニ鎧疵矢疵之由、粉骨之次第、忠義無ニ比類ニ候、彌可レ被ニ勵ニ馳走ニ事肝要候、必取鎮一段可レ賀ニ之候、恐々謹言、

七月十七日

義統

山田土佐介殿

今度御太刀初之儀、案中與者乍レ申、御武運之次第驚存候、早々御祝儀可ニ申入ニ之所、石山裏御調之儀不ニ得透ニ候、可レ有ニ御察ニ候、此度御忠儀之衆、至ニ豊州ニ重々遂ニ言上ニ候、爲ニ御存知ニ候、兼又宮田太郎二郎殿御辛勞之由申度候、御舍弟御戦死之趣、能遂ニ披露ニ候、海老原市允方舍弟兩人戦死、自身被レ蒙レ疵之事、連々之覺悟首尾仕候、何様御取合不レ可レ存ニ餘儀ニ候、此由急使之條、御心得奉レ憑候、恐恐謹言、

七月十九日

柴田兵衛尉鎮勝

山田土佐守殿參御城所

追而八代越前守殿、松尾彦太郎殿、井尾伊賀守殿、原田千左衛門殿、其外歴々御高名之次第遂ニ言上ニ候、堤彦十郎殿無ニ餘儀、所御籠神妙候、米良掃部助方同前豊州へ申上候、從ニ此方ニ添衆歴々候間、彌御高名之續相立可レ申候、目出度候、急大形候、以上、然る間島津方には利を失ひ無ニ戦功、彌山中に籌略をなせやとて、様々方便をめぐらすに依て、山中の者共未練を構へ、薩摩方に隨ひしかは、三城より羽檄を飛

せ人數を乞、其時の返狀に云、

山裏の者共構ニ未練、無ニ程敵方同意、不レ及ニ是非ニ候、雖レ然不レ可レ有ニ差事ニ候之條、從ニ爰元ニ出レ勢候者、何様一積可ニ申付ニ候、殊於ニ石城、今度雖レ得ニ勝利ニ候、依レ無ニ人數、三ヶ城衆被ニ申談、加番之由候、馳走之次第案中候、就レ夫先衆狹間刑部大輔、山下與兵衛尉、田北斧允、吉弘大藏少輔、今日廿二差立候、重々來月上旬、歴々可レ爲ニ出張ニ之條、其間之儀、彌堅固之格護可レ爲ニ祝著ニ候、猶葛西掃部入道可レ申候、恐々謹言、

七月廿二日

義統

右松四郎左衛門尉殿

米良四郎右衛門尉殿

山裏諸境立栖銘々示給候、具令ニ承知ニ候、今度少々逆心之族、雖レ非ニ差儀ニ候、敵方之覺不レ及ニ是非ニ候條、爲ニ先衆ニ狹間刑部大輔、山下與兵衛尉、田北斧允、吉弘大藏少輔、今日廿二差立候、愚老事、來月上旬、至ニ土持ニ必定可ニ越山ニ之條、其表衆申合、彌堅固之格護肝要候、殊石城へ從ニ三城ニ加番之由候、別而被レ勵ニ馳走ニ候事感悅候、今少之儀候之間、夜白

不可有油斷候、近々可爲著院之趣、猶葛西掃部入道可申候、恐々謹言、

七月廿二日

三非齋

右松四郎左衛門尉殿

米良四郎右衛門尉殿

近日其境無到來之條染筆候、仍休庵土持表近々越山之條、其間之儀、信堅固之調儀頼存候、殊石城之別而被添之由、乍案中祝著候、彌人數等被差籠彼城、無異儀才覺肝要候、兵糧運送之事、是又可預馳走候、先書如申候、爲先勢歷々差立候、定而著陣候條、每事可被申談候、將亦雖輕淺候、銀子廿疋目進之候、顯寸志計、猶重々可申候、恐々謹言、

八月三日

義統

米良四郎右衛門尉

至高智尾小田原左京亮、柴田左京入道差遣候、今程以滞在境目立栖可見聞之段申付候條、節々被相通、様鉢銘々承可申談候、度々如申候、休庵近々越山之條、其間之儀、彌無油斷才覺肝要候、委細猶右兩人所自可申候、恐々謹言、

八月五日

義統

米良藤右衛門尉殿

同九月十五日、石城へ島津勢出陣して責戦ふ、城内よりも粉骨を盡し雖防戦、山中の城郭、第一糧なくして難儀に及、夜日三日の合戦に、味方手は負つ、見次勢なければ、度々鏑を合せ、古今遠近の譽を擧る人稲津孫八郎、福永宮内少輔、彼兩人原山口にて戦死す、山田二郎三郎、宮田太郎二郎、長倉勘解由左衛門を始、比類なく働運を開き、同廿九日に石城をは捨るなり、

高城陣并放火事

去程に大友左衛門督入道宗麟、八月五日、梓山矢か嶺を打越むしかへ着陣して、薩摩入の評議有、同九月十五日より、豊後の諸勢美々河を打渡し、百町原の北にある淺付山に陣取て、六ヶ國の諸勢をこそ被待けれ、其時狀に云、

今度其方以案内者、早速渡美々河陣付候事、先以肝要候、然者諸軍越山之儀、火急加下知候之條、不可移時日候條、於著陣者、則時可成行候之間、別而馳走可爲祝著候、必銘々以狀

可申之趣、猶永松勘解由兵衛尉之申合候、

恐々謹言、

十月二日

義統

米良四郎右衛門尉

夫より大友の諸軍勢、十月廿日に、高城の四方五の陣を取圍、持楯かいたて築立て、夜を日に續て攻戦ふ、新納院高城の城主は山田新助有信と云者也、此時島津中務大輔家久、吉利下總守、鎌田出雲守、以上彼是一千餘の勢を以て籠城す、彼城をは輒攻落すへかりしを、豊後の諸勢云けるは、弓箭は此度高城一つに極らほこそ、軍をも急かして日向大隅薩摩遠島迄退治有へし、只敵を擒にして糧攻にせんと云儘に、徒に數日を送ると雖、長倉勘解由左衛門尉か謀にて、兼て日向國中に廻文す、伊東本來の家人共一味同心して、一日の中に國內を放火し、國を覆さん事掌の中なりとて、四十八の外城一所には、二十八三十人、或四十八五十人、或六十八七十人、譜代の侍共連判し、十月十日に、國中を一時に放火し、都於郡に伐入んと企ける、豊後よりの警固船數百艘、内海折生迫の津に漕着次第、可令放火と約諾せし所に、其内未練の者有て、薩

摩へ返り忠をなす間、事露顯して、十月九日に、彼隠謀企せし名士皆々誅けり、豊後の警固船も、同十日に乗船すと云へとも、相圖相違して、出合族もなかりしかは、首尾を取へき方便を失ひ跡へ漕歸る、去共勘解由左衛門尉の策にて、同月廿四日に、平野三納引切て評議有、先平郡久米田に火の手を立、即時河原田に押寄せ、都於郡に馳籠らんと、我も我も進みけり、一人當千の勇士數百人、眞前に攻戦ふ、去共廻文の相圖も違ひ、連判の族も被討果、故に、敢て放火を木立、薩摩方は大勢に成て相防、平野三納の働勢、僅に千人に過されは、手負死人數多出來て引退、此日八十町を取返すへき事はたすかりつるを、島津の運不盡故にか如此露顯して、彌競と成行けり、

於高城大友勢敗北事

島津方にも豊後の大勢なる事を驚き、同十一月、島津義久頼て佐土原にかけ出玉ふ、兵庫頭忠平、右馬頭行久、大隅薩摩勢を率て、都於郡財部に打入評議す、豊後勢に島津勢をたどうれば、蟻螂か斧を取て如向龍車也、角ては薩摩の爲にも成まじきとて、霜月十日に、野府の原往來に野伏を懸は、定て豊後の惣陣よ

りも人数を出さるへし、其時敵の多少を見計て、軍の備をつもらんと、同十一日に野伏を出し、豊後の往來に懸散し、夫雜餘多討取て財部へ引退、大友方松原の陣衆は是を見て、いさ指切れと打出る、只無據釣籠らる、無詮方して命を限りに防ぎ戦ふ、豊後方にて名を得し侍今井上總守、和田民部少輔、鳥居阿賀新助、野中大膳亮、白土刑部少輔、問注所を始めて五十餘人討死なり、依其筑後蒲池の陣崩れしかは、本陣より柴田何某眞前に進んで討死す、二番に白杵相右衛門尉馬手の方より進出、薩摩方にて名を得たる侍を討捕て、大將の御目に懸く、薩摩衆も陣崩し可有とて、同十一日の夜より、めしる坂へ指懸り、明る十二日の卯の刻の合戦と定りしに、豊後の諸勢二萬餘人惣陣を下し、薩摩の篠陣へ押寄たり、島津勢は二千餘人、互に貝鐘を鳴し、爰を専度と相戦ふ、不勢に多勢懸もあはず、薩摩方には懸ちらせよと下知をなす所に、伊東常陸守島津方の市久軍助と互に組て指違、伊東下總權守と名乗て、河上殿を討捕たり、長倉勘解由左衛門尉は、島津方圓目殿を討取、鹽見城主右松四郎右衛門尉と名乗て、北郷藏人に懸合指違、豊後住人村

上殿、島津方本田因幡守を被討捕、同豊後住人齋藤監之丞鎮實、目久利珊玉と組て指違、其外討捕薩摩の宗徒の侍には山中惣左衛門尉、村田能登守、河越外記助彼等を始、數百人討捕て、豊後の大勢是を競て攻懸たり、島津勢は竹大園の瀬口を頼て引退所に、島津右馬頭行久横人の備なりしか、眞前に被懸、豊後の諸軍不案内にて、横入に背けられ、谷瀬河の淵に入、水にをほれて死する者多し、惣て大勢の引立たる事なれば、返し合ぬる者もなく敗軍す、大友方にて名を得し侍、先一番に田北相摸守鎮周、二番に佐伯紀伊入道宗天、嫡子彈正忠惟實、次男新助、白杵少輔太郎統景、同名新助入道紹察、吉岡掃部助鑑興、雄岐播磨守、山下與兵衛尉鎮就、田北斧允、吉弘大藏少輔、吉弘左近大夫鎮宣、阿倍郡雄岐六郎、同舍弟彌十郎、馬場、田原門脇、國分、森山、森迫、築地、蜂屋、兒玉長州、柴田内記、清田左近允、長弘、伊田、戸坂、宗徒侍六十餘人各討死なり、此外日州より供奉の侍には伊東下總權守、同名三河守、同名伊豆守、長倉勘解由左衛門尉、嫡子六郎太郎、門河城主米良四郎右衛門尉、同息彌六、米良彌四郎、彌九郎、荒武右馬助、上別府狩野助、海老

原市之允、久米田豊後守、其外員を不レ知、同所にて二千餘の戦死也、六ヶ國の軍兵共、或は疵を蒙り、山に入野原に伏て死も有、或は戰場を遁れても、遠路の事なれば刀衣裳を剝とられ、飢寒に死も多かりけり、其日惣軍勢は美々の常住坊に引籠り、明る十三日には、美々河を渡す所に、薩摩勢切てかゝり、大友人數も返し合せて防ぎ戦ふ、島津方加江田眞方を始とし、名士七人討死、豊後方には糸永長左衛門尉、日智屋監物討死也、漸其日門河に引退、夫より惣軍勢も豊後に歸陣なり、其時の落書に、

梓弓引矢か嶺を宗麟か風のむしかはい失にけり
三納の城は、同月十八日迄は格護す、雖レ然味方利を失、見次第勢なれば、彌難儀に及、島津方よりも策を廻し、彼城を巻ほぐし、六野原に人数を伏す、爰にをいて自害する人々には佐土原攝津守、同息璃瑠安、八代駿河守、湯地三河守、山内兵部太夫、荒武藤右衛門尉、同息吉五、有井藤二郎、稻津又八郎、石那田主計助、海老原源兵衛尉、落合彌次、此衆を始として、以上三十餘人、同腹をそ切たりける、哀成し事共也、

祐兵主伊豫國御渡海事

大友の諸勢、於日州高城令三敗北の條、御頼有て御堪忍有甲斐もなく成行、入道殿並祐兵主心くるしく思召折節、祐兵主の室家、野津より御母堂の旅館へ訪らひ給て、御逗留有けるに、容顏美麗にをはしければ、大友家より密に祐兵主を害し奉り、奪ひ奉らんとを謀りける、此事儘に告知する物有り、依之入道殿祐兵主、急豊後を立退き玉へと諫の奉れども、武の家に生れ、妻女を奪んとて、命を惜む法や有ると承引し玉はず、依之室家をも誘引出し、諸共に退せ奉らんとて、河崎駿河守彼是ひそかに談して、母堂の女房新大夫は、甲斐々々敷者なれば、計らはせはよと告知せけり、去共城中の旅館にて、圍きひしく有ければ、忍ひ出し奉らん事も成難かりしを、寢殿の庭内に塵出しの誘問有を見出し、彼所より出し奉らん、夜に紛れ御迎に來り玉へと注進す、依之相圖を定、三位入道殿祐兵主旅館を密に御遁れ、中途も^カ待せ玉ふ、室家の御迎には川崎駿河守に、物馴たる侍一兩輩差添、彼塵出しの外に來て待居りけるに、相圖不レ違、とかくして塵出の際より出し奉る、駿河守御供して、入道殿祐兵主待玉ひける所に行付ぬ、兩主喜ひ玉ひ

て船に打乗、伊豫國へそ趣玉ふ、此時落合四郎左衛門尉腰にさしたる金作の刀を船賃に與へ、御船を借り請て乗せ奉り、其身も御供仕度候へども、年老ぬれば御足まどひになり奉らんも口惜、早く御運を啓せ玉はん事こそきかまほしけれとて、涙を流し留りぬるか、幾程なくして病死しけるこそきこえける、角て入道殿祐兵主は、男女僅廿人餘にて、天正七年己卯の四月、豫州道後に御渡海有、當國は上古より越智朝臣河野四郎殿分國たり、道後に居城して、其威不レ輕、河野殿御一族大内伊賀守信忠の嫡子二郎左衛門尉信孝入道して榮運と號す、彼人を御頼有けるに、榮運齋同舍弟新助信成後彌左衛門入道して紹機と云、彼兩人種々念比の義を以て、榮運齋の知行所久保田壽玉菴と申に、己卯の四月より天正十年正月迄、四ヶ年の間徒に月日を送御堪忍に及ひけり、去共御浪人の事なれば、貧く月日を送り玉ひけり、祐兵室家の女房に御竹の方と云者有、勤仕の際には木綿にて帯を織り、道後の町に出し、賣代替て少用の助けとそなしにける、夫より以來、道後の市には木綿の帯を商買するとなん申傳ふ、

羽柴秀吉公御出頭事

河崎駿河守は祐兵主の外祖父なれば、彼肝煎を以て、日州御流浪以來、辛巳年迄四ヶ年の間、大峰修行の護摩を焼く、其時の山伏は三峰と云し人なり、生國は越前也しか、心ならず日向に下國し、數ヶ年入道殿の扶助を受けて在國せり、此度御浪人の刻も供奉しければ、彼山伏か働にて、四ヶ年の間は月日を送らせ玉ひけり、天正九年辛巳年、此山伏上洛して、下向の刻傳聞に、播州姫路は、去天正五年丁丑十月廿三日に、織田信長公より羽柴筑前守秀吉拜領有て、五ヶ年に及普請相調、をひた、しき由を聞て、見物に立寄けり、然所に不慮に伊東掃部助に參會す、客僧は何方衆と問ふ、九州日向の者と云、其時さあらは此方へ入玉へ、尋へき子細有、三峰如何成事にやと思けれども、辭退に不レ及伺公す、掃部助宣ふは、日向の伊東殿は浪人と聞、又伊東の東の字は藤と云字にてあるや、三峰答て申けるは、伊東の東の字はひかしく云字にて侍るなり、島津に國を奪れ、當時は四國河野殿内に塾居候と申す、其時仰けるは、扱は一家こさんなれ、於三其儀者羽柴殿に出頭有間敷や、若さもあらは随分取成すへ

し、吾は伊東掃部助と云者なりと宣ひて、御念比にをはしき、三峰中は、辱御狀に候、急き下國し此旨を申聞、早速上洛いたすへし、其節随分御取成を頼入由、堅首尾を取にけり、角て御暇を申、急き伊豫に下國す、此旨有の儘に申上けれども、實に不三思召入、道後は人の心根能國なれば名殘惜、大内殿の情もふり捨かたくして、三峰故に又浮目をも見玉はんと、女性達の様々御歎き深かりければ、兎や角やと押移り月日重りしかは、三峰彌齒をかんで、是非播州へ急き玉へとしきりに申上しかは、其年も暮て、天正十年壬午正月、入道殿七十歳、祐兵主廿四歳、室家十八歳、祐兵主、御母堂、河崎駿河守其外供奉す、女房達に至る迄小船に取乗、名殘惜くも道後を振捨、播州に御渡海也、則三峰案内者にて、伊東掃部助に御對面有、彌御念比の義いと深くして、掃部助、祐兵を可レ被三召抱よし秀吉公へ申上られしか、當時御倉米も不足なれば、浪人を召置れかたしとの御意に依て、しばらく出仕もなかりしに、掃部助了簡に、祐兵は器量勝れたる若武者なれば、何とそ秀吉公へ見せ奉らは、御抱有へしと思はれて、御通路に祐兵を置れけり、如案秀吉

御覽して、何者そと御尋有しに、いつそや御沙汰申せし日向の伊東にて候由言上しければ、器量たくましき勇士也、御扶持を可レ賜とて、頓て御目見を遂られ、御扶持方三拾人扶持を被レ下ける、祐兵主其時迄は六郎五郎と申せしを、掃部助宣ひけるは、六郎五郎にては不レ可然、民部大輔と御申候へと有ければ、夫よりしてこそ民部大輔とは申也、入道殿も御目見得宜しからんと有けれ共、元來日州の太守にて、代々藤氏の名家たり、其上既に三品に叙し、齡も七旬に傾きぬ、たとへ流浪の身たりと云ども、何の面目有て羽柴藤吉躰に追從せんや、但し子孫再興の爲なれば、祐兵は各別なりとて、終に謁見し玉はず、

秀吉卿備中御陣事

同年三月十五日、秀吉卿率三數萬軍兵、備中表御發向、冠城に押寄せ、持楯龜甲を築並へ、夥しく攻詰、同廿二日の夜、成萬牛五丁の攻^カ城終に責破り、究竟の者共悉く切捨玉ふ、伊東民部大輔祐兵主、同正月秀吉公に出頭にて、無レ程彼御陣に供奉せられ、粉骨を盡し玉ふ、夫より河屋の城を取卷玉ふ所に、城主不レ得三毛利の援兵、搔楯を取拂、冑を脱て幕下に屬せん事を

請、依て其城を請取玉ふ、又高松の城とて名城有、三方は深き沼渺茫として、常も人馬の通ひなし、一方は深き水堀幾重ともなくたへて波蕩々たり、毛利家數年心を勞かして拵たる要害也、殊に城主勇氣智謀兼備せし清水長左衛門尉と云者なり、輝元より加勢として弓鐵炮の頭難波傳兵衛尉、近松左衛門尉、其勢二千有餘の著到にて籠城す、秀吉卿精御思案有に、只水攻にしくはなし、先近邊の在々令放火、其後堤を築せ攻らるべきとて、燒働に發向し玉ふ、角て城廻り三里か間堤を築、晝夜の堺もなく急ひて、四月十三日に築かゝり、廿五日には悉出來す、五月朔日より大小河水を堰入、谷川をも水道を付懸玉へは、十日比には常々卑かりし所、もはや人の住する所なし、堤の上には柵を付廻し、下には町屋造りに小屋をかけ、小路小路を分て作ならへ、夜番廻番絶間なし、塘に添て十町に一ヶ所宛要害を拵へ、軍兵を入置、二六時中無油斷催促せられけり、五月十二日、毛利右馬頭輝元か先勢小早川左衛門太夫隆景、吉川駿河守元春を大將として五萬騎を率し、釋迦峰不動崗に至てをしこらへたり、同廿日輝元三萬餘騎を率し著陣、難波近松を

可相救と見えしか共、兩陣の間十町計、大河瀧なつて隔たりしかは、可決勝負を一樣もなく、高松の急難可救方便なく、對陣永々布見えたりけり、秀吉卿は遂合戰追崩へき事掌中に有と覺へて、信長公へ以て飛脚、五月十五日被仰上旨趣は、輝元後卷として數萬騎を引率し令對陣、可相救於高松城行候、於御合力は、以其勢即時追崩し、西國悉く當年中に可幕下事手の裏に在と言上有しかは、惟任日向守、筒井順慶、長岡與一郎、池田紀伊守父子、中川瀬兵衛尉、高山右近、都合其勢三萬五千餘騎、今月下旬至備中令發向、羽柴筑前守可令合力旨被仰出、惟任は家康公御上洛に付て、馳走可申旨被仰出といへとも、如此事急なるに依て、御理り申に不及、五月廿五六日の比より、高松の町屋悉く沈水に及故、清水長左衛門尉兄の月清入道難波近松も降を乞て、同六月四日午刻に、小船一艘に乘出、皆腹を切たりしかは、檢使堀尾茂助、四人の首相添、秀吉公掛御目、何も仁義の死を遂し者也、同五日朝、堤を切て落しければ、水聲千雷の如し、角て城を請取、杉原七郎左衛門尉を入置ける、伊東民部大輔祐兵主は、冠城の御陣よ

り、高松御陣を六月迄供奉し玉ひ、別て御軍勞無三申計、

與毛利家和睦井上洛事

同壬午六月三日子の刻、京都より飛脚到來し、信長公信忠卿二條本能寺にして、昨日二日の朝、惟任か爲に御切腹にて候、急御上著有て、日向守を被討平可然旨、長谷川宗仁より密々に申來、秀吉大に驚き玉ひけれとも、さらぬ躰にもてなし、四日朝、御馬驗計持せ陣廻りし玉ふ、常は百騎計召列見廻り玉ふか、此事を聞きしより、一静めしつめ堤を打廻り玉ひければ、輝元も對陣堅固に見えたり、則毛利内安國寺を呼よせ、分國如在有間敷の條、降參を請玉へ、長久可有御和睦との事なり、安國寺承、尤辱御事哉、輝元少も疎意被存まし、御狀の趣可申聞とて歸りぬ、輝元承、分國無相違に於ては應其儀、起請文を取替、人質を可進となり、秀吉信長公の御事を聞召、旁可相濟と思召けれ共、明五日の朝可及返事とて、其日使者を被歸にけり、五日の朝、小早川吉河よりの使者來りぬ、爰に至て秀吉思召けるは、亡君の御事隠すともやはかかくるべきかと思惟し、今度信長公去二

日惟任日向守逆心により、御父子於京都弑せられ玉ひぬ、此上にも如最前承及筋目、無相違被仰談候はんや否の事、兩使還て輝元へ申届候へ、其上を以て可相極とて、又使者を返し玉ひけり、則兩使立歸て、輝元へ小早河吉河を以て、信長公御父子の事申ければ、家老の面々呼集、如何有へしと評議有けり、年若していさみかちなる人々は、是天の與る幸也、打破て歸陣し、世中の躰を御見合宜しからんと高言を咄者多し、然共小早川隆景存知よりし通を諫ければ、滿座默止してけり、輝元尤にや思はれけん、右の兩使に福原越前守廣俊を相添、信長公御吊として秀吉陣へ參、兩使蜂須賀彦右衛門尉を以て、最前約諾の筋目相違有ましきと、輝元并小早河吉河誓紙を以被申しかは、秀吉不斜悅玉ふ、更は明日打立の條、鐵炮五百挺、弓百張、旗三十本御合力有て給候得、予も又向後疎略有ましき旨誓紙あらんとて、福原越前守并安國寺を呼寄せ血判に及び、口上伸へられしかは、輝元承、則人質に元就八男藤四郎、桂民部少輔相添進上被申供奉あり、同六月六日未の刻に、高松を引拂、沼の城迄歸陣なり、折節甚雨疾風にて、所々の

大河洪水出しかは、七日には滯留有て、八日至姫路に御歸城、其日は諸卒休息の爲に出勢延引、九日未明に姫道を立、急き玉ひしかは、十一日午の刻前に、至三尼崎參陣し、頓て御落髮有、角て三七殿、丹羽五郎左衛門尉、池田紀伊守、長子勝九郎などへ使者を以て、中國の義隙を明、今日は迄參陣致せり、軍評定して明日惟任を可打果旨被申入しかは、何も三尼崎へ寄合評議には、山崎表の合戦の次第、一番高山左近、二番中川瀬兵衛尉、三番池田殿にて有へきと定め、十二日先陣山崎天神の馬場芥河邊に充滿せしかは、後陣は漸々西宮小清水邊を急さける、其夜は遠近宿陣して、十三日於三山崎表、前後一同に相揃候様にこの相圖なり、惟任方へも明日十三日、合戦の上可決勝負の旨云やり玉ひしかは、望所の幸尤との返事なり、伊東祐兵主備中御陣より御供有て、姫路に一日逗留、同九日に供奉を被成御上洛なり、

日向記卷第十

秀吉公山崎合戦祐兵主へ鎧を賜事

斯て祐兵主秀吉公の麾下に隨奉て、備中御陣より此かた、片時も離れ玉はず、山崎合戦にも戦忠を盡し玉ふ時、惟任日向守か敗軍の中に、聲華に鎧たる武者一騎落行けり、秀吉公御覽して、能敵なるを、若き者共討取高名せよと仰ければ、我打とらんと逞兵四五騎かけ出たり、祐兵主其中を乗抜て、返せきたなしと呼り玉ひければ、敵ものかれ難や思けん引返所を、すかさず組伏討取玉ひぬ、秀吉公遙御覽して、只今大の男の庵に木瓜の驗付て敵討たるは、日向の伊東にてや有らんと御意有之所に、祐兵主彼首を持參し實檢に備奉る、秀吉公御感淺からずして、南都金坊左衛門尉政則かうちたる、三尺長身にくりから龍をほりたる、熊の皮のなげさやの御鎧を、御手つから給りて面目に施す、其鎧今に相傳して家珍とせり、六月十三日、惟任終に討れければ、秀吉公凱旋し玉ひ、信長公の葬事を營み、一字を建立して惣見院と號、即大徳寺の塔頭也、是より尾州へ御下向、織田の幼主を安土

山に居奉り、十一月江州長濱へ御出陣、濃州一國平均に打靡け、寶寺御歸城あり、

祐兵主依戰功河内國半田村知行事

明る天正十一年正月七日、參内拜禮事終て勢州御進發、所々取鎮め、北越柴田勝家を征伐し玉ふ、加州は前田利家、越前若狹を丹羽長秀に賜り、柳瀬七本鎧の面々にも各御加領有、祐兵主纔三十人扶持の堪忍分たりしか、度々の軍勢を思召て、河州丹南郡の内半田村五百石の采邑に、八月朔日御證判を添賜る、其文曰、

河州丹南郡内半田村五百石事進置畢、全可有領知之狀如件、

天正十一八月朔日

秀吉御直判

伊東民部大輔殿

嘗て姫路より御歸陣の節、いかなる次てに仰けるやらん、伊東殿は首途能人也、頓て本國へ歸州有へきよし壽て御狀有しと云傳へ侍る、誠符合の御祝詞也、天正十二年三月、尾濃の城々攻落させ玉ひ、六月大坂御歸城有、同年八月小牧陣、同十三年三月根來攻、紀州一面に御手に屬し、四月四國御對治、長曾我部以下降

參して、七月御歸陣也、天正十年より十四年迄五ヶ年、祐兵主廿八歳、一度も隨軍を闕玉事なし、秀吉公大坂御居城の節、速見正太種之組へ入させられ、後に甲斐守と云し七組の組頭なり、

三位入道防州流浪事

信長公弑せられ玉ひし後は、四方惡逆の徒黨如雲霞蜂起し、上下不安しを、秀吉公不充期年平治し玉ふ、去共天正十一年迄は、殘黨を亡し玉ふに御身をやつし思ひを焦し玉ひしか、御威勢日々月々彌増行しかは、天正十二年の正月より、池田丹羽か下司をも引て、今は京都の所司代も秀吉公より置せ玉ひ、雒下悉く秀吉公の威風を仰き奉る、爰に伊東三位入道殿は、祐兵主の軍勢にも構ひ玉はず、黒木惣右衛門尉を被召列、此方彼方と流浪に及、御氣隨のみましまして、中國差て下玉ふ、比者天正十二年甲申十月十日に、周防國吉敷郡山口に御在留の時、折節の口號に書置せ玉ふ一通あり、浪人の身上をたどるんとするに物なし、貴むまじきを貴み、くむまじきをくみ、若年を老躰と敬て、大道を小路に去り、や童か小弓は楊雄由カか矢尻よりも恐れ、牛飼の策は辨脱カか長刀

と退く、一犬吠れば虎狼の千聲ををろしく、不見馴に近付、不知に言葉替す、愁を押籠て先時に乗して、嬉敷からざるに笑ひ、居間布所に居て、食すまじきを食す、剩人非の卑足を不隔、一水を香盡す、位の光を失へば、家人良従のいかなる言葉にまけ、上は下と成、下は上と成る、一物氣かなければ三孝を隔、四恩を不遺、夫婦雙枕を遙に隔、一子に別れ、したしきに遠隔して、無咎に疎む、使者有されは文言難通、内心疎略なければ外見背に似たり、春花秋月時なりと云へとも、弄へき出立もせず、隣端に舞曲を聞て、つくつく胸中に昔を忍ふ、壁を隔つる樂み多ければ、獨十府の一帖にさひし、芦火絶ぬれば、すひつに向て空く寒灰をならず、かんさしの絹にて手足を拭ひ、一紙をほして懐にす、寶を耳に開て手にとらす、珍酒肴を目に見て口に味ふ事なし、椎の葉飯を二つになして、友有は兩人すさふ、さすかに仁目をすさるされは、晝は愁なきに似て暮し、夜は左右眼の色をこぼして竊に明す、惜むに惜まれます、捨るに棄られず、何そ是命、然所に中國十六の内防州吉敷郡氷上山興隆寺、傳教の末弟中納言と云へる沙門に逢奉る、其年

未十九歳也、閑に惟れば、形は雪月花榮を論し、内には六體四萬を具足す、孝の深き志は、大唐二十四人を欺き、いつくしみをたふれば、五天竺の内西天の有主上飯大王白飯黒飯の兄、母胎は摩耶婦人の御子悉駄太子十九歳にて、檀獨山の麓阿羅々仙人の於三怱屋、佛體尊形を起し、八萬人の大衆を四重の室につめ、或時は六丈の金色と成て、靈山會上にして、四十九年五十餘卷の説顯にも、一切衆生皆是吾子と云り、彼尊位に中の胸肝をくらふれば、飛鳥の翅飛車の兩輪のことし、故にほだし難、遁愚老沙彌、未娑婆世界に滯留す、右を見ん人は共に憐を加へ、又手を打て啊啊大に可笑と云々、有夕暮に後鳥羽院の御製、昭眼愚案、口に任て云出す、凡三十一字歟、
行末の空しらすとの言の葉は今身の上の限りなり
又發句
冬を見よもし吾かわの草もなし
埋れし名や松の白雪
爰に日向全盛の時、大脇彈右衛門尉入道曾丹と云者有、三位入道殿正月の的始に、弓次郎を被仰付ける

に、御當家代々大脇名字、弓次郎仕たる例なき由、頰に辭退を申上く、去其上命重くして、其役を相勤しか、大脇是を恨奉て、日州を立退けり、彼曾丹入道元來鞠の上手にて、飛鳥井殿より免を取し名人なれば、周防吉敷郡に住居して、飢寒の憂もなく月日を送りけるに、三位入道殿御流浪有て、山口にをしますますを傳聞て、則御迎に參上し、己か宅へ請し奉りしかは、入道殿も面目なしと仰ける、夫より曾丹種々もてなし奉りける時の御發句に、

かわせさは友にふる聲郭公

入道殿

世に橋を松の下陰

曾丹

三位入道殿歌道の數奇人にて、風流又類なし、豊後國御旅館の御時、百なりの瓢箪に、青峽百にて蒔繪を御頼有しに、蒔繪師貳百とらんと申侍りしかは、三位入道殿當座に、

百なりを貳百なりとや夕顔の飛車馬の面出せ瓢箪
又庚申待の夜の發句、

今宵かのへさるまじきや華の宿

此外詠歌連歌數々有、扱周防國を彼方此方と逍遙し玉ひしか、黒木惣右衛門尉も入道殿を見失ひ攝州に

上る、依其祐兵主御勘當を蒙り、影の奉公を勤めし也、翌十三年乙酉七月始迄、中國にをせしか、便船を求て境迄上り玉ふ、船中より以の外御違例なりしかは、濱邊にをろし置ける、入道殿側伏してををしけるか、折節祐兵主の從者其近邊を通りけるに、行路の人語りけるは、彼しこに病者と見へて伏たる大の法師は、國の守にて有しなと語りて過けるを聞て、もし入道殿にてやをはずらんと思ひ、立寄見奉れば、三位殿にてををはしましたしける、則御屋敷に御供申奉らん由申上りけれども、祐兵主にも面目なし、かくて朽果なんどて、御歸有へき御氣色なし、彼從者申けるは、祐兵主秀吉公御供にて、只今他國へをはします、祐兵主の室家別て御尋被成の間、御見參有へき旨申上りければ、其義にをいては御出なさるへしとて、御供して大坂屋敷へ入奉りける、

仙石殿於豊後敗北事

天正十四年丙戌の春、大友宗麟上洛して、日向高城敗北以來、島津家よりせはめられ、肥州筑州の前後も、薩州より押領せられ難儀に及んで、秀吉公の猛威を假りて、大友家残る様に奉願と訴へられしかは、公

即御領掌有、折節薩摩よりも鎌田刑部左衛門尉を使
 者として都に上せ、九ヶ年か間の戦功を言上す、依
 之秀吉公被仰出者、大隅薩摩肥後半國筑後半國日
 向半國島津知行すへし、又日向半國は伊東民部大輔
 祐兵主に遣し玉ふへし、豊後筑後肥後半國は大友知
 行たるへし、肥前一國は中國毛利方へ遣し玉はん、筑
 前一國は都より御公領たるへしと被仰下りけり、然
 る間使者を下し、如先規令上洛、可奉君命を
 て、九月十二日、仙石權兵衛尉を豊後迄被差遣、土佐
 國長宗我部泰信親、讃岐國十河隼人佐政泰、尾藤甚右
 衛門尉以下軍兵をひきひ來りて、其沙汰に及と云へ
 共、島津上命に不隨、豊前口へは黒田官兵衛尉、小早
 河左右衛門尉隆景八千餘騎にて、同十月下旬に、豊前
 國に到て扱なとせんとし玉へは、薩摩勢筑前岩屋に
 打出懸けり、紀伊長野秋月高橋一圓に島津方をした
 りければ、一揆蜂起し、宇呂津と云所へ出張して、要
 害を構へ通路を取切たり、黒田小早河、十一月五日、
 逆寄せに切てかゝり、要害を責破り、名士十一人、其
 外雜兵五百三十人討捕、凱歌をそ舉たりける、其夜は
 障子嶽に陣を取、同七日河良嵩に陣をすへ、要害を構

へ玉ふ、伊東民部大輔祐兵主は、日來は秀吉公の御馬
 廻の供奉たりしか、日州の案内者として、黒田官兵衛
 尉組に入させられ、幸に先陣たり、十一月五日の逆寄
 に、披群の御働有、河良嵩麓にてもぬけかけし玉ひ、
 御高名無比類、其比島津方よりは中務大輔家久大將
 にて、二萬餘の人数にて、豊後利滿城の城を攻る時、
 仙石權兵衛尉、豊後大友義統勢を加へ、六千餘騎を率
 し、十二月十三日、河を渡し來て、薩摩陣の後を取巻、
 既に合戦に及んで、互に武勇をみかき、數刻太刀打鍵
 合、勝負まぢまぢなりし所に、長曾我部信親手者廿二
 騎、左右に隨へて鍵を合せ、一足不去討死也、因玆
 豊後勢怵兼敗北し、十河新太郎矢野田宮を始數多討
 死せしかは、仙石も虎口を逃れて這々退く、薩摩勢勝
 に乗て廻るを追付、府内は祇園の川原迄、高田は門口
 迄に至て討捕人数不其數、其儘島津勢府内へ亂
 入んと懸る程に、頼て大友府内を引て高崎の城に逃
 籠らる、島津中務大輔家久府内へ打入玉へは、義統又
 高崎を捨て、豊前國龍王へ退玉ふ、夫より義弘朽網に
 陣を替へ越年なり、所々手に屬し、天正十五年丁亥三
 月中旬迄に、豊後半國はや島津の手裏に入にけり、

祐兵主本領御安堵事

天正十五年三月朔日、島津御退治として、秀吉公洛陽
 を立せ玉ひ、同廿九日、豊前國馬ヶ嶽長野三郎左衛門
 か要害に御着陣有、卯月朔日、かんしやくの城攻落さ
 れければ、秋月是を聞て、小熊の城を明け退く、夫よ
 り彦山筑紫龍造寺麻生高橋立華杉原城井安心院草野
 宗像中八屋原田長野小代壹岐對馬五島平戸を始とし
 て、悉く降參す、五月四日、秀吉公薩州千臺川の流に
 添、太平寺に御陣を居へらる、島津義久義弘、伊集院
 右衛門大夫忠棟を以て、大和中納言に降參の趣を頼
 入、秀長卿取持にて、義久剃髮し御禮を申上、依是薩
 摩一國は義久安堵し、大隅一國は義弘、日向諸縣一郡
 は義弘嫡子又市郎久保に賜つて、皆人質を取り、兩國
 五六日の中に平均になる、各僉議の上、本領安堵し、
 或所帶沒收せられて、九州も漸く安穩に屬す、爰に祐
 兵主は、日來は秀吉公の御手廻たりしか、去年九月よ
 り黒田官兵衛尉組に付玉ひ、豊前口の先陣より、此度
 は日向本來の案内者と云、又は本國譜代の侍共、早く
 降人になるならば、日州は輒すかるへしとて、豊後口
 より日州に打入玉ふか、案の如く高智尾より縣三城

邊にて、譜代の侍共罷出、感涙を流し御禮を申上る、
 一番に高橋越中守鐵炮二挺鎗一本、仲間一人進上し
 て御禮遂けるに、折節黒田官兵衛、祐兵主の陣所を
 はしける折節なれば、祐兵主悦玉ひて、譜代の芳恩を
 忘れず、早速馳來志不淺の間、御覽なされ下さるへ
 して、官兵衛御目にそ掛られる、其外馳來る輩大
 勢なりけれ共、御扶持方米不足して、心の儘に召置
 る事もなり難く、重てちうしん次第馳參すへしとて、
 先相歸さる、輩も多かりけるとかや、去共古への主
 君にて有しかは、御下向いと目出度しなど匂て、兵糧
 など吾と荷て差上たり、夫より高城御陣最中に成、新
 納院都於郡佐土原山裏者共、島津に恐るゝか、夜に紛
 兵糧を捧て參上す、彌祐兵主御機嫌不淺して、夫よ
 り高城も和睦となりしかは、高城の圍を解て、財部
 三納穂北富田都於郡に京勢滿々たり、祐兵主佐土原
 一つ瀬の御陣より、山東の譜代の侍共あらゝ罷出
 御禮を申上、此時始てのほりをもさへせ、大軍と成せ
 玉ひ、綾御陣野尻三ヶ山迄押玉ふ、日薩隅三州、悉秀
 吉公の御手に屬し、六月御引陣に及けるか、此度祐兵
 主事、本國の内に所領可被下旨辱上意有、曾井の

城を誘て、祐兵主に可レ給とて、黒田官兵衛尉を奉行とし、福智三河守に被レ仰付、其外京勢數萬人にて、七日八日の内、堀塀門家等迄相調しかは、祐兵主事、浮田に御宿陣有、六月八日には、宮崎の城に御着座、一夜御逗留有て、翌日は福長院に御滞坐なつて、六月十一日に、曾井へ御入城をします、然以來三城より南、野尻より東の者、我もくと馳參し、門前に市をなしけり、如レ此有ならば、日向降參の者残り留る輩有ましきとて、島津家にも堅く法度を置れたり、伊集院右衛門太夫入道幸侃折節南郷表に有けるか、新參の輩を集、伊東家に歸參あるましき由、八所大明神の社頭に於て起請文を書せける、爰に時任美作守か嫡男伴右衛門尉、幸侃に屬して有けるか、たとへ起請文の罰を蒙ることも、譜代の主君を餘所に見ては居難しとて、密に立退き、祐兵主へ參りける、此類舉て不レ可レ數、其後は彌島津法度きひしくして、立退き難かりしかとも、志有侍は、身を捨妻子を島津か爲に殺されて、當家に歸參する輩多かりけり、又不敵の勇士は、義久に暇を乞、赦され來輩も有、山田土佐入道か妻女娘は、日向没落の刻捨て置けるを、薩州の軍

士にとらはれ、鹿兒島に至りて義久に仕へけるか、名有武士の妻子なりとて、常に懇意に仰けるか、土佐入道鉄肥へ入來る由を聞玉ひて、衣類金銀を賜はり、土佐入道か許へ送り玉ふ、情有ける事ともなり、祐兵主御入國御供の面々、

河崎 權 介

河崎駿河守嫡男なりけるか、十歳の時より父に隨ひ、豊後伊豫御浪人の内、祐兵主に附添御鍵等を持、二十歳に及て、今度日州へ御供申せしとなり、

同 弟 兵右衛門尉

御浪人以來方々御供、御入國にも忠義を盡せしなり、

同 弟 宮 徳 丸

幼稚の時より御草履など御とらせなされ、風雨などの時は、祐兵主御せをひなご被レ成、辱事共なり、御入國の時十五歳、

荒 武 左 官

齋 藤 五右衛門尉

黒 木 惣右衛門尉若名又二郎

青 山 七兵衛尉若名三六

右四人も別て御奉公被レ申、御道具など持、或時は馬

を取、粉骨無レ比類なり、

海老原五郎右衛門尉

日向没落の刻致レ御供、十ヶ年か間御入國迄、御臺所役勤、人足役仕、方々と別て御奉公を相勤、

左 京 進 義 賢

御浪人以來、豊後に御在國候か、此度御同心にて御入國遊し候なり、

渡 邊 喜右衛門尉

元來豊後の人なり、祐兵主被レ召仕、大坂より御供にて罷下候なり、

縣表にて早速罷出、御供仕る輩、

落 合 九右衛門尉

赤 目 右兵衛尉

平 部 源三兵衛尉

門河にて爲ニ揆一打死 弓 削 大學 助

此外にも少々御供有レ之歟、御扶持の下行等不自由の故、御側へ多人數不レ召置、一瀬御陣以來、多人數御格護なり、

河 崎 駿 河 守

祐兵主御前、并祐兵主御母堂、其外一門共に、同年九

月曾井へ入國なり、

小 右 衛 門 尉豊後に居住

當國の内一所御案堵の由注進有、依レ其豊後を引拂、跡より入國たり、案内者として綾新右衛門尉、大將の美濃守より被レ召出、所々知行割有、田中信濃掾國廣石田の供にて下向し、當國竿など被レ打し、松浦甚助是も石田の供奉にて被レ下しか暇申、譜代故當家へ來、彼三人何も御譜代也、河崎權介瀧之坊内談にて、

先白杵一郡五百十五町餘、宮崎清武諸縣本庄所々千四百七十九町、合千九百九十四町餘を御知行と定めらる、依レ其右松代官として白杵に越玉ふ、又八代三十町は、爲ニ鷹巢守一給地被レ下、御内書云、

當國鷹巢本之儀、堅被レ申付ニ之由尤候、巢守爲ニ給地、八代料所申付候間、入勢次第可レ加ニ扶助ニ候、彌所々無ニ油斷、可レ被レ申付ニ事肝要候、尙福知方可レ申候也、

九月十日 御直判

伊東民部大輔殿

彼料所を加ては二千二十四町餘の御知行なるへきを、祐兵主被レ仰出は、先年の御知行所鉄肥を居城と

して、入國有度旨望玉ひしかは、其如く飢肥知行有へきに極りにける、是より宮崎白杵八代諸縣本庄徒事と成行、高橋九郎元種知行と成、佐土原都於郡三納島津中務丞家久知行す、申間志布志新納は秋月三郎種永知行成、然るに島津方便を以て、志布志の返地を諸縣に出して、志布志を知行せられけり、祐兵主飢肥の地拜領たりといへとも、島津方より格護にて、上原長門守地頭として異儀に及間、同年の八月始より、郷原水ヶ城を陣に取り、河崎又右衛門尉を地頭となし、川崎宮内左衛門尉を被三相添、番手として飢肥に辯舌を盡し玉ふ、雖、然島津方表裡を以て城を渡さず、剩八月十日に、本城の人数を郷の原迄差出し、作難をしたりけり、伊東方よりも人数押出し、本城衆を追拂ひ、弘木田迄追詰々々、薩摩衆を數多討捕る、味方には櫻木藤七兵衛尉、海老原清左衛門尉兩人討死也、此由秀吉公へ言上に及しかは、同十二月十三日に、爲上使土井九右衛門尉御朱印を持來り、本城を可三相渡の旨有し所に、彼九右衛門尉上使の事なれば、一の城戸を乗通り、二重城戸迄乗入りけり、元來上原か侍は、田舎生達の者にて、上使の作法をも辨へず、乗打

無禮なりとて腹を立、九右衛門尉を始として、以上十三人殺害す、其時案内者として平原河内守、松浦甚介出けるか、平原は討れ、松浦は生捕れしか、後には赦されけり、此次第を上原長門守聞て、打果す事甚以方外也、此罪遁れ難ければ、我首を各斬るに同じと悔ひぬれども甲斐なし、其後秀吉公より上原を召れけるに、爲三名代一嫡子城之介を登せければ、最前長門守云し如く、上使を討し科を以て、終に頸を斬れける、是よりさき、此上原長門守か謀略にて、當家日州を没落せしか、幾程なくして思はざる事出來て、嫡子の命を失しと申あへり、上使を討し後、矢野侃世を使とし、様々なためられければ、翌年の五月に至り、上原領掌して城を渡す、侃世出合請取けり、依、是祐兵主曾井より閏五月三日、飢肥本城へ入せ玉ひて、喜悅の眉をひらき玉ふ、誠に絶たるを繼、廢れたるを起し玉ひぬる事、目出度かりける事共なり、

家傳の御旗系圖再御手に入事

祐兵主入國に及て、先年奈須左近將監祐貞忠節の功をも謝せん爲、且は三位入道殿預け置玉ひし、伊東家傳の御旗御系圖等をも返さるへしとて、曾我雅樂助

を差越さる、右近將監申されけるは、曾我は吾親類たれば、他人の疑も遁れ難し、大切の御旗系圖なれば、伊東の御一族か、さなくは一軍の大將たらん人を越し玉へとて、曾我をは無下に返しけり、是に依て山田土佐入道匡徳次郎三郎也、豊後大友殿へ先年の謝禮の爲、使者として遣されけるか、其次てに神門村に越て、御旗御系圖等請取歸るへしと被三仰付、彼所に至りぬ、將監畏り、預け置る、御旗御系圖、并文書目録を調べ、一紙抑留不仕旨、起請文を相添へてを參せける、匡徳をも馳走して、藤島の脇指を引けると云傳へけり、

瀧之坊宗盛殺害事

先年日向没落の刻、三位入道殿の嫡女肝付殿の室家、後には高城殿と申けるか、日州没落の時、入道殿に引後れ玉ひ、都於郡照覺院に隠れをわしける、其比都於郡の地頭として鎌田出雲守薩摩より被三遷、就、夫隅薩兩國の譜代の者共、皆遷り來りしか、天正六年の春、薩摩衆彼高城殿の塾居の躰を憐み、普賢象の櫻を船橋とや思ひけん、短冊を付て一枝送りけるに、折捧く華を悟れる人ならば渡り玉へや法の船橋

是を見玉ひて、高城返歌、

船橋と夢にや人の云渡る華は佛の名にこそ有けれ、此御返歌に依て、彼者を花の名も知らざりけるとて、人々笑匂りければ、其沙汰を聞て、出雲守薩摩の名折なりとて、扶持を放されし由聞えけり、又椀田瀧之坊宗盛と云は、後に慈眼坊と改名す、彼山伏は日向没落の時出國し、關東を修行し、足利殿など旦那に取、殊に易曆に達し、名譽有しか、大坂以來、祐兵主につかへ奉り、當國迄御供し、知行割の時も、此方彼方と粉骨を盡し、後には彼高城に嫁し申され、曾井南の城に居住して、其勢大になり、家中の仕置も我儘にし玉ふ故、諸人はをそねみ、天正十六年戊子三月二日に腹を切す、時に宗盛年五十二也、同閏五月三日に、祐兵主飢肥御入城有しかは、曾井は河崎權助地頭と定玉ふ、又清武の城取有、地頭として河崎駿河守を遷し玉ふなり、

祐兵主御上洛并御朱印事

祐兵主御本領安堵以後、三ヶ國諸大名一同に御上洛有て、安堵の御禮被三仰上、公義宜して御歸國なり、其時秀吉公の御朱印に云、

於日向國所々、知行方都合千七百卅六町目錄別紙、事、被宛行一畢、全令領知、彌可抽忠功一候也、

天正十六年八月五日 御朱印 伊東民部大輔とのへ

日向國內知行方目錄

- 一百町 南方
 - 一百町 北方
 - 一四十町 郡司分
 - 一三十町 田吉
 - 一八十町 恒久
 - 一六町 鏡洲
 - 一三十町 今泉
 - 一八十町 木原
 - 一八十町 隈野
 - 一八十町 加江田
 - 一八十町 加納
 - 一三十町 田野
 - 一七百町 飲肥
 - 一三百町 南郷
- 合千七百三十六町

天正十六年八月五日 御朱印 伊東民部大輔とのへ

天正十六年霜月五日、祐兵主の御母堂病にかされ玉ひ、雖被加醫療、其驗氣なくして御逝去有、法名雪庭妙栢大姉と號す、是は河崎新五郎女也、翌天正十七年己丑五月、河崎權助飲肥酒谷の地頭被仰付、從會井遷し玉ふ、副城代として河崎宮内左衛門尉を遷し玉ひしに、祐兵主如何思食けるか、天正十八年庚寅の二月、又酒谷より會井に遷し玉ふなり、酒谷へは長倉三郎兵衛尉を遷し玉ふ、副城代には長倉二郎右衛門尉也、其後三郎兵衛尉は南郷の地頭に補せられる、

米良美濃守薩州を退當家へ歸參の事

先年米良美濃守後入道山と號、當家の恩を忘れ、領する所の三ツの山須木の地を島津兵庫頭に捧て背きし故、日向没落の勢ひを開き、殊に天正五年、島津義久日向發向の時、先手を可致の旨蒙仰、一番に乘入に依て、本領安堵して、義久の幕下に有けるか、一旦の恨を以て、數代の主君を背し事、榮るに付ても不快、日夜心に掛つて辛苦しける折節、祐兵主飲肥の領主とな

つて歸國の由を聞、生て不快に過さんよりは、一度祐兵主へ歸參し、先非をさんけして殺されんこそ本意ならめとて、密に薩州を立退き、飲肥へ來て其旨を述ふ、祐兵主聞玉ひて、敵となり味方となるは勇士の習ひなれども、彼美濃守は返逆の隨一にて、殊に島津の先手をなし、國を亂せし者なれば、死罪にも行はれんと思慮有へきに、先非を悔死を以來る事奇特成とて、御感淺からず、其罪を赦され、頓て知行賜はりぬ、祐兵主逝去の後、修理大夫祐慶主へ仕へて、清武の地頭に補せられるに、無程病死しぬ、末期に及て嫡子勘之助に申けるは、我先非を以て當家へ來るに、祐兵主其志を感じて其罪をゆるし、剩懇切を盡され面目を施せり、祐兵主逝去の時、其芳恩の爲に我殉死せはやと思ひしかども、世未靜ならず、祐慶主幼年にをはすれば、死を以忠孝をなす折も有へしと思ひて止ぬるに、如此當所地頭に補せられ、厚恩甚し、汝祐慶主に忠節を遂げ、殉死の約をなすへしと云置けり、依是祐慶主逝去の時、彼勘之助殉死をそしたりける、

秀吉公關東御發向祐兵主使を捧る事

去程に秀吉公相摸國小田原領主北條氏政追伐とし、天正十八年庚寅三月十九日、京都を御出馬有て、關東御發向の由聞えければ、祐兵主御安否を窺はん爲、使者を献せらる、蚊帳一張是を捧く、秀吉公悅思召て、御朱印を被成下、其文に云、

爲關東御動座見廻、蚊帳并釣手入念、於相州小田原表到來悅思食候、仍此面事、山中城專相拵、丈夫に令格護、人數四五千入置候處、去月廿九日、中納言に被仰付責崩、悉討捕之、即付入仕、小田原二町三町に取卷、堀を堀堀柵を相付候、依之城中無正體、去九日夜、下野國住人皆川山城守命を助候様に與申上走入、御佗言申候、是者先年御太刀馬をも被相納候者之事候間、無是非被成御助、家康え被遣之候間、此以後者、縱北條刎首持來候共、一人も御助有間敷と思食候、關東之物主共恣相籠候間、一城にて八州迄被討果事候間、干殺に可被仰付御覺悟候、落去不可有程候、委細石田治部少輔可申候也、

卯月十二日

御朱印

伊東民部大輔とのへ

又奥州伊達陣と相聞えしかは、落合九右衛門尉爲_二使者_一被_二差上_一、御進物は御帷子也、其時の御内書に云、爲_二東國在陣_一、使者并帷子廿、遠路到來、被_二悦思食_一候、仍此面之事、八州無_二殘所_一被_二仰付_一候、小田原一城迄候、然者北條其外諸卒籠城之奴原、干殺に可_レ被_二仰付_一與思召候處、氏直可_二切腹_一候間、諸卒命之儀者、被_レ成_二御助_一候様に與雖_二申歎候_一、未_レ被_レ成_二御赦免_一候、猶石田治部少輔可_レ申候也、

七月五日

御朱印

伊東民部大輔とのへ

又淺野彈正忠方へも御音信あり、其時返狀に云、

一 關東在陣爲_二見廻_一預_二御使札_一候、殊更帷子五贈給候、遠路御懇意之段、別而令_二満足_一候、

一 此面之儀、當春三月廿九日、伊豆國山中城、爲_二中納信殿御手_一、即時被_レ攻崩、城主共外數千人被_二討捕_一候事、

一 以_二右之威_一敵端城悉明退、不_レ移_二時日_一小田原へ被_二押寄_一、則被_レ爲_二取卷_一候事、

一 拙者も奥關東仕置之事被_二仰付_一、四月廿六日に、小田原表罷立、武藏國上總國下總國常陸國下野國

上野國城々請取候事、

一 武州内岩付城北條十郎居城候、及_二異儀_一候間、則五月廿日押寄、拙者父子木村常陸岡本下野家康人數、爲_二右之衆_一即時乘崩、數千人討捕候、此城者關東にて一二ヶ所之名城候事、

一 武州内八王寺之城、北條陸奥守居城候、丈夫に雖_二相拘候_一、羽柴筑前守父子越後衆木村常陸山崎志摩守小笠原爲_二此衆_一、不_レ移_二時刻_一責崩、城内之者一人も不_レ殘被_二切捨_一候事、

一 拙者父子石田治部少輔眞田安房守關東侍佐竹宇都宮結城天徳寺水谷多賀谷爲_二此勢_一、唯今武州内押之城取卷、水攻に申付候、是又急可_二落去_一事、

一如_レ此之上者、關東八ヶ國出羽奥州、悉一遍に相澄候事、

一 奥州之伊達南部、其外小身成衆迄、不_レ殘出仕候事、

一 小田原儀者取卷比より、塀柵七重八重被_二仰付_一、此比者仕寄に而、城之堀きわに諸勢相付、堀を埋外城丸共數多被_二乗捕_一候事、

一 北條之儀、色々身命之佗言申上候得共、中々聞召

不_レ被_レ入候、小田原城内へ、關東八州之諸侍楯籠候之間、悉可_レ被_レ攻殺_一旨候、兎角落去不_レ可_レ有_レ程候、頓而可_レ爲_二歸陣_一候條、其節可_二申達_一候、

恐々謹言、

七月朔日

淺野彈正少長吉

伊東民部大輔殿御返報

三十六人逆徒追伐事

去ぬる丁亥の六月、祐兵主御入國以來、庚寅年迄に四ヶ年に及と云へ共、漸く翌年に及び、飢肥本城を請取安堵なれば、先諸人を手に付玉はんと、御憐愍を加られて、家風の形儀も睨と定め玉はす、依_二其遠近_一に分散せし譜代の士、十年に及島津風俗に馴初て、萬雅意に私の自由を申者共、多かりけり、今に至て召寄る侍も有、早速歸參せし者にも、人によりて御扶助なくて御暇玉はるも多かりき、然る間數輩談合しけるは、萬御奉公を致すと云共、一味同心して忠を遂へし、身の大事と成事有と云共、一方に一同し申披んなど、内談して、黨を結び血判をしたりける、敢三十人に餘、尙此上にも出來なんとそ沙汰有ける、其比曾井の事は、河崎權介在城なり、然所に彼談合人數の内より、兩人

密かに告知せける、義賢主を守護に可_レ然旨申合せ、惡逆を企由披露したり、依_レ其さらは先彼惡逆の頭人を尋楓して討罰し、殘黨の族をば押静め宜しかるへき旨にて、被_レ討頭人、

於_二田野梅谷_一被_レ討

漆野能登守

於_二志布志_一被_レ討

同名雅樂助

於_二曾井_一被_レ討

中村丹波助

於_二躬山_一被_レ討

同弟雅樂助

於_二加納_一被_レ討

中村官祇坊

於_二飢肥_一被_レ討

田瓜伊賀守

於_二酒田_一被_レ討

同名民部丞

彼七人を如_レ此誅伐し玉ひ、殘黨の輩をなためられしかとも同意せず、然間其旨窺_二御内意_一の所に、於_二其儀_一者早速腹を切せよと、已に御馬をむけらるゝに極りけり、曾井麓源藤の内に、初瀬山長命寺とて觀音堂有、是は日向全盛の時、尹祐主病にかされ玉ふ、其時曾井の地頭長倉伊賀守祐允か、西國二十三所順禮の願を立たりしか、老躰の故にや成就も不_レ叶、雲州の住侶六十六部の聖相瑜と云る佛師來れり、三十所尊形を石像に造らせて、彼聖を開基の大法師

となし、大永元年辛巳十二月廿四日に建立したる堂也、是を能籠り所と心懸、天正十八年庚寅八月廿八日に、卅六人の者共、彼堂に楯籠る、然間祐兵主大田引地と云る所に御馬を立玉ふ間、曾井は申に及ず、清武田野紫波須崎三所の者共馳集り、已に一戦に及びり、田野衆威徳山より彼堂を目下に見て、鐵炮をつるへ打に放しければ、籠りし者共迷惑し進えず、然共遁るへき道に非されは、命を輕し一時に切て出たり、寄手大勢の事なれば、八月卅日、一時か内に皆闇々と討果しけり、其人數を記すに、

- | | |
|---------|----------|
| 都甲伊賀守 | 同子藤七 |
| 同甥彌二郎 | 宮田内記 |
| 中村右馬助 | 同子孫二郎 |
| 中村喜右衛門尉 | 中村藤兵衛尉 |
| 中村伴左衛門尉 | 河野常陸介 |
| 外山助左衛門尉 | 濱田茂助 |
| 年見左衛門尉 | 同子弟千代 |
| 日那田瀬外記 | 海野是非介 |
| 村田權之丞 | 成合刑部左衛門尉 |
| 海老原平馬允 | 塵田采女正 |

兒島 奎右衛門尉 野村長門介
河野主馬允 平原伴五郎
右廿四人の者共を討捕り、殘十二人落失けり、其時寄手討死の人數には、

- | | |
|---------|---------|
| 川崎久右衛門尉 | 弓削内藏助 |
| 高野備後介 | 長友甚左衛門尉 |
| 奥野彌三郎 | 服部源藏 |
| 田代内藏助 | 長友市若 |
- 以上八人の討死なり、夫より祐兵主御任置有て御歸館なり、

日向記卷第十一

高麗御渡海并働事

天正十九年、太閤秀吉公朝鮮國御退治有へき旨思食立、九州の大小名に命して、肥前國名護屋御城を築かる、是に依て當家よりも人夫を出し玉ひて、同十二月中旬、御普請成就し、各上洛する所に、軍談究て、祐

兵主は毛利壹岐守を備頭として、高橋九郎、秋月三郎、伊東民部大輔、島津又七郎相備にて、手勢五百人を引率し、文祿三年三月、肥前國名護屋に相揃、渡海仕へき旨仰渡され、御暇を給つて則下國す、兼て嫡男熊太郎人質として上洛すへき旨上意に依て、文祿元年二月廿五日、生年四歳にして、飢肥發向して大坂に至り、樓の岸屋敷に住す、祐兵主は朝鮮渡海の支度調しかは、出陣有へきとて、一族には伊東三左衛門尉義賢、同小右衛門尉祐勝を始め、川崎權助、大内孫兵衛、飯田新右衛門、荒武左官、稻用宇右衛門、右松又左衛門、佐土原瀨兵衛、宮田二郎兵衛、長倉甚兵衛、松浦久兵衛、河崎又右衛門、落合九右兵衛門、佐土原六兵衛、小姓五人、伊東平右衛門、河崎大膳、大内甚吉、湯地兵吉、稻津少五郎、歩行士十人、肥田木圖書、壹岐與右衛門、長倉九郎右衛門、平部作内、長嶺作右衛門、川崎七右衛門、河崎勝兵衛、小さし物衆十人、外座間五人、道具者十人、鐵炮五十挺、旗十二本、内吹貫一本、弓二十張、長柄三十本、雜兵共に七百卅人引率し、馬印は金の鴨の穂なり、同三月朔日、飢肥を祐兵主御出馬有て清武へ御著、二日には御滞留有て、河崎駿河守

駄餉を儲く、三日に清武を御立財部へ御宿陣、路次の行列法度正しく被仰付、四日には山陰へ參陣、五日には御逗留にて、人馬の足をやすめられ、六日には高知尾の内三田井宿陣、七日肥後の高守、夫より八日山鹿一宿、三月十五日に、名護屋御着陣御滞留、日本の諸將、悉卯月十日比には不殘馳集る、卯月十二日辰刻、名護屋を先勢は出船す、打續き順風いと心よくして、翌朝壹岐の風本の湊に着岸有、夫より風替り、十日餘も逗留にて、卯月廿五日曉方、風少しなをりけるに、小西攝津守出船す、明過て小西か船の見えさるに驚き、諸將船を催すといへとも、日もたけ午の刻に成てを出しける、海上五六里過ける所に、又逆風吹來て、本の湊に漕返る、祐兵主船には兼て對州の者を案内者に乗せければ、兎角して住吉の迫戸に乘入玉ふ、夫より逆風にて滞留有、五月二日に、慶尙道の内釜山浦に、諸將共に着岸し玉ふ、先手小西攝津守、加藤主計頭、毛利壹岐守三方より押入玉ふ、五月五日に、黒田甲州、毛利壹岐守一組、彼兩手にて、セヒタンと云所にて撫切す、伊東民部大輔祐兵主手にも五十餘人を捕討る、夫より京畿道の都にいたり、先手は同十

日に打入、諸將皆悉十一日十二日の間に屯せり、廿日程の逗留にて評議有、江原道の内通川と云所に、祐兵主も諸將共に、都より發向して、令_ニ放火_一國中を押通る、同七月京畿道の都に出玉ふ、夫より又江原道内テルウンと申所を、伊東民部大輔陣所に定む、島津兵庫頭江原道の内金化と云所に陣所を定、其地に遷り堅固に守護なり、レンテンと云城より朝鮮人出て、島津陣所へも懸りけるに依て、働の用意をなすつれども、大河を隔しかは、遠矢計にて引退く、其後伊東民部大輔祐兵主彼大河を越、レンテンの城を乗落し、朝鮮人を追拂ひ、八十餘人討捕て競をなし、其日軍敗カ_配宮田又左衛門尉執行ひ凱歌を擧、テルウンに引退く、文祿元年三月廿六日、太閤秀吉公京都を御發向有て、四月十六日、肥前國名護屋に御着駕、祐兵主へ下賜御書に云、

急度被_ニ仰遣_一候、於_ニ京都_一被_ニ思召_一候者、名護屋に卅日も御座候て、先々えは人数をも被_レ遣、其上にて可_レ被_レ成_ニ御渡海_一と思食候得共、名護屋之御著座被_レ成候得者、片時も急御渡海有度候條、各手前船有次第、慥奉行相添、到_ニ名護屋_一可_ニ差越_一候、御自身

可_レ被_レ成_ニ御請取_一候、渡海之衆人数多少儀者、舟數にて可_ニ相見_一候條、荷物悉あけ置、商人舟迄手前持内相改可_ニ差越_一候、此時に候條、少も於_ニ由斷_一者、其曲有間敷候、委細安國寺西堂寺澤志摩守兩人に被_ニ仰含遣_一候、猶以各由斷にて、舟越候はすは、御直之船計にて、一萬二萬にても高麗え無_ニ御座_一、すくに大明國え可_レ有_ニ御座_一候條、八幡大菩薩各にこされましく候也、

卯月廿八日 御朱印

伊東民部大輔とのへ

同年秀吉公名護屋御在陣の節、當家中の鹿喰犬有_レ之由聞召れ、御朱印を以犬を召させらる、御朱印の寫、

伊藤民部少輔家中、鹿喰犬餘多有_レ之由被_レ及_ニ聞召_一候、然者御用候間、逸物之犬可_レ上_レ之候、民部少輔事、高麗在番之儀候間、面々令_ニ馳走_一、此方使者可_ニ相渡_一候、委細増田右衛門尉可_レ申候也、

十月二日 御朱印

伊藤民部少輔

留主居中

一祐兵主陣所へ、マテンと云朝鮮人懸へき企ある由相聞へしかは、却て此方よりマテン城に夜攻ありて追拂ひ、敵七百餘人討捕也、

一其後都奉行中より注進ありしは、シヤクテンと云城より、敵大勢出て諸陣にかゝり候間、島津兵庫頭伊東民部大輔兩手にて攻落し可_レ宜由云送、依_レ是攻支度ありしに、島津兵庫頭より同名右馬頭を使にて、伊東民部大輔へ被_レ申は、大明と日本との戦に、兩手の者過半損しては、重ての鍵成間敷條、先攻る事無用也とありし故に延引す、

一島津陣所は内輪なり、伊東陣所は先手にて有しかは、度々シヤクテンより掛る間、伊東一手にて、同年の十月十八日に夜掛をし、彼シヤクテンを追拂、敵千人に及討捕、其上朝鮮國にて三人の大將の内觀察使を討捕なり、此日荒武左官討死、此外手負十五人、皆敵伐捨にて引退所に、奉行より云送るは、レンテンサクテン兩城を追拂ひ、大將觀察使を討取由風聞す、急き彼頸都へ登せよとの使なり、夜掛にて伐捨に及間、彼觀察使頸不_ニ相知_一故に、落合九右衛門尉、河崎又右衛門尉兩人を大將にて、足輕七十人召列、シヤクネン

に馳向ひ、唐人十一人捕へて成敗を加へて尋けれ共、敢彼頸の有所を不_レ謂、一人に成て白狀せり、然間彼戸を掘出し、則觀察使頸を取て都へ上せ玉ふ、其譽輕からず、彼觀察使頸都中臺門に梟せられけるに、其前を通る朝鮮人、皆三拜をなしけるとかや、文祿元年、重陽の御祝儀のため御小袖献上、同歳暮にも献上、其時の御書に云、

爲_ニ重陽祝儀_一小袖二到來、怡思食候、其表永々在陣、辛勞不及_ニ是非_一候、尙石田治部少輔可_レ申候也、

九月八日 御朱印

伊藤民部大輔とのへ

爲_ニ歳暮之祝儀_一小袖二到來之、遠路悦思召候、猶安藝法印可_レ申候也、

極月廿八日 御朱印

伊藤民部大輔とのへ

右重陽歳暮の儀は、朝鮮在陣中、年々献上有_レ之、御書被_ニ成下_一といへども、御文言皆同し故に記さず、文祿二年、淺野彈正少弼朝鮮國へ渡海に依て、押付秀吉公御渡海可_レ被_レ成由にて、船之儀仰下さる、御書に云、

就レ被レ差ニ遣淺野彈正被レ仰出候、
一船相揃次第、可レ被レ成ニ御渡海候條、高麗有レ之
舟共儀は不レ及レ申、面々在所え茂申遣、此時候間、
舟數有レ之様、入情可有ニ馳走候、於ニ名護屋可レ被
爲ニ請取、一艘茂多程可爲ニ手柄候、然者一手々々
組々を仕、慥成奉行相副、彈正相加、奉行名護屋え
可ニ差越事、

一各兵糧事、多貯候程可爲ニ手柄候、左候而兵糧
無レ之候を、所持候様申成、下々迷惑させ候者、可
レ爲下ニ相届儀候、然者何迄之兵糧有レ之通指ニ日
限、人數茂各如在にては有間敷候條、當分軍役程無
レ之候得共、不レ苦候條、有次第相改、一札を出、兵糧
手寄々々にて可ニ請取事、

一猶以舟到來次第、被レ成ニ御渡海、御仕置爲レ可
被ニ仰付候間、彌以不レ可レ有ニ由斷候、委細淺野彈
正少弼可レ申候也、

二月九日

御朱印

秋月三郎とのへ

高橋九郎とのへ

伊藤民部少輔とのへ

同年朝鮮の細工人を撰ひ舉へき旨仰出さる、御書に
云、
熊被ニ仰出候、朝鮮人捕置候内、細工仕者并ぬいけ
ん手のき、候女於レ有レ之者、可ニ進上候、可レ被
召ニ仕御用候、家中相改可ニ越置候也、
十一月廿九日 御朱印

伊東民部大輔とのへ

一祐兵主は、テルウンに在陣の内、大内甚吉湯池兵吉
兩人討死しけり、翌文祿二年癸巳正月、三奉行より廻
文にて都へ出させ玉ふ、島津兵庫頭同前なり、
一伊東祐兵主都より一里ある松山と云城へ、中國衆
居られけるを除玉ひ、同年の二月より、松山へ在陣
也、此節馬料盡て難儀に及ふ、因レ茲祐兵主假屋原甚
右衛門尉滿次を呼仰けるは、昨日島津又次郎家中の
者、大豆求めに出るといへども、唐人多人數出て、半
弓を以て射たて是を追故、手負數人出来、空く陣屋に
返る由聞、汝才覺を以いかたをくみ、モクソ川を渡
し、大豆を求めて返るへし、警固のため鐵炮足輕十五人
指添らる、由なり、假屋原難儀の事とは思ひけれと
も、辭すへき様もなく陣屋を出、モクソ川を渡し、大

豆貳十五石を得、其上テルマカクセイの郷民等十八
人を捕へて返るとなり、島津兵庫頭も、二月金化の地
を開陣して、慶尙道の内巨濟と云島に在番せらる、
一祐兵主朝鮮國楚天在陣の節、兵糧既に盡んとす、假
屋原甚右衛門を呼玉ひ、爾才覺すへき由仰ければ、甚
右衛門警固足輕十人召列、田里に出、人跡山林見廻り
しに、隠し置たる窠と見えて、怪き所有けるを掘て見
れば、穴藏三つ有、假屋原大に悦ひ、大小豆大小麥堀
出し、馬を求め百駄に付て飯るとなり、

一祐兵主清館御在陣の時、蔚山へ士卒を船にのせ、鴨
狩に遣し玉ひけるに、伊東平右衛門家僕一人曾我彌三
郎同道にて、三人奥深く遊獵す、假屋原甚右衛門中途
に於て行逢ぬ、甚右衛門平右衛門に向て申けるは、無
人にて奥深く入玉は、伏兵起て難儀たるへし、早返
り玉へと申けれども、平右衛門血氣盛なる若武者な
れば、何程の事か有へき、其方もきたれとて行過る
故、假屋原見捨かたく、同遊獵する所に、案の如く韓
人三十人餘起て、半弓を以て射立けり、多人數にかけ
合へき方便もなければ、引取んとする所に、彌三郎は
類に放れて早く討れぬ、平右衛門家僕假屋原三人は、

相放れず引退くといへども、きひしく追來るにより、
道の邊の少し岸立る所の有けるを後楯とし、よせき
たる韓人を切拂事三四度にをよひしかは、討取かた
しとや思ひけん、ひるむ色の見へける故、三人一度に
切て出追拂ぬ、此時平右衛門二ヶ所、家僕三ヶ所、假屋
原六ヶ所痛手を負ふ、平右衛門主従は深手なりけれ
は、歩行叶ひかたく見へけるに、韓人射捨し半弓を以
て手輿とし是にのせ、船先に到て歸陣す、祐兵主聞玉
ひ、假屋原働を以て平右衛門危き命を助けぬとて、肥
田木傳右衛門を御使にて、備前祐定の御刀を褒美に
玉りけり、

一コモウと云城へ、朝鮮人出て陣を取、日本の諸勢差
揃攻らるゝと云へども、大河を隔落城なければ、其後
は島津伊東兩家にて攻落すへしとの事なり、然る間
當家より物見をコモウの城に遣すといへども、かへ
る事なければ、祐兵主自身もの見に出玉ふ、しかるに
朝鮮人退くと見玉ひて、則伊東勢一手にて城の野筋
よりのり入、敵三百人討取ひき退く、夫より陣を引
釜山浦の内熊川と云城へ御在陣をなされけるなり、
一釜山浦より左に付全羅道赤國あり、守護は木曾判

官チンシユの城主たり、加藤主計頭は江原道、小西攝津守平安道にありしか、跡は木曾か國より一揆蜂起し、釜山浦と都との通路を妨る間、細川越中守、長谷川藤五郎、木村常陸守、小野木縫殿助、牧野兵部大輔、糟屋内膳正、大田飛騨守、青山修理亮、岡村下野守、都合一萬三千餘騎にて、チンシユの城を攻取へき旨に任せ、各發向して、六月八日に陣を堅めて評議有、同十一日早旦より攻といへとも、其功不_レ成、同十二日未明、チャワンに至て歸陣す、右旨秀吉公被_二聞召_一、以外御立腹有しかは、六月廿一日の夜、備前中納言陣所へ各參會して軍談の上、日本の諸將に觸廻し、六月廿四日、チンシユ表に諸勢著陣して、同廿七日より攻けるか、同廿八日に彼城を乗落し、二萬五千餘人討取り、祐兵主もヒランと云在所より、島津又七郎同前に出陣にて相戦ひ、數百人討取なり、

一豊後大友敗軍に付て、文祿二年五月御改易、豊後國は御倉入たるへき旨仰出さる、所に、百姓盡く逃散の旨披露に及ひしかは、伊東留主居の者に被_二成下_一御朱印、

豊後國事、今度御藏入被_二仰付_一候、然處に百姓遁走

之由被_二聞食_一候、沙汰之限曲事に候、急度可_二還住_一之旨申付、送候而可_レ返候、實々不_二立歸_一に付候而者、其百姓之事者不_レ及_レ申、拘置候在所共に可_レ被_レ加_二御成敗_一候、此旨分領中堅可_二申觸_一候、不_レ可_二油斷_一候、猶山口玄蕃頭可_レ申候也、

六月廿日 御朱印

日向國伊東民部大輔留守居中

右の旨に任せ、領内僉議を遂る處に、豊後の百姓等數人逃來る者有_レ之に依て、本所へ送り届けり、文祿二年七月、赤國へ可_レ働由、秀吉公より仰下さる、御書に云、

將又帷子一、道服一被_レ下候也、

永々在番辛勞思食候、仍赤國動之儀、最前如_レ被_二仰出_一、各令_二相談_一、先々見計入情、彌無_二由斷_一可_二申付_一候、猶松井藤助、竹中貞右衛門可_レ申候也、

七月十日 御朱印

伊藤民部大輔とのへ

文祿二年九月、秀吉公肥前名護屋に於て、御遊獵のため成下さる、御書に云、

於_二日向國分領中、鶴白鳥鴈鴨其外諸鳥、如_二去年_一

以_二鐵炮_一討_レ之、又者獵師等申付、鳥共可_レ進_二上_一之候、他所如_レ此被_二仰付_一候者、御鷹場被_二留置_一候所え、諸鳥可_二集來_一間、入情可_二申付_一候、猶山中山城守可_レ申候也、

九月十六日 御朱印

伊藤民部大輔とのへ

一大明より朝鮮國の急難を救はんか爲に、李郎耶爺カ硯郎耶兩將軍、百萬騎の勢を引率し出張す、然以來日本勢と大明人との書簡數ヶ度に及し時、伊東三左衛門尉義賢主豊後浪人以來、文の道をも學ひ玉ひ、殊能書たる故、三奉行衆も兼て聞召及はれ、書簡の讀解難き砌は、彼義賢を召出されて、諸事懇なりけるとかや、文祿二年癸巳六月十四日、河崎權助病死す、是に依て其追善とて義賢、

生涯はつかに三十年の春秋を送り、君か爲に身を海岸に抛、其名を高麗我國の間にと、む、形は千山一片の雲と成て消、跡はわか成草の陰に、野狐の聲すさましく、しるし計成淺茅か原に、あちきなくつらき嵐の音すみて、紅涙袂をひたし、同じ世に有し時は、親子兄弟のをもひをなし、わか手枕を

かしなから、かれが袂をかた敷そ、なれあひたる甲斐もなく、をくれさきたつならひとて、末葉にのこる露の身の、なからへてあたし命なり、看々山下路頭景、柳は自緑分華はをのつから紅なれば、其風にまかする一葉の船の、よるへはついの湊成へし、友なひしその面かけもまほろしも

とへとこたへぬ淺茅生の本

病中いと、惡筆にて

釜山浦を出船し玉ひけるに、義賢對馬より壹岐に渡り玉ふ船中にて、同七月廿一日、二十七歳にして逝去なり、則壹岐の風本に到り、長徳寺送葬す、法名罷山全体と號す、尤惜き人をと云あへり、或時義賢入江の柳に鶯の囀りしに、船を留めて讀玉ひける歌に、

江に立る柳の糸はさもなくして行舟繫く鶯の聲

舍弟小右衛門尉祐勝も病氣にをはしければ、先達て歸朝し玉はんとて、釜山浦を出船有しに、難風に離され、石見國賓重と云所に着船し玉ひけるか、快氣を得ずして、六月十四日、二十四歳にして逝去なり、文祿二年、秀吉公より下し賜る御書に云、

小西攝津守任_二到來_一、被_レ成_二御朱印_一候、其地在番永

永辛勞共候、彌普請番等無油斷可申付候、大明隨返答、來年御人數被指遣、急度可被仰付候、可成其意候、尙山中山城守可申候也、

卯月十六日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

同年朝鮮へ、熊谷半二、水野久右衛門を相渡さる、其時御帷子下し賜る、御書に云、

永々在陣、辛勞不_レ被_レ及_ニ是非_ニ候、仍而帷子一被_レ下候、令_レ著彌可_レ入_レ精候、就_レ其御仕置等之儀、以_ニ御一書_ニ被_ニ仰遣_ニ候、猶熊谷半二水野久右衛門可_レ申候也、

五月一日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

右御一書の寫

大明日本和平相定條々

一 天地不_レ替間者、不_レ可有_ニ相違_ニと於_ニ契約_ニ者、大明皇帝之姬宮を、日本帝王の后に可_ニ相渡_ニ由可_ニ申達_ニ事、

一 勘合船之儀可_ニ申談_ニ事、

一 大明日本武官大臣、誓紙可_ニ取替_ニ事、

一 朝鮮國之儀、先勢罷越、悉申付候條、此上は經二年月、民百姓以下靜謐之様、彌人數を遣可_レ被_ニ仰付_ニ候、今度大明へ被_ニ仰遣_ニ候條數於_ニ相極_ニ者、朝鮮の儀者、雖_ニ相不_レ届候、大明にめいしられすは、最前一禮をも申上候條、朝鮮都に付而、四ヶ道是を可_レ被_ニ遣候、右王子一人并大臣可_ニ相渡_ニ事、

一 最前擒し王子二人之儀、下々之者に不_レ有候條、無事に相構、四人として請取、只今沈惟敬相添、朝鮮へ可_レ返事、

一 朝鮮國家老之者、永代相違有間敷との誓紙之事、右の趣大明勅使に可_ニ申渡_ニ事、

一 晋州牧使城取卷、仕寄築山申付、手間負_ニ無_レ之様に令_ニ覺悟_ニ、如何にも丈夫に、一人も不_レ殘可_ニ討果_ニ事、

一 於_ニ其上_ニ赤國へ相働、可_レ致_ニ成敗_ニ事、

一 赤國成敗の上而、右前々之城相拵、依_ニ人數之多少_ニ、城之大小隨_ニ見計_ニ、夫々に可_レ被_ニ持事、

一 中國衆并隆景四國衆、船手之者共之事、九州衆外に而候間、釜山浦熊浦其近邊に可_レ然事、

一 兵糧藏之事、其城持應_ニ人數に_ニ相定可_ニ入置_ニ事、

一 鹽噲右同前之事、

一 鐵炮玉藥藏、可_レ爲_ニ同前_ニ事、

一 自然大明國必定御侘言申上候と云共、無_ニ油斷_ニ右之通可_ニ申付、來年名護屋へ被_レ成_ニ有付、可_レ被_ニ仰付_ニ事、

一 仕置等於_ニ被_ニ相濟_ニ上、備前宰相事、名護屋可_レ爲_ニ在城_ニ事、付壹岐對馬には、御馬廻在番被_ニ仰付_ニ事、

一 猶以様林委曲、熊谷内藏丞、水野理玖イ左衛門兩人に被_ニ仰合_ニ候事、

文祿二年五月朔日

秀吉公御朱印

淺野彈正少弼殿

黒田勘解由入道如水殿

増田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

大谷刑部少輔殿

文祿二年、大明和議を催さる、といへとも、實否未窮まらず、是に依て被_ニ成下_ニ御書に云、

猶以、態御使者可_レ被_ニ遣所、岡田相越候條、具被_ニ仰合_ニ候間、能々可_ニ承届_ニ候也、

其方手前居城普請等之儀、度々如_ニ被_ニ仰遣_ニ候、彌入念丈夫可_ニ申付_ニ候、大明無事之儀、惣別正儀不_レ被_ニ思召_ニに付而、城々被_ニ仰付_ニ、各在番候、九州同前に令_ニ覺悟_ニ、有付可_レ有_レ之候、東國北國之者共令_ニ在洛_ニ、普請等任儀掟候得者、其地者心安儀候、重而諸勢渡海之儀被_ニ仰付_ニ、赤國を始、可_レ被_ニ加_ニ御成敗_ニ候、於_ニ其上_ニ大明御侘言申上候は、隨_レ其可_レ被_ニ仰出_ニ候條、彌不_レ可有_ニ油斷_ニ候、猶増田右衛門尉、石田治部少輔可_レ申候也、

九月廿三日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

同年、高麗鷹献上、是に依て成下さる御書に云、

高麗鷹二羽到來、悅思食候、遠路入念、無_ニ異儀_ニ着岸候、猶石田木工頭可_レ申候也、

十一月十八日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

文祿二年十二月、秀吉公朝鮮在陣の軍勢、大勢は三分一、小勢は半分在陣せしめ、交々國許へ是を遣し、用事相達すへき旨、御朱印到來す、其文に云、

長々在番辛勞至候、番普請等無_ニ油斷_ニ旨、被_ニ聞召

届候、寒天時分加養生、勇健之儀干用候、多人數
手前三分一、小勢者半分令在陣、下々替々本國の
用所可爲相叶候、明後年關白殿先名護屋迄動座
に而、筑前中納言、備前中納言令渡海、行之儀可
被仰付候、其刻人數令奔走、別而可抽粉骨
候、來春早々御兵糧米可被差渡候、猶淺野彈正
少弼、中山城守可申候也、

十二月廿日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

右御書本會陣以後、西生浦へ、毛利壹岐守同前に、祐兵
主在城す、其砌頂戴し玉ひ、軍士を交代にす、先陣は
十二月下旬歸國に趣き、後陣はセイクハン在陣の時
參着せり、文祿三年、秀吉公長陣の苦勞を思召、御小
袖を下し賜る、御書に云、

其表長々在番、辛勞不被及是非候、仍小袖一被
下候、猶毛利豐前守、平野新八可申候也、

正月十六日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

同年、秀吉公へ鶴五鹿皮三拾枚献上、是に依て御朱印
を下し玉ふ、其文に云、

爲音信、鶴五鹿革三拾枚到來、悦思食候、永々高麗
在陣辛勞候、猶石田治部少輔可申候也、

二月廿四日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

同年、奉公人在所へ欠落仕に於ては、御成敗なさるへ
旨仰下さる、御書に云、

各在高麗奉公人之上下共走、日本え於相越者、聞
付次第成敗可仕候、自然拘置、何角違亂之輩有之
者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶淺
野彈正少弼、稻葉兵庫頭可申候也、

五月三日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

同年、在番の苦勞を謝し玉はんかため、又は城普請等
之趣を聞し召されて成下さる、御書に云、

其表之儀、普請以下丈夫出來由被聞召候、置兵
糧等事、最前被仰出候、博多より取寄候哉、藏
念を入可詰置候、將亦此程少雖煩敷候、透と被
成御快氣候、不可有氣遣候也、

七月十七日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

上玉ふ、其時御内書に云、

虎一ヶ到來之、悦思食候、先度雉子、彼此切々之儀
候、猶石田治部少輔可申候也、

二月十五日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

文祿四年、朝鮮雛育の雉子は献上し玉ふ、其時下し
賜る御朱印に云、

朝鮮雉子之雛育二羽到來之、自愛悦思食候、猶石田
治部少輔可申候也、

正月十七日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

又福島左衛門大夫番替りとして渡海につき、成下さ
る御書、

爲番替、福島左衛門大夫被差遣候條、被仰出
候、其城普請等丈夫申付、小勢にても相拘候様令
覺悟候而、心安可有在番候、不可油斷候、兵
糧之儀、當春又追々被遣事候、得其意萬可入
情候、永々辛勞共候、猶福島左衛門大夫可申候
也、

二月廿八日

御朱印

右同年、垣見彌五郎、熊谷半次朝鮮へ相越るに依て、
秀吉公より下し賜る御書に云、
其地永々在陣、殊寒天之時分、辛勞察思食候、仍小
袖一被下候、然者來春被成御渡海、一揆原撫切
被仰付、可屬平均候、其以前卒爾之動無之、城
堅相拘、兵糧之蓄可仕候、尙垣見彌五郎、熊谷半次
可申候也、

十一月十日

秀吉御朱印

伊藤民部大輔とのへ

一西生浦ヨクセイクワンと云城、毛利壹岐守同前に、
祐兵主御在陣の刻、比は文祿四年乙未正月十四日、鷹
野に立出玉ひし時、虎一追出しける所に、佐土原甚平
射留たり、依之荒武主計助を使者として、秀吉公へ

爲當番手相殘之儀、打續辛勞到候、其元之様子體
被聞召届候、委曲岡田勝五郎被仰合候、今度恐
劇、是又具可相達候、彌屬靜謐候、不可有氣
遣候、猶増田右衛門、石田治部少輔、中山城守可
申候也、

八月廿八日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

伊藤民部大輔とのへ
同年六月、御道服帷子を下し賜る、御書並に兵糧の儀
仰下さる、御書兩通の寫、

永々在陣辛勞候、此時候間、尙以可抽粉骨事肝
要候、隨而御道服帷子被下候、委細石田増田大谷
可申候也、

六月二日

秀吉御朱印

伊藤民部大輔とのへ

朝鮮四ヶ所城被籠置候兵糧之事、爲其城主、當
米入替可置候、來年御人數被差渡、可有御成
敗候間、其節諸勢御兵糧可被下候條、可得其
意候、猶寺澤志摩守可申候也、

九月十日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

其國長々在番之儀、苦勞不被及是非候、此比彌
靜謐之由尤候也、

十一月四日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

一文祿四年、秀吉公大明再使延引に依て、釜山浦近邊
廿四ヶ所の城兵、徒に月日を送るに依て、長束大藏、

木下半介を差越れ下知を加へらる、其時祐兵主へ下
賜御朱印に云、

各事自最前毛利壹岐守申談、一手可相勤由被
仰付候、今以前前之條、手成能様、諸事壹岐守申次
第可隨其候、來春三月、必被成御渡海、一揆悉
被加御成敗、御仕置可被仰付之條、其中卒爾
働有之間敷候、兵糧善城々堅固相拘、御渡海可相
待候、猶長束大藏大輔、木下半介可申候也、

十二月十六日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

緋并鱈献上、是に依て成下さる御書、

緋五桶鱈百到來之、遠路入念悦思召候、猶石田治部
少輔可申候也、

十二月廿一日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

又翌慶長元年正月、美濃部四郎三郎、山城小齋次差越
に付て、成下さる御書に云、

其表爲見廻、美濃部四郎三郎、山城小齋次被差
遣候、長々在番辛勞、不被及是非候、殊普請以
下丈夫に申付、番等無油斷趣被聞召届候、就

其人數兵糧等相改可申越候、猶以兵糧常春船數
相揃、追々渡海之儀被仰出候條、可得其意候、
將又小袖一被下候、猶兩人可申候也、

正月廿八日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

右四郎三郎小才次歸朝に及て、在番の苦勞を言上申
されければ、重て御朱印下賜、

美濃部四郎三郎、山城小才次令歸朝、其地之様子
具被聞召届候間、番普請等無油斷之旨辛勞候、
然者人數之儀、家來番代申付、如御掟可_二在番
候、知行所務以下入念、兵糧無斷絶様可_二相嗜
候、被_レ越置御藏米、無_二手付御藏に可_二入置候、
少茂召遣候者可_レ爲_二曲事、但古米に不成様入替、
於_二員數者無_二相違様に堅可_二申付候、猶淺野彈
正少弼、山中山城守可_レ申候也、

五月十九日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

慶長二年正月、大明の和議調はすして、加藤主計頭、
小西攝津守朝鮮に渡海す、是に依て御備書并御條目
成下さる寫、

御條目

- 一 先手働之儀、加藤主計頭、小西攝津守閣取之上、
- 二 日替りたるへし、非番は二番目に可_二相備事、
- 一 三番目黒田甲斐守、毛利壹岐守、島津又七郎、高
橋九郎、秋月三郎、伊東民部大輔、相良宮内大輔可_二
相備事、
- 一 四番鍋島加賀守、同信濃守、
- 一 五番羽柴薩摩侍從、
- 一 六番羽柴土佐侍從、藤堂佐渡守、池田伊豫守、加
藤左馬介、來島出雲守、中川修理大夫、菅平右衛
門、
- 一 七番蜂須賀阿波守、生駒讚岐守、脇坂中務少輔、
- 一 八番安藝宰相、備前中納言、此兩人どうせいかは
りかはりたるへき事、
- 一 釜山浦城筑前中納言、御目付太田小源五在番仕、
- 先手之注進無_二油斷可_レ仕事、
- 一 アンゴウライの城羽柴柳川侍從在番、
- 一 カトクの城高橋主膳、筑紫上野介在番、
- 一 竹島の城羽柴久留目侍從在番、

一セツカイの城淺野左京大夫在番、
 一先手之衆爲御目付、毛利豊後守、竹中源助、垣見和泉守、毛利民部大輔、早川主馬首、熊谷内藏丞、此六人被仰付候間、任誓紙旨、惣様勸之儀、日記を相付候て、善惡ともに見かくし聞かくさず、日々に可令注進事、
 一諸事カウライにての様躰、七人より御注進申上儀、正意にさせらるへき旨被仰聞候條、存其旨、縦縁者親類知音たりと云共、ひきへんばなく、有様に可注進事、
 一先手働等之儀、各以相談之上、多分に付可隨候、ぬけかけは一人二人として申破候は、可爲曲事之事、
 一於何方も野陣たるへき事、
 一赤國不殘悉一篇に成敗申付、青國其外之儀者、可成程可相働事、
 一舟手之働入候時者、藤堂佐渡守、加藤左馬介、脇坂中務少輔兩三人申次第、四國衆菅平右衛門并諸手之警固舟共可相働事、
 一右働相濟上を以、仕置に城々所柄之儀、各見及多

分に付て、城主を定、即普請等之儀、爲歸朝之衆、令割府、丈夫可申付事、
 一右七人之者共に、七枚起請をか、させられ、諸事有様之躰可申上旨被仰付候條、忠功之者には可被加御褒美候、自然背御法度族有之者、右七人申次第、不寄誰々、八幡大菩薩可被加御成敗候條、得其意不可油斷事、
 一自然大明國者共、朝鮮都より五日路も六日路も、大軍にて罷出於陣取者、各令談合、無用捨可令注進候、御馬廻迄にて一騎かけに被成、御渡海即時被討果、大明國迄可被仰付事案之内に候條、於油斷者可爲越度事、
 慶長二年二月廿一日 御朱印
 慶長二年丁酉、島津兵庫頭加徳島に在番、安骨津には毛利壹岐守一手在番也、此時番船出で、唐島表に三百餘艘はかり釜山浦邊に浮び出、日本の往還をさへきらんと催す、是によりて諸將船にて番船を破らんとの評議なり、陸は島津の請取也、民部大輔は大小偃三艘にて動玉ふ、七月十四日の夜半より其催をなし、十五日の未時迄に一戦に及ふなり、一番乗加藤左馬

助二番伊東民部大輔二艘伐捕得勝利、三番藤堂佐渡守、其時祐兵主御座船にも、半弓矢數七百卅射立たり、去共手負四五人に過す、其時長倉加賀右衛門尉打死なり、慶長二年八月、大明人出張に於ては、秀吉公御自身御渡海なさるへき由仰下さる、御書に云、
 先書如被仰遣候、大明國人數、自朝鮮都五六日地茂此方え罷出於陣取者、懸留對陣を取、急度可令注進候、此方御留守之儀者、秀頼え江戸内府、加賀大納言、越後中納言兩三人被付置、其外御人數者、從御跡追々可相越之由被仰付、御自身廿騎三十騎にて被懸付、被成御渡海、即時被討果、大明國迄可被仰付候條、其中聊爾之働不可仕候、先年可被成御渡海、思食、既御馬迄釜山浦え雖被遣、各依相留無其儀、于今御無念思召候、此度之儀者、注進次第可被成御渡海候、先書御誓言之趣、少茂不可有相違候、然者各船共、有次第爲御迎、右注進御返事不相待、到名護屋、可差越候、此方より名護屋迄之間、浦泊々早船次馬早被立置候條、海陸共不移時日、可爲御着座候間、得其意不可有油斷

候、猶大島茂兵衛、友松次右衛門可申候也、
 八月十四日 御朱印
 中川修理大夫とのへ
 秋月三郎とのへ
 伊藤民部大輔とのへ
 島津又七郎とのへ
 高橋九郎とのへ
 相良宮内少輔とのへ
 慶長二年、唐島の番船悉攻平、野陣に有の間、奥入の催し有、七月廿八日固城に渡り、泗川昆陽河東等を経て、全羅道赤國南原と云る大城近く、八月十二日、日本の諸將十萬騎を率して進寄、彼城には江南の大軍數十萬騎にて警衛す、同十三日此城を圍て、同十五日夜責崩し、伊東一手にも切捨千人餘實檢に及、日本の都迄渡す、名ある首十七の馘持せ、同十六日秀吉公へ注進申上しかは、則祐兵主へ御感狀を下し賜ふ、
 八月十六日之注進狀、被加披見候、赤國之内南原之城、大明人楯籠に付而、十三日に取巻致仕寄を、同十五日之夜責崩、其方手前首數十七討捕之旨候、即鼻到來、粉骨之至候、最前番船伐捕、度々手柄

無_二比類_一候、彌先々動之儀申談、丈夫に可_二申付_一事
肝要候、猶増田右衛門尉、長東大藏大輔、德善院、石
田治部少輔可_レ申候也、

九月十三日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

同年在陣苦勞の段、且亦虎皮献上につき、成下さる御
書、

其表長々在陣苦勞、晝夜入念堅固申付之趣、具被_二
聞召届_一候、大明國可_レ被_二仰付_一事、不可_レ有_レ程候
間、彌無_二油斷_一儀專_一候、猶毛利壹岐守可_レ申候也、

九月十八日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

爲_二音信_一虎皮一枚到來、悦思食候、息熊太郎細々御
目見候條、不可_レ有_二機遣_一候、猶石田治部少輔可_レ
申候也、

十月十四日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

南原の城を責破て後、直に赤國の都金州に發向し玉
ひけれ共、南原落城を聞て、敵兵悉く退散す、依_レ是其
城を割捨、後忠清道青國迄入玉ひ、又全羅道海南と云

る地に進みて後、諸將皆泗川の古城に押入て、海邊に
新城を築、島津方に渡し、諸將皆二十町計引退屯する
所、加藤主計頭蔚山の地に、大明の大軍五十萬騎襲ひ
來て、窮困の由を聞て、諸將悉く十二月廿九日より進
發して、蔚山をすくわんとす、翌慶長三年戊戌正月三
日夜、江南人敗北するに依て、面々陣所に引退く、此
旨注進に及ひしかば、秀吉公より下賜る御書に云、
猶以、寒天之刻、辛勞不_レ及_二是非_一候、就_レ其小袖
一、道服一被_レ遣_レ之候、可_レ令_二着用_一候、委細寺澤
志摩守可_レ申候也、
今度大明人蔚山え取懸之由就_二注進_一、爲_二後卷_一雖_二
押出候、敵引退由候、自_二此方_一茂安藝中納言、増田
右衛門尉、因幡但馬大和紀伊國衆九鬼父子等、可_二
罷立旨雖_一被_二仰付_一候、右之分に候間、不_レ及_二是非_一
候、然者仕置之城々、普請彌丈夫に申付、兵糧玉藥
澤山に籠置、少茂無_二氣遣_一様可_レ被_二覺悟_一候、歸朝
之者共者、彌敵之様子聞届、其上普請申付候てよ
り、可_レ致_二歸朝_一之由被_二仰遣_一候條、可_レ成_二其意_一
候、猶増田右衛門尉、德善院、長東大藏大輔可_レ申候
也、

正月十七日

御朱印

伊藤民部大輔とのへ

一祐兵主酉年十二月廿二日比、安哈良より豊前の國黒
田如水翁へ、宮川甚右衛門を使節として、用事の旨趣
仰含られ遣さる、進物は鴈二羽、由地以益老へ鹿皮十
枚なり、甚右衛門豊前に到り、右進物さし出し、用事
の旨趣申上る、如水翁逢玉ひて、よき時分参りたり、
態と使者を以て仰通せらるへきと思食由にて、御前
近くめされ、太閣様事の外よはく成せられ候、其上天
下に恠異度々これ有、若亂世に成候は、祐兵主小身
にて家を立て玉はん事心元なし、片時もはやく島津
へ申談せられ、縁邊を組れ候か、又は入魂の契約をな
し、神文を被_二取替_一候事可_レ然候、此段朝鮮へ早々罷
かへり可_二申達_一との仰なり、甚右衛門かしこまり、急
き船を出し、正月八日安哈良にかへり、御返答一通を
申上、隱密の御口上有_レ之由申ければ、御前伺候の小
姓とも引退し故、島津御入魂可_レ然趣巨細申上る、其
比島津はカトクへ在陣ゆへ、祐兵主彼陣へ御出なさ
れ、御入魂のわけ仰談せられ、たかひに神文を御取か
わし、夫より御入魂なりけるとかや、

一釜山浦城御在番の時、大將毛利壹岐守門外にて、當
家の輩喧嘩を仕出し、毛利の者とも大勢にて、祐兵主
船手の者を海に追籠由注進す、是に依て先一番に落
合九右衛門尉、宮田久左衛門尉、平賀喜左衛門尉、其
外は足輕にて鍵を合す、其時田爪勝左衛門尉、大脇孫
市、高橋與五郎討死せり、夫より河崎大膳亮、今井淺
之助、右松市右衛門尉、北原彌五右衛門尉、長倉九郎
右衛門尉、落合市兵衛尉、猪俣亦左衛門尉、右松内匠、
阿萬小傳次、安井相右衛門尉、川越空左衛門尉、山下
彌九郎、松井五郎兵衛尉、佐土原六兵衛尉、布施次介
大勢にて鍵を合せ、毛利内小谷又右衛門尉を始め、大
勢海に追入、石田九郎右衛門尉に痛手を負せ、當家の
者も數十人手負出來ぬ、其時落合九右衛門嫡子小辨
と云し者は、其年十六歳にして、容顏美麗なり、祐兵
主の兒姓に側に有けるか、喧嘩の注進を聞て懸續き、
一文字に切て掛る、毛利家の侍何某弓取て矢をはけ、
既に放んとしけるか、其幼年にして勇猛なるをや感
しけん、亦美麗なるを惜みけるか、放すへき矢を以て
大地を射、小辨か姓名を呼はり、美稱して退きぬ、寺
澤志摩守、島津又七郎、相良左兵衛三大將中に入せ

玉ひ、和睦となりぬ、右の小辨は元來勇士なりけるにや、或時祐兵主の目の前にて敵を討取、無二比類一働なりければ、若年と云ひ手柄と云ひ、一廉御褒美賜るへしと、近習外様の者も思ひけるに、其沙汰なし、是に依て其趣を祐兵主へ申上しかば、祐兵主被_レ仰けるは、褒美を遣すへき事定れる法也、然れども彼者若輩にして勇氣餘有、今褒美を與ふるならば、重て必定討死すへしと思ひて、其沙汰に及はずとて、後に其事となく御脇指を賜りけるとなん、元服の後落合淺之助と號して、日州宮崎合戦の節も譽有けるとなり、一同在番の時、江南人大勢競來て、釜山浦を取卷時、七人の大將より三十人宛被_レ差出_二相防_一く、祐兵主手より稻津掃部助を大將にて相戦、江南人三人討捕、借屋原運平、吉野二郎三郎討死なり、江南人もそれより引退、

一德永式部卿法印、宮木長二郎上使として、御朱印を持參し、朝鮮國に渡り諸將達して、同十一月十五日を限りに、歸朝のともつなをとくへしと有、其時の御内書に云、

其表爲_二見舞_一德永式部卿法印、宮木長二郎兩人被_レ

差越_二候_一、長々在番辛勞之至候、仍道服拾被_レ遣_レ之候、猶奉行衆年寄共方より可_レ申候也、

八月廿五日 御朱印

伊藤民部大夫とのへ

一上使の言の如く諸將に約し、慶長三年戊戌霜月十五日より、歸帆の御觸にて、同廿四日未明より、釜山浦を出船有、同廿五日に對州に着岸し、同廿六日に壹岐の風本に着、十二月筑前國博多に歸津して、廿日餘り逗留有、於_レ茲殿下の訃音を聞玉ふ、淺野彈正少弼幸長^{政カ}石田治部少輔三成博多に於て、殿下の遺物を諸家に配り與ふ、祐兵主へも備前恒弘の御太刀を賜て今に相傳す、是より祐兵主惣人數をは國許へ返し玉ひ、直に上洛有て御越年なり、翌慶長四年己亥正月十一日、祐兵主從五位下豐後守に任し、口宣頂戴あり、

口宣案

上卿 大炊御門大納言
慶長四年正月十一日 宣旨

從五位下豐臣祐兵
宜_レ任_二豐後守_一

藏人頭右中辨藤原光豐奉

同年四月御下國、此年飢肥前津留屋敷割ありて、種子筒町を立玉ふ、

高麗陣中領地の高を擧る事付河崎駿河守御目見の事

朝鮮國に於て、祐兵主少人數にして、大功成難き事を憤り玉ひ、高二萬八千石の領地を檢地して、高を増ん事を秀吉公へ奉_レ願られければ、檢者として石田木工頭内華田理左衛門、小寺休夢内池田助右衛門下向、是に依て平川文右衛門其外家來差添、文祿二年癸巳十月十日より檢地始り、同十二月十日に成就して、高三萬六千石檢地す、夫より人數をも増玉ひしなり、

一文祿二年癸巳閏九月、當家の執事河崎駿河守、秀吉公へ白砂糖献上す、依_レ是被_レ成_二下_一御朱印に云、

白砂糖六桶相送到來、寔遠路懇情悅思食候、猶石田木工頭可_レ申候也、

後九月十六日 御朱印

河崎駿河守とのへ

文祿三年甲午三月、河崎駿河守令_二上洛_一、八十島助左衛門尉執達にて、白鶴生_レ獻_レ之、秀吉公へ御目見を遂し

かは、御紋の付し御帷子十、晒布廿端拜領して歸國す、

日向記卷第十二

稻津掃部出頭事

稻津勝五郎は若年より祐兵主の小姓にて、朝鮮陣は十九歳、先陣より供奉をなし、泗川以來、廿五歳にして掃部助と改名す、元來勇氣智謀有て、習はされども陣を張り備へを設るに圖に中る事多し、祐兵主彼か伎量を能知玉ひて、其言所を用ひ玉ひ、老功の武士共是を憎み、言_レころを用ひざる者は失多きゆへ、自ら威勢も重くなつて、萬事彼か胸中より出たり、然ども年未若ふして煉れさりけるにや、赦る心出來て、無禮のみ多かりけり、依_レ之家の子郎黨各後言しけるは、昨日今日迄、勝五郎とて小忤なりし者を、俄に御吹擧有故如_レ此なりとて、祐兵主を恨奉る者も多かりし、斯ては祐兵主の御爲不可_レ然間、掃部助を罪せんと

て、其非を算へ罪名を記す輩餘多有けるに、其内より一人掃部助か威勢にや恐れけん、又僻事と思ひけん、密に告知せければ、掃部如何告奉りけん、祐兵主御立腹にて、赤國より引足に、長倉甚兵衛尉、河崎又右衛門尉兩人を切腹さす、斯て引陣のとき、川崎兵右衛門尉は父駿河守に對し、御憐愍も有けるにや、身のいとまを賜り、浪人して大坂へ出奔ぬ、伊東平右衛門尉は、直に大坂に參着して謁見し奉り、夫より有馬入湯して、十二月廿九日、日州外浦熟浪の濱邊に着船する所に、兼て可殺害一由注進有之に依て、濱の砂中に鍵を埋置、船より下りけるを待所に、彼平右衛門尉は此事夢にも知す、船中より風邪に侵されて、廣袖の大わた入を着し、雪踏をはいて下りけるを、砂中の鍵をつとり、上意なりとて突懸たり、平右衛門太刀打の手き、なれば、心得たりとて刀をぬき、七本突懸し鍵を一つにからみ、足にて踏付んとせられしか、蹈ぬるせきたすへりて倒れぬる所を討留めるとかや、此平右衛門尉は、伊東相摸守祐梁の孫常陸守か子なり、天流の兵法をたん鍊し、武士の道をも嗜みし剛の者なり、朝鮮にて他家寄合虎狩をしけるに、平右衛門尉

虎一つ鐵炮にて打留たり、他家よりも一時に放し、鐵炮有て、矢論になりぬれば、諸士集て僉議に及び、打留し證據を問ふ、平右衛門尉わか打たる鐵炮の玉は銀の玉なり、若肉中にあらは疑なかるへしと述けるに依て、矢目を吟味すれば、幸玉も籠りて有、取出し押磨見れば、銀玉に伊平の二字をほり付たり、是にて平右衛門打留ぬるにそ究りける、兼て諸家の侍寄合なは、矢論も出来るへきと用意の程を、諸家の人々感しけり、如此勇士共殺害に及事、掃部助か分別なりとて、皆人眉をひそめけり、又清武の城主を望み思けるか、河崎駿河守方へ御使立て、清武の城を明させ玉ひ、駿州は浪人あり、無程掃部助清武の地頭職を給はりて入城す、是より彌威勢を増て、肩を並ふる人もなし、

庄内逆亂加勢事

島津家老伊集院右衛門太夫入道幸侃、庄内八萬石を領して、志和地の城に差置れけるに、いかなる事にや逆心を夾むの由きこへければ、於伏見一彼幸侃を誅伐せられけり、此事早速志和地へきこへて、嫡子源次郎鬱憤に思ひ、慶長四年己亥三月より、都の城へ楯

籠、外城十二を構へて、人數を込置ぬ、是に依て島津家隅薩兩國の大軍を引率して攻戦といへども、其利なし、此趣を家康公被開召、祐兵主へ被成下御書に云、

御下以來不申入候間、以書狀申候、仍伊集院源次郎居城相抱在之由承候間、島津父子爲見廻使者差下候、龍伯父子被仰次第、自身御立御馳走尤候、猶期後音之時候條、不能力具候、恐々謹言、

七月九日

家康公御直判

伊藤豊後守殿

先書申入候伊集院源次郎、于今不致下城之由、不届儀共候、依之寺志摩方差下申候、爲自今以後候之間、志摩被相談、自身有出陣、被討果尤候、委細彼口上申渡候、恐々謹言、

八月廿日

家康公御直判

伊藤豊後守殿

右の御書到來せしかは、當家より北原仲右衛門尉、權山新之丞、宮田二郎兵衛尉、木脇九兵衛尉、伊東與兵衛尉、佐土原六右衛門尉、長倉九郎右衛門尉、渡邊喜右衛門尉、時任半右衛門尉を始として、人數百人加勢と

して出張す、高橋秋月も百人宛の加勢なり、右三家の人數并島津中務か勢に、薩州大勢を加へて、六月廿三日、山田一城を被攻取、彼城を島津根陣として、同七月十三日、志和地城へ諸軍押寄、平田太郎左衛門尉下知を以て、鐵炮を打せけるに、庄内衆出合、野々美谷安永より志和地表にかけ出て、山田一里餘の間、道横に跡先を取切て、阿田長壽院を妻霧島山に追こみ、薩州勢を大勢打捕威を振、島津家もあつかひをせんとや思はれけん、人數引入て、魚鹽の通路を留給るへしとて、隣國の加勢をは歸されけり、家康公よりも度々馳走可申旨仰出されし事なれば、島津の所存に任せ、人數を引入、魚鹽商買の通用を塞ぎける、夫より庄内困窮するに及て、翌庚子の三月、和睦して下城せしか、其後殺害に及びけるこそきこへけり、

祐兵主家康公の御味方屬する事

太閤秀吉公薨去の後、家康公と奉行の間不快なり、慶長四年春日に雜説有て、世上何となく物怨なりしかは、家康公三月廿六日伏見向島に移らせ玉ふ、其比祐兵主伏見に在り、朝鮮陣中より以來、石田治部少輔か邪佞を憎んで挨拶不宣、依家康公へ無別心御奉公

可申上旨、黒田甲斐守長政に據て、井伊兵部少輔直政へ達せらるゝ所に、直政委細に言上有て、御感の上御目見を遂られ、同年の四月、飢肥へ下着す、夫より以來無二御味方と成玉ひける、

祐兵主黒田如水へ談して嫡男左京亮日州へ下事慶長五年六月、家康公關東へ御出張以後、追日毛利輝元并奉行逆心の沙汰に及ぶ、其比黒田如水、家康公無二の御味方にて、豊前國中津に在城し、九州の事を相計らはれ、殊に入魂の挨拶なれば、祐兵主も御味方に屬せん事を計て、後證の爲に彼如水翁の指圖を得、御届を致へきとの了簡にて、七月廿日以三使札其趣を申遣さる、如水の返答には、祐兵主志有と云とも、小身にて上方にての働、御便に成事も有かたかるへし、急き歸國せしめ、御敵たる方へ相働かれ可然由申されけり、然れども祐兵主七月十四日より病氣付、追日不快、風毒腫となつて平臥す、依是歸國難成故、留主居の家老共へ申遣し、御敵たる方へ相働かしめんと欲るの間、檢斷を一人可賜旨稻津又次郎後九郎兵衛尉に云含め遣し、八月十日、大坂を立て中津に至り、岡田三四郎後黒田監物と號すを以如水翁へ達しければ、尤檢斷を遣

す事は安けれども、父子ながら大坂に有て、家康公の御味方と申さるゝとも、以後御疑も有へければ、父子三人は歸國可有旨、急大坂へ立歸り、豊州へ可申入とぞ仰ける、又二郎尤には候へとも、國許へ罷越軍の評議を調べ、御味方の色を可立由、堅く祐兵申付の上は、直に國許へ罷越ん事こそ本意ならめと申上ければとも、伊東の家相續の謀こそ大切なれ、我所存に任せ大坂へ可歸と強て被仰しに依て、其義に於ては檢使を一人可賜、某か手者を相添日州へ早速遣し、關東御味方の由を告知らせんと申ければ、其儀尤可然とて、宮川伴左衛門尉と云侍を檢使にこそは出されければ、又二郎悦び、手の者一人相添日向へ遣し、其身は大坂へ立歸り、如水翁の仰含られし趣を祐兵主へ達しければ、嫡男左京亮十二歳に成玉ひけるを日州へ下すへきに宛りける、其時落合九右衛門尉申けるは、祐兵主病氣日々重りぬ、若御存命の内此事顯れ、奉行方より討手を向られなは、御自害を進め申、我身は老人なれば、死手三途の御供こそ相應たるへけれ、御邊は年も若し、左京亮殿御供被申、いかにもして日向に下り本意を遂られよとて、左京亮殿を

は、又二郎か兒小姓のやうに裝をなし、毛利輝元の船手を堅められしを、人數を呼に國許へ差越と披露して番所を遁れ出、日向へこそは赴きけれ、扱又肥後の國守加藤主計頭も家康公の御味方と聞へければ、隣國といひ、祐兵主の胸中を告置、日向の様跡に依ては先々相談すへきとて、荒武市右衛門尉を使者として遣し玉ひぬ、

爲三景勝退治家康公關東御發向事付爲三景勝
御見廻横山笹右衛門尉關東へ下事

祐兵主慶長五年庚子四月上洛す、其比會津中納言景勝謀反を企の由聞へし、退治の爲家康公大小名を率て、同年六月十六日大坂御出陣なされけるに、御跡にて早石田治部少輔謀反を起し、國々の大名小名廻文せしかは、祐兵主病中なから、井伊兵部少輔直政迄、彌一筋に御奉公可仕旨、且亦爲御見舞御帷子進上の趣、書狀二通に相認、横山笹右衛門尉に持せ關東へ差越す、斯て家康公、七月二日江府へ御着被成ければ、秀忠公七月廿日大軍を催し江府御出張有て、同廿二日下野國宇津宮へ御着陣、家康公も七月廿一日江府を御發向有て、同廿三日に下野國小山へ御動

座、しはらく御逗留の砌、彼笹右衛門參着し、井伊兵部少輔直政の陣所下野國白澤に於て差上しかは、直政披露を遂られ、御書二通を相渡さるゝに、一通は露顯に及んても苦からず、祐兵主敵中に有て御味方の由露顯せば、殺害にも可及と被思けるにや、一通は命を限に人に見すへからずとて被渡り、笹右衛門尉物馴たる男なれば、密談の御書を其儘にて持なは、若顯れぬる事もやあらん、文字さへつゝきは、其事は辨しぬへき事なりと了簡して、四つ五つに切ささ、草鞋の内作り込て都へ歸り上りけるか、如案彼方此方にて追剝に逢しかとも、草鞋に目を可掛にあらねば持こたへ、關ヶ原敵味方の中を通りて、九月十九日大坂へそ來りける、御書に云、

爲三國見廻遠路使者、殊帷子十、内生絹三、祝着之至候、委細永井右近大夫可申候、恐々謹言、
七月十九日 家康公御直判

伊東豊後守殿
今一通の御書は是なりとて草鞋を差出す、各怪しく思ふ所に、如此子細を述けるに依て、草鞋をほごき水にうけてみれば、祐兵事無別心御味方可致の

趣、悦思召候、彌以忠功を抽つへきこの御書なり、依
レ是病中ながらも忠功の志不レ淺けり、

奉行方依ニ催促ニ祐兵主三士を捨免レ害事

石田治部少輔三成逆心の棟梁として廻文を廻し、在
大坂の大名小名を屬せしめ、慶長五年七月晦日夜、伏
見城を攻落し、鳥居彦右衛門尉元忠、松平主殿助家
忠、内藤彌次右衛門尉家長、松平五左衛門尉等を討取
て濃州に出張す、兼て祐兵主にも出陣可レ有旨催促す
といへども、負薪の苦み重かりければ催促に不レ從、
島津中務少輔、秋月三郎、高橋等、隣邦と云ひ、朝鮮以
來諸事を申合けるに依て、出陣をこそ進めけれ、島津
中務少輔、祐兵主の病氣後くらく思ひ伺ひ見んとに
や、大坂出陣の砌、祐兵主の居所へ立寄、いさ出立玉
へ同道せんと申されけるに、大病にて平臥の由を郎
黨共答へければ、直に可レ云事も有とて奥の亭に通、
祐兵主病勞の躰を見て疑も晴ぬるにや、泪を流し、共
に出陣せんとこそ思ひしに、大切の様躰なり、随分保
養を加へ玉へ、命有らは又こそ見參せめて出られ
けり、若家康公に志を通せし事顯なは大事たるへき
に、強運の程こそ頼もしけれ、斯て度々の催促も遁れ

玉ひぬる所に、大津宰相高次再大津の城に楯籠に依
て、毛利輝元、増田右衛門尉等大坂に在て相討らひ是
を責んとす、元來在大坂の大小名不レ殘出張せしあ
なれば、不勢のゆへ柳川侍從、毛利元安に大坂七組の
衆を加へて、大津の城へ差向らる、依レ之祐兵主へも
病氣に於ては家來を差出すへしとて催促頻りなりけ
れば、祐兵主伊東與兵衛、平賀喜左衛門を呼て、我關
東の御味方をなすと云へ共、敵中に居て如レ此、いな
と云は、逆心なりとて討果さるへき事必定せり、一
段の害を遁れん爲、汝等に弓鐵炮を添へ大津へ遣す
へし、全く奉行の味方にあらざるの條心せよとそ
玉ひける、兩人畏り御前を立て出けるか、伊東半賀に
向て申けるは、功を可レ立軍にもあらず、又敵に色を
悟られなは主君の大事とも可レ成なり、所詮我等は討
死こそ思ひ侍ると申ければ、平賀も左こそ存ると
て出けるか、伊東は常に秘藏しける刀に小袖を取添
て寺門に至り、後生菩薩を頼みて大津にこそ赴きけ
れ、立花飛州の手に屬し仕寄を付、本より討死と思ひ
究めたる者共なれば、立花家の者にも越て進みける
ゆへ、飛州も臆意は知し召れすして、伊東殿は能侍を

持玉ひぬとて、度々褒美有けるとかや、扱こそ九月十
一日の城責に、伊東與兵衛は前後を不レ顧、真先に進
て乗入んとする所を、城兵鍵七八本を以中に突てそ
取にける、平賀も續て討死せしかは、祐兵主急難を遁
れ玉ひぬ、扱濃州關ヶ原に於て、九月十五日、家康公
勝利を得玉ひ、祐兵主別心なき通を開召届られて、
被ニ成下ニ御書に云、

今度其方無ニ如在ニ之通開届候、其方煩に付而者、九
州在所え被ニ申遣、相良秋月高橋相談し、薩摩え之
働可レ被ニ申付ニ候、委細井伊兵部少輔可レ申候、
恐々謹言、

十月二日 家康御直判

伊藤豊後守とのへ

右病中ながら頂戴して不レ斜悦ひ玉ひぬ、

左京亮祐慶日州へ下着宮崎の城を攻取事

同年九月廿一日、黒田如水翁の檢使宮川伴左衛門尉、
稻津又次郎家來案内して、日州清武に參着す、又稻津
掃部助先達て下國の刻、船中より假屋原甚右衛門尉、
湯池六左衛門尉を如水翁へ差越、其異見を問ひける
に、豊州垣見の城責の折節にて有ければ、彼地に於て

委細相達、御返答の趣を承知して歸り來る、依レ是留
主居の者共家康公の御味方と議定しける、雖レ然敵
地に發向して合戦を可レ致と云者も有、又籠城して敵
の動きを見て可レ討取と云輩も有て、未一決せざる
所に、左京亮祐慶主、同月廿四日、日州紫波洲崎に着
船し玉ひ、早速稻津又二郎を飲肥に相越し、島津秋月
高橋等皆治部少輔に組しぬ、日州宮崎の城は高橋右
近か抱への城にて、權藤平左衛門尉を城主として、其
外大勢入置ぬ、急き宮崎の城を攻取り、彼城を根陣と
して、薩州へ働き入へき由、祐兵主命を請て歸國に及
ふ間、急き軍勢を可レ催由申渡されければ、其儀に於
ては不レ及ニ僉議、宮崎の城を可レ被レ攻にそ究りける、
其上上方の勢ひをも知らせんため、又は宮崎の城を
彌攻取へき由云合、稻津次兵衛を差下されしに、同月
廿八日下着して其趣を告るに依て、彌急に軍議を調
へ、飲肥清武の軍勢三千餘人、宮川伴左衛門尉爲ニ檢
見、同晦日の夜、清武より宮崎の城行程三里、間に雖
レ隔ニ大河ニ難なく懸渡し、先勢三百餘にてときを擧た
り、是を城主權藤父子聞て、敵は少勢なり進め者共と
下知をなす、後陣は跡に支へぬるに、先勢はや麓に至

二人討捕

荒武 小八
 田爪 又左衛門尉
 和田 千太夫
 和田 正右衛門尉
 弓削九郎左衛門尉
 長友右衛門兵衛尉
 大野 彌右衛門尉
 松田 平兵衛尉
 松田 平六兵衛尉
 岩切 右馬助
 谷口 志摩助
 長友 次右衛門尉
 伊左尾市左衛門尉
 弓削次郎右衛門尉
 河添 相兵衛尉
 宮内 又右衛門尉
 落合 舍人允
 弓削 久左衛門尉
 阿萬 五郎兵衛尉
 縣川 孫右衛門尉

刀きす

平原 角右衛門尉
 井上 吉右衛門尉
 都々川 千右衛門尉
 吉田 孫右衛門尉
 兒島 七左衛門尉
 日高 内藏助
 兒島 次左衛門尉
 年見 十右衛門尉
 齋藤 兵部丞
 奈須 八郎兵衛尉
 鬼塚 空左衛門尉
 岩切 伴右衛門尉
 阿萬 空右衛門尉
 阿萬十郎左衛門尉
 村角 藤右衛門尉
 弓削 四右衛門尉
 黒木 玄蕃允
 川崎 有右衛門尉
 田邊 隼人助
 落合 市助

鐘疵

刀きす

長刀きす
鐘きす

一番鐘

上村 空左衛門尉
 矢留 新左衛門尉
 廣瀬 余三
 切通 伴右衛門尉
 日高 藤兵衛尉
 日高 藤右衛門尉
 蓑毛 相右衛門尉
 縣川 久藏
 安井 相右衛門尉
 郡司 仲右衛門尉
 永田 久内
 落合 彌六
 弓削 右之助
 杉田 助之丞
 比江島 次兵衛尉
 黒木 善兵衛尉
 政所 隱岐助
 井上 五郎右衛門尉
 爰野 相兵衛尉
 小田 千右衛門尉

刀疵

湯地傳内を討

鐘きす

鐘疵
刀疵
松葉六左衛門を討捕たる敵を討二人討捕

宮崎軍記には野々尾山左衛門とあり

藤田 筑右衛門尉
 海老原 紀伊介
 和田 兵左衛門尉
 申間 久助
 野上 喜左衛門尉
 落合 四郎左衛門尉
 橋口 角右衛門尉
 石那田 市右衛門尉
 赤目 右兵衛尉
 佐藤 新五郎
 尾山 左衛門尉
 谷口 久右衛門尉
 日高 久右衛門尉
 吉野 仲兵衛尉
 井久保 主殿助
 谷口 監物
 奥野 千右衛門尉
 眞方 孫助
 落合 甚右衛門尉
 崎田 助左衛門尉

本來宮崎衆一番に案内せし者也
右の人数口々方々より攻登り、合戦分捕高名す、此外にも手柄の者数々なり、

同時討死人數、

大山刑部大輔と鐘を合討取、彼鐘疵貫死

右松亦左衛門尉

權藤仲右衛門尉に渡合討死

同三男 伴 次

右同

掃部助名代として一番に馳入討死

海老原次郎助主從

吉田 平内

富高次郎右衛門尉

矢野 金右衛門尉

白井 長兵衛尉

横山 源兵衛尉

荒武 小兵衛尉

小田原 左近

俣江 作之丞

松葉 六左衛門尉

小山田 眞源齋

川越 彦作

長友 助作

川越 彦十郎

長嶺 八右衛門尉

金丸 彦作

湯前彦六左衛門尉

岩切 右衛門尉

黒木 助十郎

青木 次郎四郎

公文 織部助

黒木 藤七兵衛尉

奥野 小助

川越 小次郎

内田 新助

圓目 次郎四郎

横山 太兵衛尉

青野 彌右衛門尉

根井 伴助

年見 勝吉

鈴木 太郎次郎

鈴木 彦作

坂下 久太

篠原 岩助

日野 雅樂助

伊比井 二右衛門尉

安井 新十郎

津曲 源四郎

日高 次郎助

右の者其名譽の討死を仕也、此外雜兵數々也、田野衆

借屋原 小兵衛尉

長倉五郎右衛門尉、海老原越中、楠原彦左衛門尉

等、九月晦日の夜より、的野倉永に人数を伏せ置く、

同十月朔日の朝、穆佐の軍兵と暫し取合、放火して直

に細江に番をなしけり、宮崎城主權藤父子三人の頸、

即一學坊と云し山伏を使者にて檢使同船にて、如水

翁の陣所筑後國の内水田と云所迄爲し持遣しければ、

如水翁早速の功を感じ玉ひて、留主居中へ賜し狀に

云、
猶々御使者口上に申候間、不委候、以上、

又申候、島津家來數人生取候、則壹人遣候間、島津方え被遣可給候、以上、
其表手切之儀申遣候所に、則被仰付、宮崎之城被切取之段、御手柄無比類候、則上方えも申遣候間、内府様え可致言上候、豊後殿御煩于今然々無之由承、千萬無心元候、併可有御本腹候條、御氣遣有間敷候、小倉請取、早筑後表え罷出候間、則時可相濟候、當月中に者薩摩和泉え罷出候條、其内御堅固之覺悟肝要候、恐々謹言、
十月十九日
如水軒圓清
伊那掃部殿

又左京亮祐慶主下國以後、彌祐兵主病氣大切に及ひぬれば、日州心遣ひ難成間、萬端頼入由黒田如水翁へ申達し、如水翁の指圖も於有之は、直に國許に返り其趣を告へしとて、使者何某を豊前中津へ被差越しかは、其時留主居へ如水翁差圖有之狀に云、
猶々以益々言傳申候、息災之由満足申候、以上、
豊後殿預御使者候、上方之様子者御物語可有之候間、不申入候、
一御行之儀者、先宮崎之城御取可有之候、其次に

佐土原於可成者御手遣被成、扱引取右之宮崎之城を丈夫に持せ、島津方へ成次第御働可有之候、是何處迄も城々を御取候而、手前無越度様候御沙汰干要候、
一兎角手前無越度様に可被成候、上方之御利運を浦山敷かり候而、人数そこね候様之御働、一切御無用候、
一上方へ者豊後守殿御仕合能様に、拙者より可申上候、其段者可御心安候、此節豊後殿大名に御成候様に、随分才覺可仕候間、可御心易候、
九月廿八日
如水軒圓清
恐々謹言、
伊那掃部殿
長倉三郎兵衛殿
伊那因幡殿 御宿所
島津家與數度合戦の事
當家宮崎城を責とり、其勢ひ盛なりしかは、島津家には十月三日、穆佐倉岡佐土原八代綾の城に大軍を籠らる、又高崎岡尼ヶ辻、木脇東長寺此二ヶ所に新に城を構へて多勢を入置由きこゆ、穆佐地頭河田大膳

亮、岡は丹生備前守、綾は新納縫殿助、八代は相良新右衛門、東長寺には須木地頭村尾右衛門兵衛、高岡は日誌島紀伊守格護也、島津兵庫頭義弘は、九月十五日、關ヶ原合戦に打負、剩へ島津中務少輔を討せ、密に本國へ逃下り、同年十月朔日、八代に下着せしと也、同十月三日、伊東勢宮崎を出て、高橋領分本庄義門寺表に相働、島津勢に懸合防戦、味方討死人數、

外山 源 六 黒岩 平六兵衛尉
宇田津 藤次郎 落合 彌三郎
此等を始として、以上十四人討れ引退く、同月四日稻津牛之助爲大將、大勢細江に出陣す、岡野衆長倉五郎右衛門尉、海老原越中、楠原彦左衛門尉此三人に談合有、島津領穆佐口へ相働、上きさ越下きさ越兩所にて取合、上きさ越迄二度薩摩勢を追上、相戦し人數、穆佐衆清彌兵衛尉鐵炮を取來る 幸 福 寺
小鹿 倉兵部丞 落合 志摩介
落合 助左衛門尉 本野 清右衛門尉
坂本 龍右衛門尉 野崎 孫右衛門尉
坂本 茂 助 板本 太郎左衛門尉
矢野 安右衛門尉 楠原 喜右衛門尉

川崎 彌 六 後藤 新右衛門尉
野崎 藤四郎 谷口 志摩介
谷口 仲兵衛尉 舟ヶ山 久兵衛尉
舟ヶ山 郷左衛門尉 片井野藤七兵衛尉
川越 與左衛門尉 舟ヶ山 主水左衛門尉
中村 與三左衛門尉 野崎 志摩介
松山 善兵衛尉 鬼塚 源兵衛尉
河添 軍 助 野田 四郎左衛門尉
川越 藤左衛門尉 長嶺 助左衛門尉
奥野 次郎兵衛尉

右の者共取合、數刻相戦、互に手負數々にて引退く、穆佐山内源五郎を討捕也、同月五日夜、島津領分築瀬系原金崎放火する所に、倉岡勢出張して跡を取切雖、相戦、倉岡城へ追籠宮崎城に引退く、同月九日に、宮崎の城兵木脇表へ相働、島津勢に懸合相戦所に、東長寺の城兵不意に出て跡を取切ゆへ、討死の人數、
佐土原 瀨兵衛尉 稻津 次兵衛尉
鈴木 平太郎 樺山 新之丞
木脇 九兵衛 清水 半右衛門尉
山崎 彌三 伊勢 太兵衛尉

此八騎を始として、其外足輕には、

菌田 又次郎 柚木崎 久五郎
堯 識 齋 周 閏 齋
川越 久二郎 大野 諸 助
鈴木 新五郎 岩切 市 若
以上雜兵共に廿餘人討死に依て、味方敗軍する所に、敵勝に乗て追來る、猪俣又左衛門尉、後藤十郎右衛門尉、赤目權之丞、甲斐重右衛門尉、海老原助之丞踏留て所々にて鍵を合す、稻津兵助綾衆二の方舍人助を討取、堤五左衛門尉も同前に差こたゆるに依て、薩摩勢付留り、無難宮崎の城へ引退く、同日穆佐表々平田太郎左衛門尉五百餘の人數にて、的野迄襲ひ來るに依て、細江より田野衆打て出、花立越を切に指こたへ相戦、押河與三郎討死す、楠原喜右衛門、川越二郎左衛門兩人手負、敵大勢坂を攻登る所を、南波與右衛門尉坂中にさしこたへ、平田か先に進み登る足輕大將を、種子ヶ島の大筒一放ちを以て眞倒に打落す、薩摩勢是に畏れて引退ぬ、田野衆少勢にて危かりしを、南波か働にて難なく細江に引入けり、同月十一日、佐土原勢村角表へ陣を張、地焼して引退、同翌十二日、又

大勢を催し、下別府表迄襲來て働く、味方懸合せ防ぎ戦といへども、利なふして討死の人數、
田中 壹岐主従三人 宇田津 甲斐介
壹岐 平兵衛尉 海老原 兵 六
日高 千右衛門尉

此者共を討せ敗軍に及所に、宮崎の城兵出て横合に突崩し、敵討取輩には、
安井 相右衛門尉 海老原 助之丞
有 水 半 太 平川 傳右衛門尉
弓削 四右衛門尉 阿 萬 空兵衛尉
右の輩敵六人討取、佐土原勢を追散し引退く、同月十六日、宮崎の城兵新名爪に發向し、三ヶ所に伏を置所に、佐土原勢出張する故、則伏を起し相戦ひ、敵を討取人數、
平島 伴左衛門尉 堤 内 新兵衛尉
猪俣 又左衛門尉 借屋原 彌左衛門尉
今村 治部左衛門尉 安井 相右衛門尉
黒木 將 監 平川 傳右衛門尉
長友 大炊 助 濱田 十右衛門尉
岩切 右馬 助 別 府 小兵衛尉

松葉又左衛門尉

此外命を惜まず相戦故、佐土原勢敗軍して、敵三十八人討捕引退く、同月十八日、倉岡高岡綾八代東長寺の勢大軍瓜生野口へ發向す、是に依て味方宮崎の城を出相戦ふといへども、無三勝負互に引退所に、同日申刻、佐土原の軍兵大勢を催し、宮崎城麓迄襲來る、尼ヶ辻の大將には島津藤四郎、上野半助、長野賀助、河口相助、溝口忠鑑を始、其勢三百餘人、新名爪口の大将には外山次郎左衛門尉、米良久右衛門、平野地、長野小兵衛尉を先として、五百餘人打出たり、折節宮崎の城内には、今朝瓜生野口に打出し軍士も未歸す、小勢にて有ければ、稻津掃部助本丸に有て、一人も出へからざる旨下知をなす、稻津又次郎二の丸を守り居たりしか、敵の刈田などとして恣に働く跡を見て、小頭安藤新左衛門に足輕百人を添て指出し、鐵炮を打掛けるに、瓜生野口より引取味方の軍勢馳來り、奈子山のかげより旗を出しければ、島津藤四郎大勢とや見たりけん、足を亂し引退き、新名爪口の人數に相加る程こそあれ、伊東勢雲霞の如く追懸々々防戦す、しはしか程米良久左衛門尉下知をせられけれども、先

勢足をみたすに依て、惣軍たまり得ずして敗軍す、宮崎より佐土原二里の間追討に、佐土原勢を百八十人討取、城麓十二坊追詰、高名をなす輩には、
敵討始平田式部少輔代官源四郎を討 阿萬 角之丞
同太刀始さいへ共一番帳に不付 福島 彌左衛門尉
穂北の者長谷川伊豆を討捕也 成合 吉右衛門尉
佐土原町大藏兵衛子主従二人討捕 落合 市兵衛尉
貳百五十石取永野小兵衛尉討捕 伊集院源右衛門尉
主従二人討取 杉尾 新左衛門尉
二人討 宮浦 金 藤
小田八幡宮大宮司大坊を討 小田原藤右衛門尉
二人討 安井 相右衛門尉
三人討 壹岐 孫左衛門尉
佐土原兵具奉行鎌田右京を鐵炮を以打落す結 城 甚 七
二人討 益田 佐左衛門尉
二人討、内一人佐土原町腹ふこ 矢野 相馬 允
助左衛門を討 小田原惣右衛門尉
二人討 和 田 千 太 夫
東 次郎兵衛尉 荒武 猪右衛門尉
荒武 彌兵衛尉 後藤十郎右衛門尉
外山 三郎左衛門尉

奈須八郎兵衛尉

鬼塚 將 監
崎 田 彌兵衛尉
長 沼 市右衛門尉
松葉 又左衛門尉
小田 千右衛門尉
圓 目 玄蕃 允
日高 相左衛門尉
黒木 山左衛門尉
長 友 大炊 助
落合 空左衛門尉
矢留 新左衛門尉
阿萬 五郎兵衛尉
湯 地 彌七郎
谷 口 孫兵衛尉
小八重 源 助
川 越 甚 七
高 妻 内藏 丞
長 田 伊賀 介
小野 空之丞

中 村 八兵衛尉
川越志摩右衛門尉
黒 木 將 監
石 那 田相兵衛尉
矢野 彌左衛門尉
岩 切 右馬 助
田代 源左衛門尉
湯淺 源左衛門尉
和田兵衛左衛門尉
横山 吉左衛門尉
岩切與四右衛門尉
鬼東 源左衛門尉
別府 善右衛門尉
長友 長右衛門尉
白 坂 八 郎
合 成 太郎五郎
渡 邊 源 五
鬼 東 十 助
小田原 助 太郎
奥野治部右衛門尉

右の者共追討組討生捕などとして比類なき働なり、其時阿萬五郎兵衛、曾我主馬丞、佐土原光明寺口城戸二重詰入て、黒田番左衛門尉か家に火をかけたなり、味方勝にのつて軍法亂りなるを見て、城中より大勢討て出ける故、味方は長追してつかれたり、荒手の敵にこみかへされ引退所に、佐土原勢追來るによつて、返し合戦死する輩には、
外 山 備後 助 澁 谷 左馬 允
安藤宮内左衛門尉 九 平 彌 十 郎
荒 武 藤 七 侯 江 源 三 郎
長友八郎兵衛尉 中 村 藤 七
是等の者共ふみ止て戦死をせよれども、佐土原勢追來るに依て、味方難儀に及ぶ時殿の輩、
長 倉 織 部 正 東 次郎兵衛尉
伊集院源右衛門尉 成 合 吉右衛門尉
右四人殿して、ひたひた橋の橋つめに折敷て相ふせく所に、入替て鎧を入る輩、
川 崎 大膳 亮 稻津 九郎兵衛尉
堤 五左衛門尉 稻 用 孫兵衛尉
成 合 丹後 入道 中村清左衛門尉入道

此六人勇氣をはげまし比類なき働して突崩す間、佐土原勢も敗軍して引退けり、祐兵主は大坂にて病氣追日大切に及び玉ひしかは、息左京亮祐慶幼少にて、下國し合戦をなし玉はん事もはつかなく思召して、大坂に有ける軍勢の内荒武彦兵衛、瓦林金左衛門尉、平川分右衛門を始、以上百三十人、汝を^カ等下國し祐慶主へ力を合すへしとの玉ひしかは、彼者共十二端帆の舟にのり、十月七日大坂を出、日州遠見灘を乗通る所に、十月十八日之早天、高橋右近太夫軍勢宮崎のあたを報せんと兼て待まふけぬるにや、兵船十七艘に取乗て、當家の船を取巻、一人も残さしとひしめきけり、右三人の者共是を見て、敵船は數艘味方船は一艘なれば、かけ引もなかりかたし、所詮智略を以通らばやと評議して、今度内府様天下一統に御退治被^レ成さはいへとも、島津御手に屬せざる故、伊東相良秋月高橋此四家へ御先手被^ニ仰付之間、申談可^ニ相働旨井伊兵部少輔直政よりの奉書、伊東内平川分右衛門尉持下候とて、故もなき書を讀聞せ、早朝より黄昏に至る迄、高橋家來伊東與三右衛門尉と互に以^レ使闘論に及ふ事五度、平川辯舌を盡す故に、實とや思ひ

けん、船を除けてを通しける、同廿日の未明、折生追に着船し、平川文右衛門下知を以、加江田本郷七浦の野郎共を呼集、都合三百五人にて、宮城の城に籠りける、同月卅日、島津勢佐倉岡より大勢千町表迄出張す、清武の城兵出て相戦ふ、田野宮崎の味方助來、横入をして薩摩勢を追散し、敵六十餘人討捕、倉岡口有田渡瀬口納島にて追詰々々相戦、川に追入打捕高名をなす者共には、

稲津 吉右衛門尉	落合 五郎兵衛尉
小山田 清右衛門尉	宮田 四兵衛尉
槐 島 加兵衛尉	崎田 助左衛門尉
川越 空左衛門尉	海老原 助之丞
板原 大藏丞	橋口 彈左衛門尉
松浦 五郎兵衛尉	池田 彌八郎
黒木 彌助	山本 源之丞
岩切 源之丞	兒玉 助之丞
日高 勘解由	日高 久七
小野 平馬允	黒木 伊右衛門尉
猪八重 久助	永田 久内
板本 二郎四郎	築瀬 源兵衛尉

彼築瀬板本は清武より馳續き、一二を争太刀始す、又宮崎の城兵横入の時、太刀始め輩には、

- 一番日野源左衛門尉
- 二番谷口仲右衛門尉
- 三番川越宅左衛門尉桑畑正吉を討捕也、十九歳也、
- 四番井 上 助 八

此外高名をなす輩濟々なり、宮崎にての軍敗宮田二郎兵衛尉、清武にては日高出雲勤む、其時いかなる者の仕業にや、狂歌を讀路邊にそ立たりける、

伊東殿弓箭の冥加有田にて薩摩の者は命納島大豆小豆芋を拾てくろうかの前の川原に頓て丹生殿

比丘比丘尼優婆塞うはい尼か城薩摩勢をは頓て内山

霜月朔日以後は、稻津掃部助宮崎より清武へ歸館有、宮崎の事は稻津牛之助を爲^ニ番代、矢野侃世を被^ニ相添、人數三百五十人にて、翌年七月迄在番なり、霜月三日佐土原領天神町に相働致^ニ放火、夫より二つ立平松迄焼拂相働く者には、

- 頭 取川 越 空左衛門尉
- 松田 源兵衛尉
- 落合 市兵衛尉
- 安井 相右衛門尉

高橋 六左衛門尉

鹿洪屋助左衛門尉

案内者松 葉 利左衛門尉

木宮 喜右衛門尉

以上人數八十餘人相働、敵三人討取引退也、霜月九日、米良求麻雄八重奈須山などの通路を見せしめんか爲、密に案内知たる者四人を差越所に、都於郡三才の郷人蜂起して、六野坂口にて討る、者、

村野 五 藤

市之丞 元來求麻者

殘る兩人は逃延けり、又同月十八日、米良表へ使として家來六人被^ニ差越、歸宅に及ふの刻、佐土原勢密に道に待居て討留んとする故、相戦討死する者、

井 俣 土佐介

日高 次右衛門尉

殘四人の内井俣又左衛門尉は、中武源五郎を突殺、佐藤相右衛門尉は、三才の住人野口藤兵衛尉と云者に手を負せ運を開、四人同道にて歸りけり、霜月廿日、稻津因幡守、稻津牛之助、川崎七右衛門尉、右松市左衛門尉等軍勢を率し、細江表へ出張し、穆佐城へ責寄せ、惣城戸一重打破、相働輩には、

- 堀 次郎兵衛尉
- 岩切 覺左衛門尉

乙 森 相吉 長野 甚兵衛
 長友右衛門兵衛尉 幸 福 寺
 谷 口 十助 河 添 軍 助
 楠原 彦左衛門尉 楠原 喜右衛門尉
 野 崎 孫兵衛尉

此者共相働所に、打續馳來て軍功有輩、
 川崎 源右衛門尉 川崎 彌 六
 川 越 源 八 堀 口 喜右衛門尉
 川 越 彌 二郎 落 合 助左衛門尉
 川越兵衛左衛門尉 川 越 藤左衛門尉
 船ヶ山治部左衛門尉 長 友 久 助

右之者共數刻戦ひ、互に手負多して引退く、求麻より
 爲レ使米良左馬助案内者、さふ川の寺田山之丞宮崎へ
 被レ參候、霜月廿五日之夜、人數卅人にて佐土原領六
 野原迄被レ送候所に、佐土原勢に懸合軍せし輩、
 矢疵負長 友 十右衛門尉 安 藤 新左衛門尉
 清 作 内 高橋大炊左衛門尉
 清 右 馬 丞 狩 野 玄蕃允
 原 田 助四郎

佐 藤 喜兵衛尉
 如レ此の仕合故、求麻衆不ニ歸宅、明夜は送衆を侘て、
 兩人難なく歸りけり、同月島津領篠原へ働く面々、
 案内者飛 松 雅樂助 本野 清右衛門尉
 川 越 藤左衛門尉 川越兵衛左衛門尉
 坂 元 茂 助 川 越 長 助
 板元太郎左衛門尉 小 鹿 倉兵部丞
 中 村 與 助 小 山 田 三 郎 右 衛 門 尉
 右の輩野伏して、敵二人討捕引退、
 山下治部左衛門を討捕 本野 清右衛門尉
 永田三右衛門を討捕 川越兵衛左衛門尉
 翌慶長六年辛丑正月十四日、於三村角、佐土原勢懸合、
 討死之人數、
 長 田 伊 賀 守 米 良 與 兵 衛 尉
 今村治部左衛門尉 長 田 彦 十 郎
 同時敵を討たる兵には、 濱 田 十 右 衛 門 尉
 杉 田 又 左 衛 門 尉
 同二月廿五日、中村日柱迄薩摩勢相働、福島彌七郎、
 久米田藤兵衛尉、阿萬金藤彼三人を討取競來の時、曾
 井清武の人數馳集、島津勢を追拂、敵二人討捕しは、

長 嶺 喜兵衛尉 舟ヶ山治部左衛門尉也
 慶長六年正月、歲初の祝儀、且は日州の様躰をも告玉
 はんか爲、黒田如水翁へ使者被レ差越、其返狀云、
 爲三年頭御祝儀、御使札、殊御太刀一腰、馬代銀子十
 枚被レ懸ニ御意、祝著申候、仍宮崎之儀、佐土原一著
 之間如レ此、中々貴所御抱候得與被ニ仰出候、島津
 上洛之上に而者、豊後殿御忠儀之御褒美可有レ之
 間、御家中之衆も無ニ退屈ニ様ニ可レ被ニ仰聞候、貴
 所御上之儀茂、井兵少談合候而、御左右可レ申候間、
 先々其許に御座候而可レ然候、此方より島津方え御
 仕懸共御無用、從ニ彼方ニ仕懸之御身拂者、御沙汰候
 者て不レ叶事、猶追々可ニ申入候間、書中不レ具候、
 恐々謹言、

二月廿日 如水軒圓清
 伊東左京殿御返報

同三月、倉岡より島津勢大軍にて荒生野へ發向す、矢
 野侃世與の者引列、荒生野表山に添打出る刻、落合淺
 之助、右松勝助馳續きけるに、春田邊に伏をきし人數
 の内に落合市兵衛門尉、岩切覺左衛門尉兩人、敵討取
 由注進す、依レ其味方いさみをなし、薩州勢を追拂ひ

引退く、同三月廿九日、島津大勢穆佐より長嶺表へ發
 向するに依て、味方對陣せしめ相戦ふ所に、日野雅樂
 助、槐島加兵衛尉、綾理左衛門尉三人討死して、味方
 敗軍する所にこみ返し相働輩、
 平 部 長 右 衛 門 尉 平 川 分 右 衛 門 尉
 矢 野 侃 世 田 中 四 郎 左 衛 門 尉
 右 松 市 左 衛 門 甲 斐 玄 番 允
 大 内 十 兵 衛 尉 川 崎 七 右 衛 門 尉
 津 川 茂 右 衛 門 尉 青 山 權 太 夫
 大 岩 根 源 右 衛 門 尉 海 老 原 助 之 丞
 齋 藤 二 右 衛 門 尉 川 越 太 郎 兵 衛 尉
 安 井 相 右 衛 門 尉 日 野 源 左 衛 門 尉
 松 田 源 兵 衛 尉 黒 木 奎 左 衛 門 尉
 鬼 塚 彌 次 郎
 此勢ひを以島津勢を佐桑田山へ追込、分捕高名する
 輩、
 二人討捕 田 爪 又 左 衛 門 尉
 二人討、内一人松下番左衛門尉と云者也 阿 萬 覺 之 丞
 二人討、内一人穂佐衆坂井萬兵衛と云 廣 瀬 余 三
 二人討捕 奥 野 助 左 衛 門 尉

庄内衆脇田源三郎、十九に成を討
横山 二兵衛尉
荒武 清兵衛尉
以上敵十人討捕穆佐へ追籠、互に手柄數々にて引退、
是を佐那田合戦と申也、其時軍配清武にて宮田久左
衛門尉調なり、慶長六年三月中旬、黒田如水翁へ日州
勤の様子、彌以家康公へ上達し玉はるへき旨云遣は
さる、所に、先達て一つ書を以て言上いたすの由に
て、寫し一通到來す、其文に云、

今度伊東我等方へ申越候條々

一七月廿日之日付にて申越候は、對内府様え、輝
元奉行共逆心之條、伊東義者内府様え御届仕度候、
如何仕候而能候はん哉、伏見へ人數等をも遣間敷
候條、拙者申次第に可致覺悟と申越候、
一拙者返事には、少身に候條、上方之居候而御届成
間敷候條、歸國仕可然之通申上せ候、就然八月十
日比之日付にて、又申越候は、私事は以外煩候條、
今程罷下候事不罷成候間、於日向留守居之者
共申次第、奉行方へ手切之働をさせ、息左京亮を
下可申由申越候條、左京亮歸國之儀者尤可然候、
働之儀者時分により、左右を可申由返事仕候事、

一拙者事、九月九日に居城を罷出、十一日未明に、
垣見城を取巻候所に、大友木付え取上候を注進有
レ之に付て、十二日木付へ懸付候へは、早大友も引
退、立石と申所へ取籠有レ之候を、翌日十三日拙者
先手之者押寄、及二戰に勝利を得申候、十四日大
雨降候に付て、少遅候内に、大友致言、十五日早
朝拙者陣所へ懸入申候、然而十六日伊東留守居之
方へ使者遣、加主計も手切之働被レ仕候條、其元見
合次第に、何方へ成共致手切候へと申遣候、拙者
か使者、九月廿八日參着候、則留守居之者共令相
談、拙者使者を留置、高橋右近相拘候宮崎と申城へ
取懸、夜せめに仕、十月朔日切取、城主を始首數二
百餘討取申候故、兼日より拙者を證人と存申越候
條、如此候、被レ遂御分別候者、御耳に被レ立候而
可被レ遣奉頼候、

如水

御奉行中

又執事稻津掃部助へ賜りし狀に云、
左京殿より遠路預御使者、祝着申候、仍宮崎之
儀、佐土原一着之間、御番被レ仰付候事、井兵御取

成候而、先以可然儀候、往々者相違可申候、何も
於日向左京殿御加増參候様に、隨分御取成可申
上候、島津御佗言申候得は、明所可有レ之候、將又
豊後殿御忠儀之成、一つ書を以一々申上候、猶追々
可申入候、恐々謹言、

卯月四日

如水

伊那掃部殿御返報

尙々、左京殿家來衆心付專一候、於様子者岡田
三郎四郎所より可申候、
同四月十日、倉岡口築瀬にて宮崎の城兵、薩摩勢と對
陣し鍵を合する輩、

- | | |
|--------------------|----------|
| 鍵疵刀疵 | 堀 次郎兵衛尉 |
| 長野 甚兵衛尉 | 岩切角左衛門尉 |
| 橋口 助左衛門尉 | 安藤 新左衛門尉 |
| 鬼塚 左左衛門尉 | 長嶺 内記 |
| 右八人の者共鍵を合せ、續て働輩には、 | 津曲 三右衛門尉 |
| 堤 五左衛門尉 | 黄柳 善左衛門尉 |
| 壹岐 與右衛門尉 | 瓦林 金左衛門尉 |
| 青山 七兵衛尉 | 川越 空左衛門尉 |

谷口 勝右衛門尉 鬼塚 將監
築瀬 鐵之助

右九人敵を討分捕して、互に手負相退く所に、清武の
味方山田土佐入道匡徳、井俣又左衛門、落合五郎兵衛
人數三百引卒して、見次んため有田迄馳來るに依て、
難なく惣軍引退きけり、同五月七日、穆佐口引地相働
人數、
案内者井上 伴左衛門尉 多田 與左衛門尉
平島 八左衛門尉 赤目 權之丞
谷口 仲右衛門尉 和田 彌兵衛尉
此六人相戰、敵討捕證には、
多田 與左衛門尉
赤目 權之丞
谷口 仲右衛門尉

右四人にて穆佐の住人馬渡仲兵衛尉、村岡舍人助、同
名小左衛門尉、并に郎從一人、此等四人を討取引退、
同月八日、薩摩方より和睦のため、深歳の善在坊を
爲使僧、舟引八幡へ來着、當家よりも出合、和睦の取
組をなす所に、彼善在坊從先規如爲定一所をも
可被レ去渡哉と被レ申、當家より答へけるは、豊後守
事於高麗國兵庫頭殿と互に神文を取替、別て御入

魂候、此度天下亂劇につき、内府公へ爲御忠節、宮崎城を乗取所に、其方より御加勢可有こそ可爲本意に、剩諸勢を出さるゝに依て、數ヶ度相戦畢、是は薩州よりの下知にては有間敷か、定て外城の計たるへし、只今の様子筋違など、互に鬪論して和睦終に調ぬ、則稻津掃部助出合馳走有て、彼境靜謐に屬せり、庚子十二月廿四日、南郷鯛取時に串間の大勢出張して、鐵炮取合有し時、通山より横合に責上輩大塲十右衛門尉、日高勘左衛門尉、温水助之丞、弓削二郎右衛門尉、側の尾より中村彌七、中村藤兵衛尉等責上り、鐵炮せり合して互に引退きけり、

祐兵主逝去祐慶家督の事

豊後守祐兵主病惱終に不治して、去する慶長五年十月十一日、御年四十二歳にして、大坂に於て逝去し玉ふ、然れども嫡男左京亮祐慶未初年にして、日州に下り合戦を挑む最中なれば、祐兵主逝去の旨露顯せは、其威輕して其功成難かるへしとて、落合九右衛門、山縣太郎右衛門、看病の者には山田紀伊入道玄清等僅四五人密に談して、病中の眞似をして、日向宮崎の様子を聞届、翌年の暮春御逝去の旨を披露し、御葬禮

を營けり、法名報恩寺殿心關宗安大禪定門と申奉る、當家中興の明主なれば、上下萬民歎愁する事限りなし、高橋越中守殉死せんと思ひ定めれども、祐慶幼主たるの間しはらく守り立、七回忌に及て終に殉死を遂けり、嫡男左京亮祐慶主十三歳にして家督相續有て、同年四月八日上洛、家康公へ謁見し奉り、翌慶長七年四月十日、從五位下修理大夫に任せらるゝ口宣云、

口宣案

上卿 日野大納言

慶長七年四月十日

宣旨

從五位下藤原祐典

宜任修理大夫

藏人頭右中辨藤原經遠奉

祐兵主御子餘多あり、嫡女は姫路に於て誕生、後に伊東勝左衛門尉に嫁し玉ふ、北城殿二男修理大夫祐慶主、三女は成瀬豊後守室家、四女は瀧川左兵衛尉室家、五男祐壽童名次郎、後左門と號し、慶長八年四歳にして大坂へ上り玉ひ、六歳の霜月、江戸へ下向有て家康公へ謁見、長に及んで御扶持を拜領し、出仕を遂られ

けるか、病者たるに依て御斷申上、元和九年京都にのぼり、數年住居して、寛永十四年日向に下り住居し玉ひぬ、又皆御一腹の御兄弟なり、

日向記卷第十三

關東御下知に依て宮崎城を高橋に返事

宮崎城は去ぬる慶長五年十月朔日に攻どり、十一ヶ月に及び當家に相拘の所に、高橋へ可相返上意の旨、片桐市正使者を被差下間、前方以井伊兵部少輔申上、黒田如水以檢使伐取申、段々於奉行所雖訴申、祐兵主逝去有、其上高橋右近大夫元種は濃州大垣城に籠り御敵をなすといへども、九月十八日降參す、宮崎城をは十月朔日に責取故、降參の日限の後たるを以て可相返由御下知有、依之高橋に返し畢、慶長六年八月、肥田木圖書、平川分右衛門、矢野侃世城を相渡して、去年以來の軍勢皆徒に成にけり、

松壽院慶因尼の事

祐兵主の御後室を慶因尼と申す、十三歳時日向没落、豊後の國へ御流牢、天正七年己卯四月伊豫國へ御渡海、十五歳也、又天正十年壬午正月、播州御渡海の時、十八歳たり、天正十五年丁亥九月、日向へ御入國、二十三歳、又慶長八年癸卯正月、大坂へ御上り、慶長十年乙巳霜月、始て武州江戸へ御下り御居住あり、大相國家康公新將軍家忠公御臺盤所井家光公御臺盤毎年謁見し奉て吳服御拜領あり、寛永十四年丁丑三月四日、七十三歳にして逝去、松壽院殿正嚴慶因尼大姉と申奉る、歌の道にもすかせ玉ひしにや、在國の時、庭前の鹽竈の櫻盛りなりける比、

鹽竈の浦ならね共庭の面に風のよせくる花の白浪又武州江戸へ御下向の時、近江國鏡山にて古歌を思出て、
今日計曇れ近江の鏡山旅のやつれの影の見ゆるに
又武州江戸より佐土原道雲へ下し玉ふ、
立歸り又も來て見ん古里の老木の松よ面かはりす
な
言語道斷心盡しの海山をこえて吾妻の栖居せんこ
は

稲津掃部助切腹事

稲津掃部助執事職を受て忠功を勵し、殊に幼主を以て宮崎の合戦をなし、名を隣國に擧しかども、高麗引陣以後權威につる故、諸人疎みもて行折節、去ぬる年祐慶主の供奉して江府へ至り、黒田如水翁へ宮崎の城を空敷高橋へ返したる事を歎きければ、如水翁聞召されて、本多佐渡守へかねて仰合さるゝの間、祐慶主を江府へ詰させ、御兒小性の宮仕を致させよとの内意なり、然とも掃部助鍵さきにて取たる城地をさへ相返す事なれば、如水の指圖覺束なく思ひ、畏りぬる由同名又次郎と共に御請を申ながら是を用ひすして、祐慶主を供奉をなし歸國す、是より如水も氣任せなる者とや思ひ玉ひけん、掃部が武功は捨かたけれども、江府への供奉をは無用とそ玉ひける、依之祐慶并御母公も、掃部が行跡の不宜ことを増み玉ひけるとかや、其後掃部は伏見の城廢地の御普請被仰付、伏見へ上りけるか、兎角如水翁の御心入も頼み難し、加藤肥後守殿を頼まばやと思ひて、稲津因幡守に談して、宮崎一戦の根本、彼城を空敷相返さん事殘念の由を告奉る所に、向後如在有まじき由仰を

蒙り下國して、威勢日々長せり、或時掃部助清武より飢肥へ越けるに、安國寺の住侶定山和尚は伯父なれば、歸宅に及砌立寄けるに、掃部助が持たる扇子をとりて、將威少則不レ治、其威恣則身亡すと書玉ひて與へ玉ひぬ、是權威につるを箴められけるか、他人はなをしも目をそはたて、そ有ける、殊に去ぬる年祐慶主の秘藏し玉ひぬる御馬を、宮崎の先掛せんとにや請ひけるに、祐慶主も若年にはまじませども、我出陣せば此馬なくては功をなすへき馬なしとて惜せ玉ふ故、其義ならば少時借させ玉へ、押付返上可レ仕旨強て申上けるに依て、必返すへしとて預け玉ひぬ、宮崎合戦事終て、近習の士長倉三吉を使に遣し玉ふ序に、若輩の事なれば掃部に預け置し馬返さす、早速返すへき旨仰けるに、三吉清武に至り、御使の趣彼馬返上可レ申御意を達しけるに、掃部助立腹し、騷敷時世に當て、手先を守り在城す、用に可レ立馬あらは何疋も可レ賜に、無レ左して預置玉ひし御馬の催促こそ快らね、我取へき物にもあらず、しはらく世間の治るを見て返上すへしと思ひ今に格護す、祐慶主は御幼年なれば心付せ玉はぬも理りなり、何そや其方幼主の

側に居て、如レ此使をするこそ不届なれと荒らかにいかりけり、三吉是を聞て、身不肖なりといへども主君の使なり、我に悪口し玉ひぬるは主君への無禮なり、覺悟せよとて脇指をぬき出す、掃部三吉か勇氣にや恐れけん、主君の使なれば禮義を思ひけるか、其儘立て奥の座に逃入扉を立る所を、三吉追掛打かけぬれば、扉は破れぬれども掃部助は無恙、然る所に掃部助が家來阿萬三平とて勇者有けるか、走り來て三吉を討留ぬ、依レ是掃部を惡み、領主とも可レ成心入の由風聞する故、松浦久兵衛、長倉戎祐、山田土佐入道匡徳密談して、祐慶主の母堂へ申達しければ、御成敗あるへき由にて、御書付一通到來す、

一豊後様任御目懸、能老名敷衆談合無申事候、傍輩惡敷様申成、或腹を切せ或追出、一人にて家中を損候、是不見分にて候、修理大夫殿をも又我儘に申候事、家の爲にあらず候、其外違多候、一三吉事宮崎の城乗取候つる爲悦被遣候所に、辱とは存候はて、剩手つから討果候、主の使をかやうに行候ものにて候哉、昔にも例すくなく覺候、三吉事者修理殿二歳の時より日夜奉公申候つる、後に

は人にもなし候するところ思候つる、是題目の違にて候、

一家中の衆、若候而役にも立程の人を我そはに置、修理殿へは一向不宛付候、是も分別違にて候、

一新參者には知行過分に遣し、年比の人には大形に候事、是皆我爲にて候、修理殿爲には不レ成候、

一此度上方にて物毎に公義違ひ多候、ゆくゆく家の爲に成間敷候、

一豊後様へ高麗にて我身惡敷申成候故、御歸候て表住居召候て外聞惡敷、終に御果候、于今恨言天山に候、

一藏納之事我儘に申候故、修理殿手前不レ辨候事、此外條々違多候得共、先々書留候者也、以上、

祐慶及披見、掃部助事不届至極に思召れ、可レ被誅由御議定有、掃部助密に是を聞、慶長七年十月十二日、俄に人質を取入籠城す、兼て谷口源左衛門、假屋原甚右衛門は、清武に有て掃部助國政の相談をもとけしかは、假屋原申けるは、何そや幼主に向ひ敵對をなし玉はん、急き飢肥へ使者を差越、御佗言申上られ

身を退き玉はんこそ本意ならめ、若御承引なくは切腹有へき由いさめしかば、掃部助涙を流し、假屋原殿異見尤には候得共、家僕を召連て養ふへき貯なし、一身浪人致し候事、高麗以來諸大名方にも見知られ候へは、祐兵主の御目違にも可罷成候間、切腹より外の義はこれなし、もはや重て異見に及はざる旨申ければ、假屋原力なく、壹岐分左衛門を招き、何とぞ丁簡して異見を加へ玉へと申ければ、壹岐心得たりとて度々異見に及ふ、掃部助領掌して、假屋原を呼、貴殿の申さるゝ如く、譜代相傳の主君に向ひ弓を引事、本意に非ず、貴殿を頼入の間、飢肥へ相越し、松浦久兵衛を頼御侘言可申上旨趣は、一身牢人致さは、祐兵主の御目不覺にも可成間、乗船一艘、臺所船一艘、馬船一艘、武器相揃下し玉はるに於ては、浪人致し、城を明け可差上、此段御承引無に於ては、牢人罷成まじきの間、久兵衛取なし頼入由申けり、依之早速假屋原飢肥へゆき、其趣を久兵衛へ告ければ、久兵衛大形納得にて、祐慶主へ申上けれども、掃部か罪の重きにより、切腹にそ究りける、久兵衛假屋原に向ひ、掃部か御侘言御承引なし、此上は事故なく掃部切

腹可致了簡肝要たるへき間、此節忠功を勵へき旨申ければ、清武の諸士掃部威勢を以て駈立る故、敵味方の差別もなく籠城するといへども、祐慶主の御所存とも、又傍輩中の意趣とも辨へかたく相見ゆるの間、掃部方へ御不便には思食候へとも、切腹可仕由御直判の御文玉はり候は、さては上意に紛れなきと思ひ、御爲つくを存する侍は、其心得可有事にて候間、御油斷有まじき由申捨てそ歸りける、因茲掃部助へ玉はる狀に云、

依三重罪一切腹可仕由度々申付候所、遅々慮外之事候、豊州被懸御目候事無其隱儀候、預置城に楯籠延三時日、無科者に氣遣懸候事言語道斷、急度一人罷出切腹可仕事、侍之可爲本意候、恐々謹言、

十月十四日

祐慶御直筆

稻津掃部助殿

此狀掃部助拜見し落涙せしとかや、城中に楯籠る侍とも、祐慶主の御直判の來れる事を聞て、なにしに主君にかふへきとて、夜に紛れ立のきければ、掃部手の者披官計を残りける、然れとも人質の女童には矢野

侃世入置付置けり、侃世老功の武士なれば、知すかほにて警固をなし、折々掃部家來阿萬三平來て、人質は落失ぬか、侃世如何と尋れば、御心安かれ、一人も落失候はずとて、終夜篝を焼せていたりし、寄手大手の門を乗入比、一人も残す侃世後見して落しけるこそきこへし、さて掃部助は切腹すへき様躰ならず、たへと味方落失一人になるとも、一軍して見せんとそのしりける、夫に付同八月十八日、大勢押寄せ攻戦、寄手討死の輩は、

- 一番湯地治部少輔
- 二番金丸助作
- 三番後藤刑部左衛門尉
- 四番中村藤七兵衛尉
- 五番川崎勝兵衛尉
- 六番荒武清兵衛尉

右松市左衛門尉深手負、同十一月七日死去、
伊集院彌右衛門尉深手負、後死、

其外宮田久左衛門手を負、夫より大勢責入に依て、掃部助切腹す、廿九歳、吉田權内、平賀六助、横山彦助も腹を切る、掃部助妻女を始、かこいわ茶子岩子六助女房以上六人、阿萬三平走り廻て殺害す、其身も腹をそ切たりける、其時稻津空右衛門黒木十兵衛を殺し、津川茂右衛門、須田五郎助、井野小助、廣瀬與三、切通伴右衛

門、此五人にも腹を切せけり、掃部助弟牛之助は、飢肥に於て切腹なり、傳に云、掃部助妻女は川崎大膳繼子也、掃部助籠城に及んで、女の事なれば子細有まじき間、母の許に歸さん事を進めけれども、女とは生れぬれども、夫の最後を見可歸に非ずとて、未年若かりけれども、老しやかに返答して、今日大勢寄來る由をき、城兵の心を一にして、落失かたかるへき助とや思はれけん、俄に齒黒を出し、城兵に不殘つけさせぬるか、最後の躰も勇々しかりけるとなん、又執事稻津因幡守は掃部助か養父也、掃部切腹の事を因幡守には知せ玉はさりければ、直子たりと云ども、譜代の主君にかへ奉るへきに非ず、まして養子なるに一言知せ玉はぬこそ心うけれ、執事たる身のかく疑はれては奉公難勤とて、當家を立退きけるとかや、

黒田長政より祐慶主へ指南書通の事

祐慶主慶長七年十一月四日首途して上洛し玉ふ、翌慶長八年正月、祐慶主の母堂并祐兵主の三女仙子、同四女子、五男次郎祐壽、祐兵主の姉高城殿同道にて上洛、松浦久兵衛、荒武甚右衛門、假屋原甚右衛門、平川分右衛門、其外數十人供奉す、此時豊後嵯峨關より、松

浦久兵衛、平川分右衛門、假屋原甚右衛門、此三人を筑前の博多へ遣し、去年稻津掃部助切腹に付、家中の仕置并萬算用の目録を黒田如水公へ見せ參らせ、萬下知を受けて彼三人上洛す、同年四月初、黒田甲斐守長政も江戸より上洛有ければ、京都に於て彼目録等披見に入、諸事指圖を受玉ひけり、祐慶主若輩たるの故、甲斐守長政より行跡指圖の趣を、十一ヶ條書記して送らる、

- 一 二日一度御定候而、御目見登城可_レ有事、
- 一 節々御上京御無用候事、
- 一 御小姓をさなき衆之側に御入候儀御無用事、節節御著合も不_レ入事、
- 一 内證太郎右衛門申聞候儀可_レ被_レ開召一事、
- 一 爲_二年寄_一東紀學校、其外何茂御六ヶ敷候共、御宿老衆とは細々御參會尤候事、
- 一 爰元大勢人被_レ置候儀不_レ入事、
- 一 船等之儀者、拙者留守居之者申置候之間、伏見え之御上下可_レ被_レ仰付一事
- 一 御貯之儀、日記銘々被_レ成候而、如水頼而被_レ罷上_二候間、御談合可_レ被_レ成事、

一上之儀あたにも思召候者、御罰御當候はんと、我等者存寄候事、

一 御家中之者御成敗之儀共等、我等之御談合可_レ有候、卒爾被_レ仰付_二間敷事、

一 廿より内諸事御心之儘候而者、人に御成有間敷と存候間、晝夜御心遣肝要存候、以上、

卯月廿日 黒田甲斐守

伊東修理殿

祐慶主の母堂江府へ參向付妹婚禮の事
慶長十年十月廿六日、祐慶主の母堂^{院殿}、并祐兵主の三女五男次郎祐壽伏見を立て、人質として始て江府へ參向あり、母堂は秀忠公の御臺盤所へ謁見して、五人扶持下し賜はる、夫より家光公御臺盤所に至り、毎年拜趨して時服拜領也、右三女は十七歳、祐慶主の娘として成瀬吉右衛門三男清吉^{後成瀬}縁を組て、翌慶長十一年二月卅日婚禮を調ふ、四女も^{十六}慶長十二年四月、大坂に於て瀧川左兵衛尉に婚禮あり、
兩御所御上京付再領地の高を擧る事
慶長十年二月、家康公并秀忠公御上京、四月七日、秀忠公征夷大將軍に任し玉ふ、此時秀忠公の從兵十萬

騎、行路の粧ひ花やかなりしとかや、祐慶主は兼て伏見に在り、同年六月八日、初て木曾路を経て江府へ參向し謁見し奉り、御暇を賜つて、七月十五日京着、同十一月下國す、同年三月、平川分右衛門領分檢地帳を伏見へ持參、奉行所に達し、高五萬七千八百拾石餘に究む、是は去文祿元年檢使を受け、高三萬六千石に究むといへども、祐兵主猶以高を擧んと思食し、文祿四年密に檢地し玉ひけれども、餘慶なふして四萬五千石有_レ之しかは、穩便にして止玉ひぬ、然るに祐兵主逝去の後、落合九右衛門、山縣太郎右衛門兩人談して、伏見にて高六萬石の旨披露す、是を國の執事聞て、若所かへ等の時は、引渡す帳面なし、急き檢地せしめ可_レ然旨評議して、川崎主水、三谷作右衛門、平川分右衛門奉行して、慶長九年冬檢地して、右の通り、

藤松丸御誕生并御痘瘡祈禱の時稻荷勸請の事
慶長十四年己酉七月十日卯刻、祐慶主の嫡男祐久主洛陽に於て誕生、虎屋宗以宅にて祝儀あり、鶴千代主と號す、然るに右趣を江戸へ注進する所に、飛脚到來せさるの先、祐慶主の母堂御夢想の告有_レ之、

枝は枝をひ立松に藤そへて
是に依て藤松丸と童名を改玉ひけり、元和四年、藤松主祐久痘瘡を憂玉ひけるに、氣色大切に及て、漸く平愈し玉ひぬ、此時家中の侍百姓に至る迄快氣を祈つて、或祈禱をなし、或諸國の神社へ參詣を遂げるとなん、此年日州都於郡岩崎稻荷大明神を飢肥新山に勸請す、導師祐遍法印也、此法印修驗者にて加持の功も有けるにや、

祐慶主薩州越山付大佛材木の事
慶長十六年八月十一日、祐慶主隣國の好をなさんかため、薩州鹿兒島へ越山、島津殿へ參會、馳走宛も目を驚かせり、又能興行有て歸城に及ふ、洛陽大佛殿は、去天正十六年、秀吉公南都の舊例を模して經營し玉ひけるに、慶長元年七月十二日、大地震にて佛像破裂す、其再興をなし玉はんため、佛像を鑄らる所に、鐵火胴胎に入て火災の媒となり、佛殿燒失す、然るに去ぬる慶長十四年、再興事始て、佛殿の良木を賣人に便を求らる、今慶長十六年に、飢肥領北河内龜河内に於て大棟木松丸太^{長十四}、同年四月廿日より杣人入て、同六月晦日、障子ヶ島に引出す、入夫七千人卅七

組にして川出ししけるとかや、同七月三日龍穴を出船して、同月大坂に着船し、請元の賣人岸部屋三郎右衛門、金屋了圓手代廿五人來て請取、平川分右衛門、壹岐彦左衛門、松浦久兵衛尉に談して、代銀九十貫目に賣渡し、其外六七八九間の末口物餘多、銀子十六貫目に賣渡しぬ。

松浦久兵衛切腹付豊後大島の沖に於て難風に依て供船破損の事

慶長十七年正月十日、執事松浦久兵衛行跡恣にして、家士悉く是を疎む、依之鶴戸に放し、六月廿九日、彼地に於て切腹させらる、同十八年壬丑正月十八日、祐慶主京都より江府へ下向、同六月下國の刻、豊後大島にて難風に逢ひ玉ひ、供船二艘破損すといへども、溺死する者なし。

大坂冬御陣祐慶主供奉の事

同十九年甲寅、祐慶主江府に參向す、九月七日酒井讚岐守宅に、在江府の諸大名招き、御當家に對し二心なく忠功を可レ抽旨、起請文を書せらる、其文に云、

敬白天壽靈社起請文前書之旨

一奉對兩御所様、不レ可レ致別心表裏事、

一對背三上意輩、一切不レ可レ申談事、

一被三仰出御法度以下、毛頭不レ可レ申三相背事、右之條々、若於レ致違背者、忝茂

上者梵天帝釋四大天廿八宿、下者堅牢地神之三十六禽、別而伊豆箱根兩所權現、三島大明神、熊野三所權現、稻荷祇園賀茂上下大明神、松尾平野大明神、諏訪大明神、正八幡大菩薩、天滿大自在天神、愛宕大權現、摠而日本國中六十餘州大小神祇氏神部類眷屬、各罷蒙神罰、冥罰深厚、於今生者受三白癩黑癩重病於四十貳骨、於來世者令墮三在無間地獄、浮世更不レ可有之者也、仍起請文如レ件、慶長十九年九月七日

本多佐渡守殿

酒井雅樂頭殿

同十月中旬、大坂御進發にて、兩御所江府を御出馬、同廿一日京都に御着駕なり、祐慶主も供奉に依て、母堂松壽院在江府家中の諸侍を招き、今度祐慶年若して出陣す、何れも譜代の者共なれば頼み思召の間、疎畧有ましき旨直に仰渡さる、其體女姓ながらも勇ましかりしと也、其比大坂屋敷の奉行に長部長右衛門

尉在番す、將軍の御先勢大和山城に着陣の由聞へければ、祐慶主より注進なき間、屋敷も惣曲輪に圍ひ入れけり、長右衛門下知下の者を呼て、家康公の御先勢大和山城に着陣しぬれど、祐慶主注進なふして、何方の敵味方たる事を不レ知、留るへきか立退くへきか、各了簡を聞はやくと被レ申ける、外山吉右衛門と云し者年若き右筆なりしか、是は我等如きの愚智文盲なる者の可レ知所に非ず、長右衛門は常に信心にして佛神を崇敬し玉ふ事なれば、此節みくしを卸し佛神の加護に任せ玉へと申す、長右衛門實もとや思ひけん、則みくしを請ければ、家康公の御味方にををりにける、依レ是夜廻りの隙を窺ひ、少々有ける金銀并可レ用荷物等相調待ける所に、屋敷も圍の近所なれば、夜廻りの通り過るを見考て、はしこを持出て垣にかけ、難なく忍び出けるか、垣きわの堀に沙溝で、可レ越様もなかりしに、われ船の傍に有けるを見出し、水入所には小袖をぬきて補ひ、鍵の柄を以さし渡り、夫より堺の浦に至り、大和路へ趣きける、家康公の先勢彼方陣をもふけて、可レ通様もなかりけるに、長右衛門物馴し者なれば、伊東修理大夫家來な

り、今度家康公の御味方仕に依て、軍用の金子を調、大坂圍の中を忍び出京都へ出て、修理大夫助けにせん爲罷通り候の間、通させ玉へと陣所々々にて色代しければ、其儀に於ては通すへしとて、難なく京都へ參着し、祐慶主へ御目見を告げれば、御感不レ斜、長右衛門持來る所の金子もわつかなれば、軍用不足せり、大坂の町人に天ヶ崎屋七右衛門と云者あり、本より有福にして、常々に金銀の用をも達しけるに依て、彼七右衛門を尋出し、才覺させはやとの玉ひて、方々尋ねけるに、漸く尋ね出して參りけり、祐慶主直に七右衛門を呼て、此節汝を頼ぬる間、金銀を續け候へと仰けれども、金銀有といへども、此亂を聞て或は人に預け或は敵に深く藏、或は遠國に遣し置ぬれば、急に參すへき事難レ叶由答へけり、祐慶主重て仰けるは、汝を頼みに來りぬ、今汝さへ如レ此なれば、今度の御奉公は難レ成とて、御泪を流させ玉ひければ、七右衛門忍び難くや思ひけん、近所に金子の椀折敷を一人前預け置ぬ、志には是なりとも捧くへしとて、やかに持參して參らせけるとなん、其後祐慶主大坂に至り、京橋口に仕寄を付、遠矢を射させられしに、兼て種子

筒組とて、種子ヶ島の鐵炮十及玉卅人一組にして置玉ひけるか、此節此組を用ひ可然とて、江府を打立玉ひし時、在所へ呼に遣されしか、在陣の内到着し、夫より遠矢の驗も見へて宜しかりけるとかや、彼仕寄場に於て矢野十内、安藤吉右衛門尉、川崎五助鐵炮に中て死す、其後和睦となりて、祐慶主へも御暇被下御飯國なり、元和元年四月四日、大坂御手切にて、大御所再ひ駿府御出馬、同十八日京着、將軍秀忠公も、同廿五日京着、同五月五日、大坂表御動座、同六日玉造口に於て御合戦、翌七日大坂城没落して、秀頼公御生害也、先達て江戸兩御所御出馬の段聞へければ、祐慶主軍勢を催し、馳參して軍功をなさんかため、五月八日船に乗り、折生追に至て順風を相待所に、大坂落城して、天下泰平の旨告來る、依是軍勢を殘し置、祐慶主上洛し、同八月下國なり、今年國主領主の外城廢地に彼二仰付、當家に於ても曾井清武紫波洲崎酒谷南郷五ヶ所の城を掃せらる、

秀忠公御朱印付 飲肥領洪水の事

元和二年丙辰四月十七日、家康公薨御、東照宮と崇め奉る、秀忠公御治世新政の賀儀を申上く、翌元和三

年、祐慶主へ采地相續の御朱印を下し賜ふ、其文に云、

日向國宮崎郡之内所々都合五萬七千八十石餘目録在別紙一紙、宛三行之一訖、可令全領知之狀如件、

元和三年五月廿六日 御朱印

伊東修理大夫とのへ

同年十二月廿日、祐慶主上洛、同九月七日、飲肥領大風甚雨洪水して、後町并町前津留清武は石切町人屋押流され、溺死八十二人、牛馬其數を知らず、

祐久主初て江府へ參向付唐人訴論の事

元和七年十月、祐慶主の嫡男祐久主日州を發足して、閏四月十四日大坂へ着船、極月二日伏見を出て、同十四日江府へ參着、御目見を遂げらる、供奉には去元和五年祐久主の居宅を飲肥城内西丸經營して移し玉ひぬ、其時後見渡邊内匠、右筆川崎七右衛門、其外渡邊權八、中村半七郎、郡庄三郎、茶道宮田休意、川崎與三左衛門、山田七郎兵衛、川崎久左衛門、谷口孫左衛門、肥田木三右衛門、太田原善左衛門、荒武諸右衛門此等を付置玉ひけるか、今度の供にも從ひけり、元和七年、唐船飲肥領油津に着して、唐人永滯留す、然るに長

崎に住する唐人明宇、薩摩片浦唐人新老、油津の唐人二官、并に若き者こくしや二十四人相手にして曲事をなす、長崎の奉行長谷川權六に書付を以て明宇申出ける故、其趣祐慶主へ申來る狀に云、

態申入候、仍長崎家持罷有唐人共、其許え申分候而、此唐人差越申候、様子被三開召届、異國人之事御座候間、可然様御差引御申付尤候、委細者此唐人可申候、恐惶謹言、

八月廿四日

長谷川權六

伊東修理様

尙以、我等へもケ様の書物を以申候間、其許へ其書物四つ遣之候、御披露可有候、以上、

右通申來るに付、平川分右衛門尉、弓削次郎右衛門尉兩人、薩摩片浦の新老、此方の二官并若衆こくしや二十四人長崎へ召列、權六前に於て對決に及ぶの所に、此方唐人二十四人の内拾二人、俄に明宇方に成故、此十二人は權六の格護也、殘十二人は此方へ格護す、依是町屋を借籠とし是に置て、弓削次郎右衛門、入江四郎右衛門、其外足輕小人をして守らしむ、翌元和八年、右双方の唐人、平川分右衛門、弓削次郎右衛門、杉

尾才兵衛、入江清右衛門召つれ、江府へ相こし對決に及ぶ、立合の御役者は酒井雅樂頭、土井大炊助、酒井讚岐守、永井信濃守、安部備中守、島田彈正、米津勘兵衛也、長倉織部、弓削次郎右衛門、杉尾才兵衛、入江清右衛門、平川分右衛門唐人召列罷出で、唐船着船の砌より子細分右衛門存たる故を以、始終請答をなし、此方の唐人利運となる、

家光公御上京附祐慶御目見の事

元和九年癸亥、家光公御上京、是に依て御袴献上す、其時被三成下御書に云、

就今度上洛之儀、裏付袴三到來、入念之段欣思召候、尙酒井雅樂頭可申候也、

六月四日

御黒印

伊藤修理大夫とのへ

七月十三日、家光公御上京、同廿七日征夷大將軍に任せらる、此時祐慶主御先に京着して、御着御を待奉る、次男熊太郎祐豐後主勝止と號、此時十二歳、今年四月在所を立て上洛し、同十月八日初て御目見を遂らる、其後御小性に召仕ひ玉ひける、

加藤肥後守改易の節番手事

寛永九年壬申六月十七日、加藤肥後守忠廣國を籍して改易せらる、依是祐慶主熊本の城番を可勤旨奉書到來して、手勢貳千五百人引率し、同年七月十二日、飢肥御出馬、清武に三日逗留、同十六日清武發足して平井倉に一宿、同十七日津野、同十八日門川、同十九日縣柴竹、同廿日船瓦、同廿一日肥後熊本に參着、城中に入坪井口を請取て勤番なり、又玉名郡十二萬石、山鹿郡三萬石、都合十五萬石の代官に、役者を當て勤しむ、此時飢肥より肥後に至る迄の兵糧、兼て平川文右衛門勾勤して、平井倉止宿の兵糧は、佐土原領主へ借用し、津野の兵糧は財部の領主にかり、又門川より肥後熊本迄の兵糧は、門川表に兵糧船一艘横山勘右衛門、縣へ一艘稻津彦左衛門警固して乗廻し置、是を以諸事無滞相調、其上なから加藤家の侍、城を抱て不渡用意の旨風説有て、心遣の折節なれば、諸事無滞様にて、熊本にも先達て松浦志摩掾を遣し、鍋島家へ米四百石^{内大豆}を借りて、參着以前に肥後へ廻し置れり、供人高肥後上使並在番等を左に記す、

七十二騎騎馬士

百廿四人歩行士

- 七百九十二人騎馬從者
- 五十六人歩行草履取
- 廿一人櫛くちさり
- 百 人長柄者
- 十二人御馬印持頭共
- 十一人持筒
- 七拾六人弓五十張二組 三百八十人^{鐵炮二百五十挺、十組、内種子筒五十挺}
- 八 人陸尺
- 拾四人料理人納戸役人小人頭 廿五人貯方宰料
- 廿 人扶持方奉行升取走使共 九 人跡さらへ
- 四百廿三人夫丸 三百人人足小荷駄口付
- 都合貳千四百九十六人也
- 上使 稻葉丹後守 内藤左馬助
- 伊丹播磨守 水野日向守
- 板倉内膳正
- 御番代石川主殿正
- 御横目石川三右衛門尉 秋山修理亮
- 勘定衆諸星清左衛門尉 能瀬小十郎
- 曾我又左衛門尉
- 番手衆中川内膳正 伊東修理大夫

毛利攝津守

秋月長門守

島津右馬頭

稻葉民部少輔

八代 有馬左衛門佐

木下右衛門大夫

各一同に城請取、勤在番并御代官預所、

阿蘇郡詫摩合志津留崎

高十五萬百五十貳石五斗餘

中川内膳正

玉名郡山鹿郡

高拾四萬九千六百五石餘

伊東修理大夫

蘆北益城津留崎

高拾二萬貳拾三石五斗餘

稻葉民部少輔

飽田郡

高七萬四千三拾石餘

島津右馬頭

宇土郡益城

高拾貳萬四千七百十石五斗餘

有馬左衛門佐

八代郡

高六萬千七百七拾石餘

木下右衛門大夫

菊池郡

高貳萬六千五百八十四石餘

毛利攝津守

山本郡

高二萬五千六百七拾石餘

秋月長門守

合高七拾三萬四千八百三拾五石餘

内貳萬三千百石餘 豊後津留崎分

右之通に相定り勤番の所に、細川越中守忠興拜領によつて、熊本の城を相渡し、同年十二月十六日、祐慶主歸國す、

祐慶主所々御普請事

慶長七年壬寅六月、伏見城の地形普請を仰付られけるに依て、稻津掃部助普請子六百八人召列、上洛して普請調、同八月下國す、其時忝も被下御書に云、

其元普請之儀、如先書申候、炎暑之時分、誠以苦勞之到候、雖非差儀候、以使者申候、仍帷子相送之候、尙追而可申越候、恐々謹言、

六月十八日 秀忠公御居判

伊藤左京亮殿

先日以來不染筆候條令啓候、其地普請之儀、度度如申越候、苦勞之至察入計候、猶期後音之候、恐々謹言、

七月九日 秀忠公御直判

伊藤左京亮殿

一慶長十年正月、祐慶主上洛、江戸御普請仰付られ、

松浦久兵衛人夫六百人一組百召列、霜月廿七日江戸參着して是を勤む、右人夫内石取二百人、伊豆鎌倉腰越にて、石船廿艘并奈備前守より渡さる、同四月普請子二百人下し、餘者江戸普請に残りて後に下る、凡江戸普請用銀九十六貫目也、

一慶長十二年丁未霜月廿日より、駿河御普請人夫千人上る、一老松浦久兵衛尉、五組頭壹岐太郎左衛門尉、稻津次郎左衛門、長倉平兵衛、川崎平兵衛、一組二百人宛、肝煎二人、日記付二人、馬廻奉行二人宛、公義奉行野崎十左衛門、翌年戊申九年普請調、用銀都合八十七貫目なり、

一慶長十四年己酉十二月、丹波龜山城普請被_レ仰付、人夫千五百人上る、三組、但壹組三百五十人宛、一老松浦久兵衛一組、壹岐太郎左衛門一組、長倉平兵衛一組、肝煎幸料日記付馬廻奉行一組三人宛、一尾州名護屋の城本丸の普請有_レ之、翌十五年庚戌正月人夫上る、二月より取付、同九月調、其時之御書に云、

其許普請被_レ入_レ情之故、本丸早々出来、悦思食候、炎天之時分一入苦勞候矣、

六月廿日

家康公御黒印

伊東修理亮とのへ
一慶長十七年、江戸千石夫の御普請有、是に依て普請子百人、翌正月上り、同七月下る、飢肥清武より五十人宛二組、壹組海老原助之允、壹組弓削次郎右衛門、一組々々に宰領日記付八人宛、

一慶長十七年壬子、江戸御普請に付て、伊豆國宇佐美より割石運送すへき由仰付られ、同年正月より八月迄是を勤む、其節割石献上に依て、秀忠公より下さるる御書に云、

割石如_二目録_一到来、悦思召候、猶安藤對馬守可_レ申候也、

四月七日

御黒印

伊東修理大夫とのへ

一慶長十八年癸丑十月、江戸大御普請仰付られ、人夫上る、三組にして、一組長倉織部佐、一組伊東主馬、一組川崎大學助、宇佐美石取奉行米良左馬助、翌甲寅調、人夫下國す、

元和五年己未、大坂御普請、半役の人夫を以て勤むへき旨仰付られ、川崎大膳伊東主馬人夫召列、彼地に至

り是を勤む、用銀二百五貫目を以、數月にして調畢、是に依て秀忠公より下賜御書に云、

今度大坂普請之儀入_レ精之故、早速令_二出来_一之段、悦思召候也、

十月廿一日

御黒印

伊東修理大夫とのへ

右の節老中よりも連書一通到来す、其寫、今度大坂普請之儀、被_レ入_二御念_一被_二仰付_一候故、早速出来之段、別而被_レ思_二召御感_一候、下々辛勞之程、自_二拙者共_一懇可_レ申之旨上意候、恐々謹言、

十一月廿一日

安藤對馬守判
土井大炊助判
本多上野介判
酒井雅樂頭判

伊東修理大夫殿

元和六年庚申、大坂御城石垣御普請被_二仰付_一、人夫千餘人上る、組頭川崎大膳亮、伊東主馬二組なり、一與に肝煎一人宛、日記付一人、公儀奉行野崎十左衛門、半役の用銀二百四十五貫目なり、十二月御普請成就す、其砌秀忠公より被_二成下_一御書に云、

爲_二見廻_一被_二申越_一、殊帷子五重、遠路念之入候儀、不_レ單_二是非_一候、此比上國之由、然者於_二其地_一普請之旨、誠以苦勞之到候、猶大久保相模守可_二申送_一候、謹言、

五月十四日

秀忠公御居判

伊東修理大夫殿

今度大坂普請之儀、萬事入念依_二申付_一、早速出来、悦思召候也、

九月十一日

御黒印

伊東修理亮とのへ

一元和九年癸亥、大坂本丸石垣御普請、石取伊島蘆屋方々是を遣す、蘆屋石取奉行伊東傳左衛門、大坂三度目之普請、用銀七十貫目也、長倉織部、一寛永五年戊辰正月より、大坂御普請之人衆上る、三月取付、同六月落成して人衆下る、

家光公御治世付諸國巡見使并御朱印の事

寛永九年正月廿四日、秀忠公薨御、台徳院殿と號し奉る、家光公御相續、翌年諸國へ巡見使を遣はさる、上使小出對馬守、城織部、能勢小十郎、薩州より牛の峠を越當領へ來着、此時去年二月、牛の峠絞塚山論起り

しゆへ、飢肥領たるの趣を、牛の峠に於て達す、薩州より三角石にて委細言上するの所に、此所境には難成、伊東の申こく峰切たるへき由被仰通り玉ふ、其翌年島津黄門より、牛峠山境は當家へかた付らる、西河内北河内は追て相談可有之との義なり、右上使巡行の時、薩州にてやくの島種子ヶ島へ渡海の旨ありしかども、大洋の船行難成やうに申上げる故、當領へ入玉ひ、南郷筋を通らせられ、目井延命寺に少時逗留にて、彼地よりやく種子ヶ島へ渡海有けるとなん、同十一年、家光公より祐慶主へ領地の御朱印を下し賜る、其文云、

日向國宮崎郡之内所々、都合五萬七千八拾石目録在別紙、事、任去元和三年五月廿六日先判之旨、全可領知者也、仍如件、

寛永十一年八月四日 御朱印

伊東修理大夫とのへ

同年七月十一日、家光公御上洛、祐慶主并次男祐豊御小性にて供奉し奉る、

祐慶主逝去祐久主家督事

寛永十三年丙子四月四日、修理大夫祐慶主病氣快氣

を得ずして逝去し玉ふ、柴東禪寺に葬送し奉る、兼て開山嶺南和尚に契約せられしかば、東禪寺殿泰雲玄興大居士と法諱す、此時在所に於て米良勘之助、長沼喜兵衛、外山源十郎殉死す、祐慶主に男子二人あり、嫡大和守祐久主、二男主膳正祐豊也、故匠作の領地高五萬七千石餘の内、清武二萬三千石の地は、二男祐豊に配分すへき旨、祐慶主直判の遺書没後に出たり、在江戸の執事松岡八郎右衛門尉眞信、其外家を重するの臣等、皆以て謀書なりと响やきけれども、直判有之上は、流石に偏し難して披露に及ひぬ、是より嚮、筋目違の遺言立られ間敷旨、御制戒の條目出しをかれぬる上は、いかなる御沙汰にや及はんすらんと、各膽腑を動す所に、祐久主は小地を過半分散しては、人馬乏しふして軍役も勤難し、兄弟に差別なければ、主膳正に成とも又某に成とも、台命に任せ奉ると訴へ玉ひけり、同五月廿九日、酒井讃岐守忠勝朝臣の宅へ祐久主を召れて、前修理大夫筋目違の遺書不届に思召さるゝといへとも、數年御奉公大切に仕、其上今度祐久申分神妙に思食の間、修理大夫舊領、新知として祐久に下し賜るの旨有難く存奉るへきと演達せら

る、且亦主膳正には、何程なりとも祐久心次第に内證にて合力可仕となり、是に依て祐久主廿八歳家督相續し、同六月廿八日、御太刀馬代白銀二百兩綿百把献上して、御禮を申上玉ひける、故匠作爲遺物國光の脇指、清拙の掛物献上なり、主膳正は若年より御小性を勤られける故にや、御倉米二千俵拜賜す、兄祐久主よりも高の内にて三千石を分知し玉ひけり、

一祐慶主飛鳥井參議雅庸卿蹴鞠印可脱カ有之、十二月三日也、

就當城作事、鉸如目録到來、善思召候、委曲土井大炊助可述候也、

三月十五日

秀忠御黒印

伊東修理大夫とのへ

難波常雄
田口重男
文傳正興

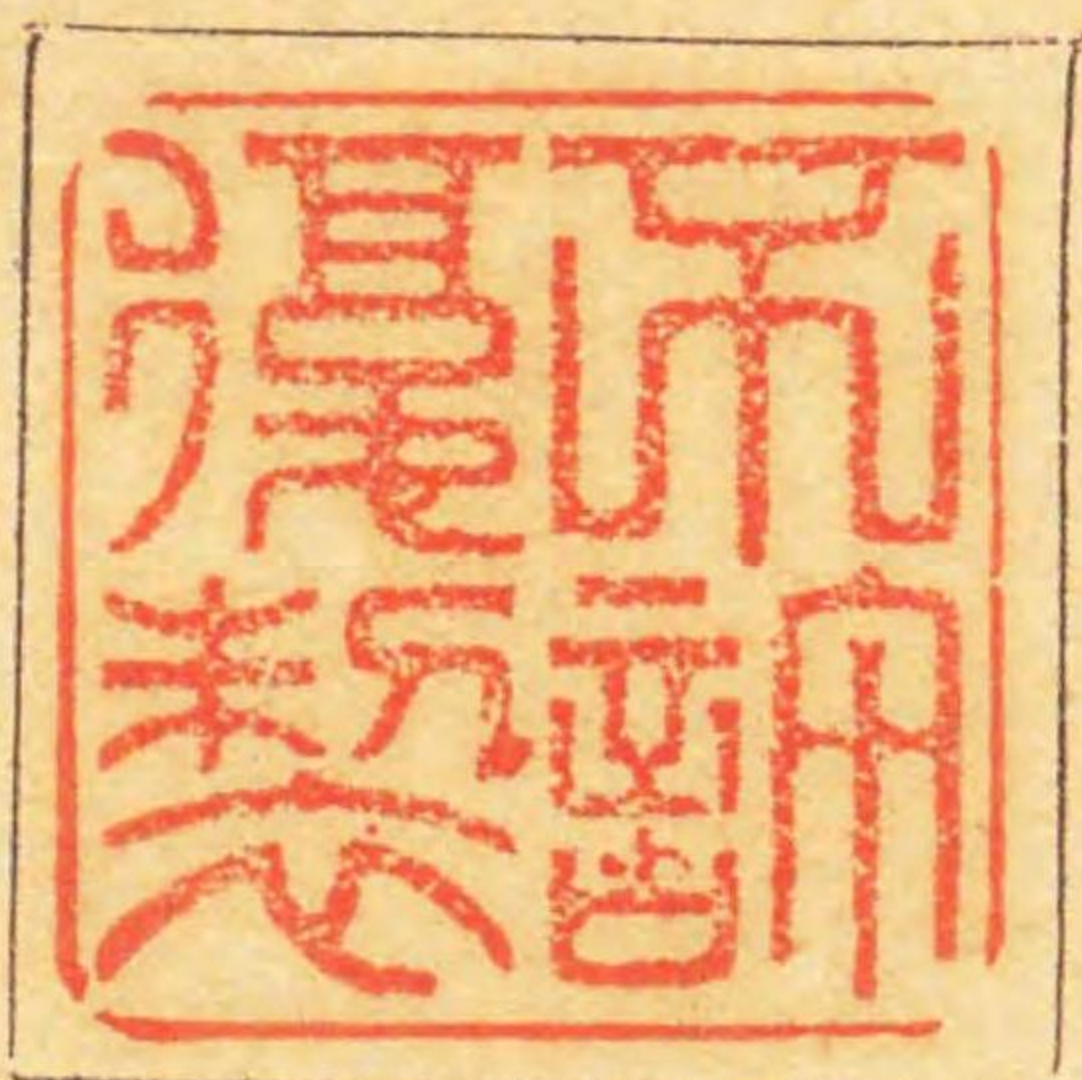
日向記終

史籍雜纂第一終

明治四十四年八月廿五日印刷
明治四十四年八月三十日發行

(史籍雜纂第一奧附)

非賣品



編輯者兼
發行者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者

早川純三郎

印刷者

東京市芝區櫻田和泉町七番地
高宗啓藏

印刷所

東京市芝區櫻田和泉町七番地
國書刊行會第二工場

